

平成28年第1回大多喜町議会定例会

## 12月会議会議録

平成28年 12月7日 開会

平成28年 12月8日 散会

大多喜町議会

## 平成28年第1回大多喜町議会定例会12月議会会議録目次

### 第1号（12月7日）

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 出席議員                  | 1   |
| 欠席議員                  | 1   |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者 | 1   |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名    | 1   |
| 議事日程                  | 1   |
| 開議の宣告                 | 3   |
| 行政報告                  | 3   |
| 諸般の報告                 | 4   |
| 会議録署名議員の指名            | 7   |
| 一般質問                  | 7   |
| 山田久子君                 | 7   |
| 麻生勇君                  | 27  |
| 渡邊泰宣君                 | 42  |
| 野中眞弓君                 | 55  |
| 吉野一男君                 | 70  |
| 根本年生君                 | 84  |
| 会議時間の延長               | 95  |
| 散会の宣告                 | 104 |

### 第2号（12月8日）

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 出席議員                  | 107 |
| 欠席議員                  | 107 |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者 | 107 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名    | 107 |
| 議事日程                  | 107 |
| 開議の宣告                 | 109 |
| 一般質問                  | 109 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 吉野 僖一君                       | 109 |
| 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 126 |
| 議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 128 |
| 議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 137 |
| 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 152 |
| 議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 153 |
| 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 156 |
| 議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 160 |
| 議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 175 |
| 議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 177 |
| 請願第3号～請願第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 180 |
| 日程の追加                        | 186 |
| 発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 186 |
| 保留答弁の申し入れ                    | 188 |
| 休会について                       | 189 |
| 散会の宣告                        | 189 |
| 署名議員                         | 191 |

第1回大多喜町議会定例会12月会議

( 第 1 号 )

# 平成28年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成28年12月7日(水)

午前10時00分 開議

## 出席議員(10名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 根本年生君 | 3番  | 吉野一男君  |
| 4番  | 麻生勇君  | 5番  | 野村賢一君  |
| 6番  | 江澤勝美君 | 8番  | 渡邊泰宣君  |
| 9番  | 吉野僖一君 | 10番 | 山田久子君  |
| 11番 | 野中眞弓君 | 12番 | 志関武良夫君 |

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定による出席説明者

|        |       |             |        |
|--------|-------|-------------|--------|
| 町長     | 飯島勝美君 | 副町長         | 鈴木朋美君  |
| 教育長    | 石井信代君 | 総務課長        | 加曾利英男君 |
| 企画財政課長 | 西郡栄一君 | 税務住民課長      | 市原和男君  |
| 健康福祉課長 | 永嶋耕一君 | 子育て支援課長     | 山岸勝君   |
| 建設課長   | 野村一夫君 | 産業振興課長      | 吉野敏洋君  |
| 環境水道課長 | 米本和弘君 | 特別養護老人ホーム所長 | 君塚道朋君  |
| 会計室長   | 三上清作君 | 教育課長        | 野口彰君   |
| 生涯学習課長 | 古茶義明君 |             |        |

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 渡辺八寿雄 | 書記 | 田中雅人 |
|------|-------|----|------|

## 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

### ◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

本年も余すところわずかとなりました。時節柄、大変お忙しい中、平成28年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日12月7日は休会となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開します。

これより、12月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成28年第1回議会定例会12月会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には年末の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、10月第2回会議以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

この中で、11月11日には大多喜中学校で中学生議会が開催されました。議員の皆様方も気づかれたことと思いますが、一般質問を通じて中学生のふるさと大多喜に対する深い愛着を感じることができました。

また、23日には養老溪谷で紅葉まつりが開催され、これに合わせて城下商店街や中野駅などでさまざまなイベントが行われました。当日は大勢の観光客においでいただき、紅葉を初め大多喜町の魅力を満喫していただいたのではないかと思います。

さて、本日の12月会議でございますが、あすにかけて7名の議員による一般質問が予定されており、その後、広域市町村圏事務組合規約の一部改正に関する協議、条例の一部改正、

辺地に係る総合計画の策定、そして一般会計と特別会計の補正予算に関する議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議をいただき、可決をくださいますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回定例会10月第2回会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物により、ご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち10月31日に開催された平成28年第2回国保国吉病院組合議会定例会の関係につきましては、1番根本年生君から報告をお願いいたします。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 平成28年10月31日にいすみ医療センター会議室において議会が開かれました。

まず、1番として、国保国吉病院組合一般職の任期つき職員の採用に関する条例の制定、2として平成27年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定について、あと、報告事項が1件ありました。

まず、議題の任期つき職員の採用に関する条例の制定に関する内容でございますが、1つ第2条にその職員の任期を定めた採用ということは、今まで高度の技術者がなかなか見つからないということで、それを短期的に、その方といろいろ都合等も聞きながら、高度の医療に関する技術者の職員を任期つきで採用したいと、その旨の制定でございます。

続きまして、決算の内容につきましては、引き続き大変厳しい状況であるということが示されました。今年度の、当年度の純損失が1億4,500万円。累計の欠損額は13億7,000万円。それを合わせますと10億円近い欠損金が発生しております。

しかしながら、資本金が28億円あるということですので、すぐどうこうはありませんけれども、早急な改革が必要であるという報告を受けました。

続きまして、報告事項の資金不足比率の報告につきましては、今のところ資金不足比率については問題ないという報告がございました。

続きまして、これは会議とは別なんですけれども、いすみ医療センター新公立病院改革プランについて、という案について、前回ここでも説明があったと思いますが、その後の経過について説明がありました。



その中では、まず、今現在、山武長生夷隅ということで二次保健医療圏別ということになってはいますが、今後は、やはりこの地域、亀田病院に依存している部分が多いので、今後安房地域との連携を深めていく必要があるのではないかという発言がございました。

あと、この地域において、特に夷隅地域において1つ病院がなくなるということがありまして、その関係でリハビリ機能の強化を目指す必要があるのではないかということでもございました。

それと、あと、小児科、婦人科の件につきましては、確かに患者数は少ないんですけども、今後こういったものが需要である認識が全体で広がっていけば、不採算ベースであるけれども、やっぱり地域の活性化のためには必要ではないかということで、これについては検討するというような発言がございました。

それと、独立行政法人になっても地元自治体の関与はどうしても欠かせないものですから、現在もそれなりの補助をしていると思いますけれども、やはり同程度の補助は必要ではないかと思われまます。

以上、独立行政法人化をやるについては、職員一丸となって一生懸命頑張りたいという発言がございました。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、11月7日に開催された平成28年千葉県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の関係につきましては、11番野中眞弓君から報告をお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成28年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

第2回議会は、今議長がおっしゃられたとおり、11月7日千葉市ホテルオークラで開かれました。5議案が認定され、全て認定可決されました。

内容は、監査委員の選任と、27年度の一般会計、特別会計決算の認定及び28年度の一般会計、特別会計の補正予算についての5点でした。

監査委員には、酒々井町議長の内海和雄氏が選任されました。

決算ですけれども、一般会計の決算は、歳入が約46億8,400万円、歳出は45億3,900万円、差引額1億4,500万円は繰り越しになります。特別会計決算は、歳入が5,460億8,900万円、歳出は5,355億1,380万円で、差し引きの100億7,598万円は28年度に繰り越しになります。

補正予算は、一般会計、特別会計2件ありまして、一般会計は歳入歳出に6,791万3,000円の追加があり、補正後の総額は20億8,537万7,000円となりました。特別会計は、同じく歳入歳出に92億1,038万8,000円の追加があり、補正後の総額は5,597億2,471万5,000円となりました。

27年度末における連合の規模ですけれども、被保険者は69万8,105人です。26年度に比べて3.4パーセント、3万3,472人ふえています。そのうち、75歳以上の高齢者の方が69万1,224人。後期高齢者には65歳から74歳の障害認定の方も入れることになっておりますので、その障害認定を受けられた方が6,881人。約全体の1パーセントが障害を持った方になっております。

資料につきましては、お手元にはありません。事務局にありますので、資料をごらんください。私が見ていただきたいと思うのは、後期高齢者医療の概況という冊子がありまして、ここにはかなり具体的な資料が載っております。例えば、保険料調定額、県の平均があつて、最高額から自治体ごとにずっとこう序列が並んでおります。大多喜町は一番低い保険料で、どのくらい下がるのかとかそういうのがよくわかります。医療給付費、1人当たりの医療費は、この資料の中にもありますが、県内で30位です。そういうことも含みながら、ぜひ活用されることをご提案します。

以上で報告を終わります。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から11月1日及び2日に行われました、定例監査の結果報告書が提出されています。また、11月23日に行われました、例月出納検査の結果の報告がなされております。両結果の報告につきましては、お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

次に、受理をいたしました陳情について、ご報告をいたします。お手元に配付いたしましたとおり、「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情が提出されております。議会運営委員会で協議の結果、議員各位には、陳情の趣旨をご理解いただきたく、その写しを配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、本日の傍聴の関係ですが、職員研修として、課長補佐級の職員の傍聴が予定されていますので、ご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

なお、本12月会議の審議期間でございますが、去る11月28日に開催しました議会運営委員会において協議した結果、本日7日と明日8日の2日間に開催することに決定しました。

お手元に配付の議事日程に従い、進めてまいりますのでご了承願いたいと思います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 江 澤 勝 美 君

8番 渡 邊 泰 宣 君

を指名します。

---

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

---

◇ 山 田 久 子 君

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、大綱1、メキシコ通りにありましたメキシコとの交流シンボルモニュメントの再設置と、町郷土資料館の設置についてうかがいます。

近年、関係各位の皆様のご努力やメディアによる本町の紹介などもふえ、観光客も多く見受けられるようになってまいりました。中には、海外のお客様の姿もございます。

本町では、昭和53年にメキシコ合衆国クエルナバカ市との姉妹都市の協定を結びました。毎年お城まつりにはメキシコ大使館の皆様にもお見えいただいているところでございます。

そのお城まつりの通り道でもあります、メキシコ通りに設置がされておりました交流記念のモニュメントが撤去をされております。再度設置してはどうかと考えますことから、質問をさせていただきます。

初めに、モニュメントが設置された経緯と、撤去、廃棄になった経緯についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきます。

ご質問のモニュメントでございますけれども、建設当時の決算書を調べてみますと、メキシコ大統領友好の塔というふうになっておりますので、答弁の中ではこれを略しまして友好の塔というふうに呼ばせていただきたいと思います。

この友好の塔は、ご質問にもございましたが、昭和53年にメキシコのロペス大統領が本町にお見えになったときに新設し、その後、昭和62年の歩道設置工事に伴いまして若干場所を移動いたしました。

この友好の塔を撤去することとなった経緯といたしましては、町道中野大多喜線の大多喜高校入口周辺の道路改良工事によりまして、友好の塔が道路用地の中に入ってしまうというようなことから、これを移設するか、あるいは撤去するかということで協議をいたしましたけれども、この結果撤去することとしたものでございます。

撤去の理由としましては、建設から40年近くが経過しているために、外から確認できるだけでも腐食している箇所が多く、また直接見ることができない塔の内部も腐食が進んでいるのではないかとということが考えられること。また、その移設が仮に可能であったとしても、150万円程度の移設費と、これに加えて塗装工事、これも必要になることなどが挙げられまして、これを考慮した結果、撤去して処分するというものとしたものでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） こちらの設置をされた関係者の皆様等からも非常に、あの塔どこいっちゃったのというお声を聞いているところでございます。

友好の塔ということでお話がありましたので、私もこれから友好の塔という形で呼ばせていただきますが、友好の塔を町民の皆様や観光客の皆様の目に触れていただくことで、メキシコとの関係の歴史や今後の交流に思いをはせていただくことができるのではないかとこのふうにも思います。再度設置を検討してはどうかと思いますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご指摘のとおり、そういう考えも非常に強いのではないかと思います。

そういうこともございまして、当初、撤去するときにも協議をいたしましたけれども、今年度をもって大多喜高校入口の改良工事、ほぼ完了をするということですので、メキシコ合

衆国クエルナバカ市との姉妹都市となっていること、また、国際交流という観点もござい  
ますので、友好の塔と全く同じものをつくるかどうかということはこれから十分協議する必要  
があるかと思えますけれども、そのデザインですとか、設置場所、工事費等について前向き  
に検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今前向きにということでございましたけれども、町長いかがでしょ  
うか。やると言っていただけないかなと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 課長が今答弁したとおりなんですけど、ただ、やはりメキシコとの400  
年以上のつながりということもあり、またロペス大統領の訪問時に設置されたということも  
ありまして、また、当然毎年お城まつりの中でメキシコ大使館の皆さん方が、駐日大使館の  
皆さんがおいでいただきますので、これ、撤去をするときに、今課長がお話ししたように、  
なかなかもうそれを復元するのは腐食等で難しいということで、何らかの形ではまた設置し  
ようという考えを私どもも持っております、当然これはこれから設置をするという考え方  
でおります。

ただ、ぴったり同じものができるかどうかというのは別なんですけど、これからいろんな皆  
さんのご意見を伺いながら、設置する方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。大変気持ちのよい答弁をいただきましてあ  
りがありがとうございます。

その中でお伺いしたいんですけれども、前回設置されたときには外部団体の方も少しかか  
わって費用の面も負担していただいているのではないかなというようなお話もちょっと伺っ  
ております。今回の再設置につきましては、町で全額費用を負担するという形でお考えいただ  
けるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回は、もう町の工事の関係ですので、町で全額で考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

先ほどの課長の答弁でもございましたけれども、デザイン等においてはいろいろこれから  
検討をしていくということでございましたが、やはり最初、当初設置にかかわっていただい

た方のご意見なども、またメキシコ大使館の皆さんのご意見なども聞いていただきながら、検討いただくことができるといいのかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今議員のおっしゃるとおりでございます、これから設置に当たりましては幅広く意見を求めて、また、そういうものをそこに集約したもので設置したいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に、観光客を迎えるための歓迎塔の設置について伺います。

以前、外廻橋付近に歓迎塔があったと伺いました。旅行などに行き、ようこそ〇〇温泉などの歓迎塔を見ますと、何かうれしい気持ちができるものでございます。本町でもおもてなしの心の表現の一つとして歓迎塔を設置してはどうかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えいたします。

本町へお越しいただきました観光客をお迎えする歓迎塔という、設置についてということでございます。

本町は大多喜城に代表されます歴史的な町並み、また、養老溪谷温泉郷、道の駅たけゆらの里おおたき、ゴルフ場等のさまざまな観光資源、レジャー施設を有しておるところでございますから、これらを目的に訪れる観光客をおもてなしの心でお迎えするということは大切であると思えます。また、必要なことと認識しておるところでございます。

現在国道の297号線、こちらのほうに、大多喜城と商店街への案内看板ということで、大きなものでございますけれども、それと、あと大多喜の駅前、こちらに大手門、また、船子のほうの消防署にございますけれども、そこにも大型の観光看板、また、街なみ整備事業で整備いたしましたけれども、塔、木造の塔でございます、これもあるわけでございますけれども、議員のお話のございました観光客をお迎えする歓迎塔というものは設置が今の時点ではないというところがございますので、今後につきましては、設置の場所、またその選定、その周辺の景観にマッチした構造物の設置、こういうものが可能かどうか、そういうところを調査してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

できるだけ前向きな検討をお願いしたいと思います。

また、それに伴いまして、看板の設置と申しますか、皆様ご存じのように圏央道からおりてきまして国道と突き当たります、突き当たりのところ、今いすみ市の看板が大変目立っていると思います。それから、ずっと横山地先をおりてまいりまして、本町に入りましたところ、そこも以前は中央道完成ありがとうございますみたいな、おめでとうございますみたいな看板があったと思うんですけれども、そういった場所に、歓迎看板、もしくは大多喜町へ観光客の方を引き込んでもらえるようなPR看板を設置してもどうかと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先ほども申し上げましたように、場所並びにそういう内容というんでしょうか、掲示につきましてでございますけれども、議員さんのお話にもございましたインターの近く、また、横山の羽黒坂ですか、これをおりたところの周辺とか、そういう場所の選定につきましても今後検討させていただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） いつごろまでに検討していただくことができるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在この大型看板、国道沿いの大型看板でございますけれども、たしか共栄会が設置されたものがたしか3カ所ほどあろうかと思えます。その看板自体も、大分内容と申しますか、表示が一部脱落しているようなところもございますので、その部分も共栄会ともお話をさせていただきながら、できるだけ早いうちにそういう看板が設置できるかどうか協議をさせていただければというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

観光客の皆さんがお見えいただいているときにやっぱり目にさせていただくことが、次にとつながっていくような形になっていくのではないかと思いますので、いすみ市の看板が非常に目立っております。今いすみ市の港の朝市もあるということで、多くのお客様が日曜日にはお見えいただいておりますので、ぜひそういったお客様も大多喜町にも引き込んでいける

ような、ちょっと通りがかりに目にして、今度は大多喜町に寄ろうというような、そういった形にもつながっていくような看板の設置、そういったPR看板なども考えていただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、城下商店街の空き施設等を活用し、町郷土資料館、郷土資料館といいましても町の紹介資料館と言わせていただいたほうがいいかもわからないんですが、そういったものを設置することについて伺います。

城下商店街は町並み整備が進められておりますが、その多くが外観のみを見る形で、中を見学したり、中でゆっくりとすることができる施設が少ないというお声をいただいております。大多喜町には豊かな自然、古くからの歴史や文化、そして今の大多喜町の側面があると思います。

そこで、空き施設等を活用し、町の歴史やお城まつりの紹介、郷土品や工芸品、物産、特産物の紹介、風景写真などを常設展示し、観光客の皆様にごらんいただき町を知っていただくとともに、また次回訪れていただく場所の参考などの提供にもなるとよいと考えます。

観光客に城下商店街に長くとどまっていただくことで、お店等をご利用いただく機会もふえるのではないかと思います。町郷土資料館、町紹介資料館を設置してはどうかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えさせていただきます。

議員さんのお話のございました城下商店街というところで、現在町で設置した施設でございますけれども、見学施設につきましては商い資料館、あと天然ガス記念館がございます。

また、民間でございますけれども、房総中央鉄道館、これはちょっと開館日が大分決まっておるところでございますけれども、またそのほかに1点、手づくり甲冑工房というところがあるところでございます。

ご質問にありました町の観光、歴史、さまざまな商工業、物産、特産物の展示、また、年間を通しての情報提供という幅広い面での情報提供館的なものということでございますけれども、なかなか現時点では本町にはないというところでございます。やはり、写真等の展示や、さまざまなイベント等の情報を発信していく施設というのはやはり必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

現在本町では、本町を訪れていただきました方々にアンケート調査を実施しているところでございます。この調査を今後の大多喜町のおもてなしの方向づくり、また、まちづくりに



つなげるようにということにしたいと思っておりますので、この結果を関係者の方とお話し合いをいたしまして、また、ご提案いただきましたこの情報館といいますか郷土資料館、郷土展示、情報の発信部分につきましても、貴重なご意見といたしまして、参考にさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の課長さんのほうから、アンケート調査を実施しているということでしたがけれども、このアンケート調査はいつからいつまでの期間で、どこで行っていただいているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） これにつきましては、11月の紅葉まつりから実施しております、おおよそ2カ月間、1月末まで一応予定しておるところでございます。

町内の関係機関、大多喜城を初めといたしました公共機関、それと、あと旅館、ホテル、民宿、さまざまな観光施設でございますけれども、おおよそたしか、ちょっと資料がございませんけれども、16カ所程度を予定して、現在お願いしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） アンケートの内容はどういったものを調査されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） アンケート内容につきましては、通常の年齢構成、男女比等を調べる項目、これは無記名でございますけれども、あと、本町に訪れて最初に行かれた場所、またその場所においてのご不満な点とか、さまざまなご要望の点があれば記載していただくようにしてあるところと、それとあと、町に来ていただきまして、訪れていただいて、何かお気づきのあった点、そういうものも記載をしていただく自由欄もございます。そういうようなところを記載してアンケートを実施しております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、そのアンケート調査の結果を見させていただきまして、またまとまりましたら議会のほうにも教えていただければありがたいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、その後、今お願いしましたようなことも検討の中に含めていただきながら、訪れていただきましたお客様が少しでも大多喜町で楽しんでいただく時間を長くともってもらえるように、またそういったものをご検討いただくことができればと思います。よろしく願いいたします。

次に、大綱2、役場の休日開庁について伺います。

初めに、役場本庁舎の窓口サービスの休日開庁についてお伺いいたします。

近年は働く女性もふえ、家族でも役所に来るには仕事を休むなどしなければならないこともあります。また、高齢者世帯の増加に伴い、休日に町外から子供さんが帰ってきて、身の回りのお世話などをしてくださっているご家庭もふえております。その際に、休日の役場業務の実施を望むお声をいただいております。

役場では月に1度、日曜日のごみの持ち込みを実施していただき、助かるとのお声をいただいております。住民票の写しや、各種証明書、印鑑登録証明書、介護福祉の相談、各種役場の支払い、空き家対策の相談、移住者相談などの対応も日曜日に、月に一、二度実施していただくことができないでしょうか。

一部夜間の受け取りを実施していただいているものもあると思いますが、休日開庁を実施してはどうかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、休日の開庁につきまして、ご質問の回答が各課にまがりますので、初めに総務課からお答えさせていただきます。

仕事などの都合で平日の開庁時間内に役場に来ることができない方、あるいは土曜日、日曜日や祝祭日などでご自身の仕事が休みの日は役場も閉庁しているということで、不便を感じている方もいらっしゃるのではないかなというふうには考えております。

このような方のために、税務住民課では、住民票の写し及び印鑑登録証明書につきまして、事前の予約が必要ではございますけれども、休日や平日の時間外交付を行っております。これは平日、窓口があいている時間内に、必要な証明書の種類や受け取りにいらっしゃる日時等をご連絡いただき、休日や平日の時間外に交付をするものでございます。

休日交付の実績を見ますと、平成27年度が7名、平成28年度が11名ということで、休日交付を希望される方はそれほど多くはないのではないかなというふうに思われます。このようなことから、諸証明の交付につきましては、引き続き休日や平日の時間外交付で対応していきたいというふうに考えております。

また、健康福祉課では介護保険などの認定調査の際に、平日ですとご家族がどうしても仕事の都合などで立ち会えない場合は、休日での対応をしております。そのほか、休日に高齢者世帯や、独居の高齢者に突発的な事故などがあった場合なども、もちろん対応しているということでございます。

あと、移住者相談や空き家相談につきましては、企画財政課で対応しておりますが、移住者相談、空き家相談に関しましては、直接来庁される場合や、電話またはメールでの問い合わせなど、さまざまでございますけれども、電話やメールでの問い合わせの後、直接空き家を見たい場合に来庁される方が多く見られます。その場合には、相手方の都合に合わせていますので、土曜日、日曜日、祝祭日でも対応することというふうにしております。

ご質問がありました業務に関しましては、ただいま申し上げましたような対応をしているということから、現状では休日開庁の必要性はそれほど高くないのではないかなというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

時間外交付というんでしょうか、夜間にやっただいていてということは非常に住民の方も周知をしているというか、知っていただいているところもあるんですが、休日に対応していただいているというところでは、まだちょっと認知度ということでは非常に低いのではないかと考えております。交付に関してせっかく町でやっただいておりますので、こういったところの周知をもう少ししていただいて、利活用を促し、活用していただくことができると大変よろしいのかなというふうに思っております。

住民課の皆さんのお仕事の中ではそういった形の対応もしていただくことができると思うんですが、介護の、福祉関係なんですけれども、やはりそういったご相談を日曜日にしていただいているということが、知らないというんでしょうか、そういう方も非常に多いと思います。

そういう中で、お年寄りの方がおひとり暮らしであったりして、お休みの日に、子供やご親戚の方が見に来たときに、自分のお子さんたちがちょっとどうしたらいいんだろうという相談をするということができないまま期間がずるずるといってしまう。もしくは同居していても、仕事でなかなか役場へ相談する時間がないから、いいよいいよって言うている中で、ご近所の皆さんのほうが、あのお母さんちょっと大変なんじゃない、役場へ相談行ったほう

がいいんじゃないのって言いながらも、やっぱり仕事があるから行けないみたいな感じがあって、そのまま時間が過ぎていってしまうというような、ちょっとそういったところも最近見受けられるような気がいたしております。

せっかく役場でこういったことをやって、休日対応も時間外対応をやっていただいておりますので、こういったものをもう少し住民の皆さんに知っていただけるような形があると、本当にもっと、よりいいのかなという気がいたします。

広報等で知らしめていただくということも大切だと思いますし、場合によっては庁舎内とか出張所に、休日対応業務、時間外対応業務の各課の一覧、この課がこういうことをやっていますよ、こういうことをやっていますよ、場合によっては電話で事前に平日相談していただければ日曜日でも対応できますよというようなことを、目に触れるような形で張り出しておいていただくことができるといいのではないかと思います。

そうしますと、直接本人でなくても、ご近所の皆さんに、結構田舎の方って相談すると思うんですね。その際に、ええ、あんた役場ではやってくれているよって、そういうようなお話というのが出てきまして、また知らしめていっていただくようなことができ、また、役場のそうやって皆さんが休日対応、時間外対応をしていただくことをまたよりよい形で町民の皆さんにご利用していただくことができるのではないかと思いますけれども、こういった周知ということの取り組みをもう少ししていただくといいのではないかと思いますので、この辺いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 内容、いろいろ別れると思うんですけれども、例えば税関係の証明とか、住民票とかですと、今2種類ですね、2つの証明しか出していないということですので、これからまた拡大していくということは一つの課題だと思いますね。

それで、あとPRすることは非常に大事なことだと思いますので、今言われた方法、あるいはまた再度広報とかホームページに載せるとか、そういう方法はしていきたいというふうに考えております。

ただ、例えば福祉関係とか、そういうものは、どうしてもというような方に限ってということだと思いますので、それを余り前面に出てきますと、一般的なものも日曜日に全部やるような形になるおそれもあるということで、その辺はちょっと危惧されるのではないかなというふうには思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

今後も対応していただく業務をふやしていただくことを検討していただけるということは本当にありがたいことだと思いますので、お願いいたします。

また、福祉関係に関しましては、やむを得ない場合においては可能であるというというような書き方でもありがたいのかなと、そう思うだけでも、必ずその場合は事前に電話をいただいて相談をしていただく、予約をしてもらうという形であったらどうなのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、その辺は前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願いいたします。

今後そういった世帯もかなりふえてくるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、B & Gと図書館の国民の祝日の日の開庁についてお伺いをいたします。

特に、5月の連休などでは、町民の方々がお休みなのでゆっくりと使用させていただきたいとの声をいただいております。国民の祝日の日の開庁について町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） それでは、B & G海洋センター及び図書館の国民の祝日の開庁について、生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

初めに、B & G海洋センターについてご説明を申し上げます。

B & G海洋センターの休所日は、大多喜町スポーツ施設管理運営規則により定めております。この規則を施行しました平成14年4月当時から、既に試みとして職員の交代勤務によりまして国民の祝日は開所いたしております。また、この試みが定着していることから、ことしの9月2日に開催されました第3回教育委員会定例会議におきまして、国民の祝日も開所するよう同規則の一部を改正する規則の制定についての議案を提出し、可決され、9月8日に告示をして同日から施行済みでございます。

次に、図書館ですが、図書館の休所日については大多喜町立図書館の管理運営に関する規則で定め、国民の祝日も休館としておりますが、昨年の7月1日から国民の祝日を職員の交

代勤務により試行として開館しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今、ちょっと私も大変勉強不足で申しわけございませんでした。

その中で、図書館が試験的に実施をさせていただいているということで、今年5月の連休が初めての実施期間だったと思うんですけども、利用状況というのはいかがでしたでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 連休ということではなくて、祝日開館を始めた昨年の7月から、ことしの6月までの1年間を祝日開館前の過去1年間で比較した場合、開館した日数が14日ふえました。利用者数は675人の増加、また、貸し出した本の冊数も比較して2,736冊の増加となっております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、図書館の利用者の方はやはりかなり多いのかなと、多くの方に利用させていただいているのかと思います。

先ほど、B&Gが既にこの国民の祝日の実施をさせていただいているということでございますけれども、ことし規則も変えられたと、そういうことで伺いましたけれども、図書館のほうも今の数字を見ましたときに、担当者の方がかわった場合でも開庁していただけるように規則変更を考えてはいかがかと思うんですが、その点、課長いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 図書館の祝日開館につきましては、図書館職員の人数等により左右されるところが大きいと思いますが、来年度いっぱい、生涯学習課内で調整をしながら試行を続けまして、支障がないようであれば教育委員会に諮ってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

図書館の人数ということでございましたけれども、以前は2名体制、今年あたりは3名体制ということもあつての試行ということも可能だったかと思いますが、もし町民の方のニーズが多いようでありました場合には、ボランティアさんなどのご協力をいただくような形で、

ぜひ休日開庁をまた前向きにご検討いただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、味の研修館と農村コミュニティーセンターの加工施設の国民の祝日の日の開庁についてお伺いをいたします。

加工施設の利用は、5月の連休やみその仕込みの時期の利用が多いのではないかと思います。特に5月の連休はタケノコの加工の最盛期とぶつかり、開庁を望むお声をいただいております。必要なときに使えることが大事ではないかと思います。町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えさせていただきます。

まず、味の研修館並びに農村コミュニティーセンターの加工施設の国民の祝日の開庁ということでございます。

ご指摘ございましたタケノコの収穫時期、両施設でもやはり利用が最も多い時期というところでございますので、来年の4月、5月の国民の祝日につきまして開庁を、29年度、予定をしたいと、試験的に試みを見る予定で現在調整をしておるところでございます。

また、みそづくりの時期ということもございます。こちらにつきましても、ことしの、今後の予定、利用状況につきまして状況を見ながら、やはり繁忙期であるということであれば、29年度の実施、試行につきまして、実施を判断したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

試行実施をしていただけるということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、その際なんですけれども、早い段階で試行の実施をできますよということを利用者の皆様にお知らせをしていただくということは、できるものなのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 周知につきましては、利用の2カ月前からの申し込みができるというふうに条例上なっておりますので、当然その前までには皆様方のほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

最後に、大綱3、わな猟免許取得者の町独自の経費助成制度を設けることについてお伺いをいたします。

11月12日の千葉日報によりますと、2015年度の有害鳥獣による農作物被害は過去5年間で最多だったとのこと。本町でも有害鳥獣の生息域の拡大や繁殖が続き、作物被害が深刻をいたしております。駆除による被害軽減が欠かせない状況であると思ひます。町民の方々からも、自分の家や田畑の周りは自分たちで駆除をすることを考えていかなければ対応がしきれないのではないかとのお声がかかります。

しかし、その一方、経費がネックであると。わな猟の免許取得者がふえ、家や田畑の周りの駆除をしてくださる方がふえることで、イノシシなど日に何十キロメートルと移動し、被害を起こす有害獣による被害軽減を進めることにもつながるものと思ひます。

そのために、免許取得時の経費の助成を町独自で実施してはどうかと思ひますことから、質問をさせていただきます。

初めに、町のわな猟免許保持者の人数と、わな猟による有害鳥獣の捕獲数をお伺ひいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えさせていただきます。

まず、わな免許の取得者、保持者数の実績でございます。28年度現在でございますけれども、くくりわな、箱わなの保持者につきましては42名の方でございます。ちなみに、銃、鉄砲のほうですけれども、こちらの保持者につきましては24名ということでございます。

続きまして、わな猟の捕獲頭数ということでございますが、平成26年度につきましては、まず、イノシシが774頭、鹿が361頭、猿が65頭、その他の小動物でございますけれども、284頭。さらに、平成27年度、イノシシが964頭、鹿が416頭、猿が79頭、小動物でございます、220頭。28年度の11月末現在ということで、集計が現在上がっているところが、イノシシが787頭、鹿が295頭、猿が57頭、小動物でございますが、246頭となっているところで、昨年度以降の捕獲数を上回っている状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

実は、私が思っていた以上にこのわなで捕まえていただいている頭数が多いなというのが非常に印象としてありました。やはり、このわな猟のとにかく捕獲というのはやっぱり大



きな威力になっていくのではないかなという、そういった思いがございます。

そこで、わな猟免許を取得するにはどのような手続や講習を受けたらよいのか、費用は幾らぐらいかかるのか、広報等に掲載してもらえるとわな猟免許を取得しようとする人がもっと出てくるのではないかというお声をいただいております。

そこで、わな猟免許を取得する際から、実際に捕獲を実施するまでの手順と、それぞれの経費並びに補助金や軽減措置などがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） わな免許の取得ということでございます。

まず、今年度につきましては2名の方がわな猟免許を取得していただいたというところがございます。

免許を取るまでの手順ということで、まず、取得につきましては、試験の日程につきましては毎年度7回程度計画をされておるところでございます。試験会場は、市原市の千葉県の射撃場と南房総市というところで交互という形だというふうでございます。

あと、受験の関係でございます。希望する方につきましては、千葉県に住所を有する等の受験資格がございますので、この条件を満たす方、また、希望する日程の前に受け付け期間を設けられておりますので、申請を出していただくという形になります。

受験当日、試験当日になりますけれども、試験内容につきましては、知識と適性試験がまず行われるということです。知識試験につきましては、猟具、鳥獣に関する知識、さらに、適性試験では、視力、聴力、あと運動能力について行われるということでございます。

その後、知識、適性試験に合格した方につきましては、技能試験ということで、技能試験につきましては、当該わなの是非、わなの架設、実際に組み立てるとかそういうところですね、及び鳥獣の判断、これは何の動物だというところの判断を行う試験を行いまして、終了後に試験結果が送られて合否が決定するということだそうでございます。

次に、捕獲の手順でございます。

まず、わなの設置につきましては、有害獣が出現すると思われる場所、けもの道等があると思いますので、また、作物等荒らされるようなところ、そういうところを選定していただいて、わなをかけていただく。同時に、わなは非常に危険というプレートの設置ですね、人間、ペットに被害が出ないような適切な位置に、プレートも設置をしていただきます。そして、定期的に見回りをしていただきます。

そのわなに獣が捕獲されましたら、捕獲者によりまして、とめ刺しをしていただくという

ことです。次に、捕獲しました個体に捕獲日等のペインティング、これを行っていただきます。そして、尾を切り離す前後、写真を1枚ずつ撮っていただきます。そして、その切り離した後につきましては、個体につきましては埋めてしまう、埋設処分をしていただくということです。そして、捕獲個体票に、票がございます。紙の票がございますので、その票に必要事項を記載していただきまして、写真を張りつけ、切り取った尾と一緒に大多喜町の猟友会の会長さん宅へお届けしていただくようになります。

次に、経費でございますけれども、まず、免許を新規取得するときでございます。

初めての方ですと、なかなか1回で試験に合格するというのはなかなか難しいというお話を聞いてございますので、狩猟免許の講習会がございます。この受講料というところで、一般の方であれば3万円。その猟友会のほうに入会をしていただける方であれば1万円に減額されるそうです。また、狩猟免許の試験申請費用ということで、これは当日でございますけれども、5,200円となっております。一般の方であれば3万5,200円。猟友会の入会者は1万5,200円ということになります。このうち、軽減措置でございますけれども、免許につきましては、3分の2を町のほうが補助いたしまして、一般であれば2万3,400円の補助、猟友会の入会者は1万100円の補助を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

町でも一部補助をしていただいているということでございましたが、先ほど課長からお話がありましたように、わな免許を取ってわなを仕掛けていただくときに、とめ刺しという問題があるかと思えます。この場合、非常にわなの場合けが等の危険性もあるということで、多くの場合が猟友会の方へお願いをして、銃等で処理をしていただくという、こういったケースがあると思うんですけれども、その場合は猟友会員にならなければならないというような、ちょっとそんなふうには伺っているんですが、その猟友会に入るための費用、もしくはその後の維持費、2年目以降の経費というのはどの程度かかるものでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 猟友会への加入ということで、年会費でございます。

猟友会のほうへ確認しましたところ、新規加入時につきましては、わなの場合、およそ3万1,400円。次年度以降につきましては、2万9,400円ということでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今のお話を伺いますと、資格試験を受けること自体においては今補助をいただいているということでございましたけれども、この猟友会に入るためのこの年会費が非常に重いというお声をいただいております。この辺を少し町のほうで助成をしていただくということができますと、もう少しわな免許を取っていただく方がふえるのではないかと思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） この年会費のほうの内訳でございますけれども、まず、税金ですね。狩猟税というものがかかっておりまして、これが1万円。このほかに、上部団体への会費の納入というところで、大日本猟友会と、県の猟友会、それと郡市の猟友会というところがございます。こちらのほうが、1万2,400円。さらに、町の会費ということで、5,000円。あと、町内の支部会費というところもあるようでございまして、それが2,000円と、新規入会時が2,000円。新規、初めて入るときに2,000円をお支払いしていただくと。2年目以降はこの2,000円についてはなくなるということでございます。

税金等、また、上部団体等への会費等の納入がございまして、町の助成につきまして、ちょっとこれは検討事項ではなかろうかとうふうに考えておるところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まず、狩猟税についてお伺いしたいんですが、今、狩猟税1万円ということでございました。ちょっと私の調べたものが間違っていたらお許しいただきたいのですが、わな猟などの場合、市町村の発行の証明書を添付することでもうちょっと減額される部分があるようなんですけれども、この辺というのは大多喜町では実施をしていないということなんでしょうか。ごめんなさい、私が調べたところだと、通常わな猟が8,200円で、市町村長発行の証明書がつくことで5,500円になるというふうに、ちょっと調べたんですけれども、もし私が間違っていたらお許しいただきたいと思っておりますけれども、こういう減額措置というのは大多喜町の場合はないのかどうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町の減額というところはちょっとないのではなかろうかと思うんですが、先ほどの8,200円につきましては、これは通常の狩猟というところで、携わっていただける方で、なおかつ収入の多い少ない、高額低額というところがあるようでございまして、多分、議員さんのおっしゃられたところは低いほう、低額の部分ではなかろうかと思っております。それが5,500円というふうに聞いておりますし、先ほどちょっと私が言いました

のは一番高い場合の税金ですね、そういうところを合計させていただいたところでございます。確かに所得の低い方は5,500円という階層はございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

それで、この中で町会費、また地域会費のようなものがあると思うんですけども、せめてこの辺を町として独自に助成をしていただいて、少しでも自分たちの手でできることをと  
思っている方たちの後押しをしていただくということはできないものでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 確かに、わな猟ということで、手軽にできる、危険も伴いますけれども、ある程度の知識があればやはり、わな猟というものは非常に有効なものという  
ふうに考えておるところでございますので、この猟友会への会費の助成、今後、これはちょっと検討させていただければなというふうに考えておるところでございます。

ただ、額的には幾らぐらい、また、時期的には、というところはちょっと今の時点では何とも申し上げられませんが。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

本当に、自分たちの手だと思っている方たちがいてくださるときに、例えば2年とか3年とか期間を区切った形でも、少しでも免許を取っていただく方をふやして、本被害の軽減を考えていただくということも一つの大事なことではないかなと思います。

また、今後、町のこの有害鳥獣対策、それからヤマビル対策ということには、非常に多くの町民の皆様から何とかをしてほしい、広げないでもらいたい、町中によこすんじゃねえって、こういったお声をいただいているところでございますので、さまざまな方のご意見やお知恵をいただきながら、積極的な対応を検討していただくためにも、有害鳥獣・ヤマビル対策検討委員会のようなものを町に設置をしてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。持ち時間あと5分です。

○10番（山田久子君） はい、わかりました。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 有害獣の問題、またヤマビルの問題については非常に深刻な問題であることは我々はまだ十分承知しております。

しかし、今いろいろご質問をいただきまして、補助につきましては、捕獲時にも大変な金額も出ております。そういうことで、それは十分そういったことを加味しなければいけないと思いますが、ただ、全体的には専門的な分野からいろいろな助言をいただきながら、またそういう検討会というのは必要だと思います。

特に、今、我々も千葉県全体の中でも郡部のところは、全部そういう被害を受けているところでありまして、県のほうに毎年っていいですか、常に市町村、順番で県のほうに要望もしているところなんです。ところが、国、県においてもなかなか打つ手がないということで、なかなか厳しいんですね。

ですから、当然のことながら、1町だけでできる内容ではございませんので、それぞれいろんなご意見をいただくことはもう十分承知しておりますので、そういったことを専門的な皆さんからのご意見等をいろいろ要望を聞きながら、また、どうやっていいかということを検討していきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町長が今おっしゃられましたように、この問題は本町だけではないと思います。近隣の、特に山間部においては大きな問題になっております。その中で、長柄町、長南町ではこの有害鳥獣対策検討委員会というのをきちっと、町として設けまして対策を考えているところがございます。やはり本町でもそういった形で、しっかりと検討委員会を設けて、さまざまなご意見やご知恵をいただきながら取り組んでいくということも必要な段階に入っているのではないかと思うんですけれども、この検討委員会の設置、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん今のそういう会議ももちろん重要なんですけど、今大体どこでもそうなんですけど、猟友会が非常に力を発揮していただいているんですね。ですから、猟友会の考え方が相当そこに入ります。さっき言いましたように、とめ刺しの問題、これはもう猟友会に頼らざるを得ないというところもあるんですね。ですから、猟友会等の意見もいろいろ取り入れながら、そういったことを進めていければと思っています。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 猟友会のお力を本当におかりしているということで、本当に感謝の思いでいっぱいですし、これからは最もお力添えいただかなければいけないというものは重々承知をしているわけですが、その中で、町民の皆様の中からこのわな猟のとめ

刺しに対して職員が免許を取ったらどうなんだと、こういうご意見があるんですけども、これについてはどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このわな猟は、さっきも言ったようにくくりわなとか箱わながあるんですけども、これは猟友会ともいろいろ協議しているんですが、実は、そのわなにつきましては、実は、さっき課長も答弁しましたけれども、人間に害を及ぼす可能性もあるんですね。あるいは犬とか、そういう動物にも非常に影響することがあって、わなをかけるときには必ず、縄張りと言っちゃおかしいんですけども、そういったことをきちっとしておかないと非常に、人身事故にもつながるということで、なかなか難しい問題があるんですね。

ですから、猟友会がその辺を全部把握しているんですね。ですから、取ったから簡単に設置できるという話ではないようなんです。ですから、その辺はまたこれから猟友会とも十分話し合っただけですが、その辺は猟友会ともいろいろお話ししますと、その辺で必ずそういう問題が提起されているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 議長、すみません。大変しつこい質問で申しわけございませんが、先ほど捕獲した報償費の問題もあると思いますけれども、この辺が猟友会と、わな猟の免許を取っていただいている方との個人的なお話し合いでというような形になっているようでございます。中には猟友会、本当に親しくしていない人もいらっしゃいますし、今後わなを多くの方に取っていただいた場合、そのとめ刺しという問題もあると思いますので、その辺の金額というものもある程度お示しをいただいて、一律になるといいんですけどもというようなお声もいただいております。

また、そのとめ刺しの部分においての鉄砲という部分で、職員が1人ぐらい持っていくと、というようなお声もいただいているんですけども、この辺はどのように思われますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 山田君に申し上げます。時間が来ましたので速やかにお願いします。町長。

○町長（飯島勝美君） このとめ刺しが非常に危険な作業なんですね。ですから、やはり専門的でないとなかなか難しい。じゃ、これを職員が取って簡単にできるかという話ではないものですから、これは相当熟練をする必要がありますので、この辺は慎重にやっぱり考えていかなければならないなと思っています。

やはり、まず、人体に、生命の危険を感じるようなことになっては、ちょっと問題になりますので、特にこれで非常に大げがをする人もいますのでございますので、その辺は慎重にしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君の一般質問を終わります。

ここで、10分間の休憩をとります。11時30分からの再開とします。

(午前11時17分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

---

◇ 麻 生 勇 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 麻生でございます。

ただいまから、一般質問をさせていただきます。

最初に大多喜高校の活性化についてでございます。9月会議でもちょっと質問したと思うんですけども、改めてもう一回やらさせていただきます。

第2回大多喜高校支援推進会議に委員会において、いろいろ討議されておられると思いますが、現在の進行状況について伺います。

大多喜高校は、夷隅郡市あるいは近隣市町にとって非常に大事な学校であることは十分認識されていることですが、さらにはいすみ鉄道の存続に対しても、大変重要な学校であります。

大多喜高校の魅力を向上させるために学力は大事なことです。偏差値は高くても生徒がいなくなったら何にもならないわけです。学力を目指すためにわざわざ本線から、あるいは小湊鉄道からいすみ鉄道に乗り継いで不便で運賃の高い大多喜まで通わずに、乗りかえなしで通える学校を目指してしまうことは必定です。

そこで伺います。大多喜高校といすみ鉄道についてでございますが、いすみ鉄道は大多喜

高校の生徒が最大のスポンサーであることから、支援会議でも問題になっています。生徒からの要望である登下校の時間帯のダイヤの設定、乗車賃のＪＲ並みの設定と学割の導入、または定期券の販売が大多喜駅のみだと伺っておりますが、車内販売の導入及び観光本陣、及びコンビニ等で販売の検討について伺います。

さらに、外房線、小湊鉄道との接続時間の調整についても伺います。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 麻生議員の一般質問に対し、企画財政課からお答えさせていただきます。

大多喜高校支援推進会議において交通の不便さが問題となり、大多喜高校ＰＴＡが、生徒の保護者を対象に通学に関する実情についてアンケート調査を実施してくれました。その結果といたしましては、議員さんのご質問のとおり、通学の不便さに対する要望が多く出されております。

ご質問の１つ目の登下校の時間帯のダイヤ設定につきましては、登下校時間を考慮し、ＪＲの上りと下りの列車の接続に合わせていますが、いすみ鉄道は単線での運行になりますので、全ての列車への接続については厳しい状況でございますが、来春のダイヤ改正に合わせ、町としても可能な限り調整を行うよう依頼してまいります。

乗車賃のＪＲ並みの設定につきましては、大多喜大原間15.8キロメートルをＪＲ運賃と比較しますと、いすみ鉄道が530円、ＪＲが320円といすみ鉄道のほうが高くなっております。いすみ鉄道の通学定期は平成9年から料金改定を据え置いた料金で、平成26年度は消費税が引き上げられたことに伴い、消費税相当額のみ料金改定にとどめている状況でございます。いすみ鉄道では、営業規模の相違からＪＲ並みに設定することは厳しい状況だということでございます。

また、次のご質問の回数券の学割の導入についても関係いたしますが、料金の改定は関東運輸局へ届け出ることになります。この届け出を受けた関東運輸局では、届け出書類を精査し、値下げが経営を圧迫すると判断した場合は、届け出内容に対して指導等がされます。このため、値下げしても経営の圧迫にならないと判断される根拠が示されれば値下げが認められることとなり、採算と合うかどうか十分に協議した上で判断をすることになると思われま

す。

定期券の販売につきましては、いすみ鉄道の定期券の販売は、大多喜駅での販売とＪＲの



大原駅に委託して販売しております。また新学期においては、いすみ鉄道の社員が直接大多喜高校と大原高校の2校に伺い、移動販売も行っております。

ご質問の、駅以外での販売につきましては、いすみ鉄道が車掌のいないワンマンで運行していますので、運転手が車両の運転、運賃の収受、各種乗車券の確認、乗りかえ案内等、運転業務以外にもさまざまな対応を受け持っており、車内販売については難しい状況でございます。

コンビニ等での定期券の販売は、電子媒体等の乗車券ではありませんので、購入者の確認、手書きでの発売、高額現金の収受、万一のミスの際の対応等、販売受託者側のリスクも大きく、現状では難しい状況だということでございます。

しかし、学生はいすみ鉄道を毎日利用していただいている大切なお客様なので、いすみ鉄道では各中学校や高等学校の事務室において、定期券の購入申込書の受け付け等ができるかどうか、販売方法を学校関係者と検討していきたいということでございます。

最後にご質問の、外房線、小湊鉄道との接続時間の調整につきましては、JRのダイヤ改正に合わせ、通学、通勤または一般乗客の利用のため、最善の接続対応を考慮するということでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 小湊鉄道、それからJRの乗りかえが必ず必要になってくるわけですよ。学校から登下校、これはJR小湊鉄道のダイヤ改正時にその時間帯に合わせたダイヤ、あるいはいすみ鉄道がその時間に合わせられるような時間を設定できないのかなんですけれども、何を言っているかという、登下校が接続できるようなダイヤにならないかと。単線で自分の会社ですから、幾らでもできるんじゃないかなと思います。

最大待ち時間が、何か考えなくちゃいけないと思うんですけれども、私も前の木原線で茂原に通ったんですが、大体大原で30分ぐらい待ちました。そのくらいは我慢できるとしても、そういうことも考えてダイヤ改正、ダイヤをいすみ鉄道で考慮できないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この改正につきましては、やはり単線であるという一つの問題があります。JRのほうが先に決定するというので、それに合わせた改正ということでございますので、大多喜高校のそれこそ登下校に合わせて、できる限りいすみ鉄道とも協議していきたいと思っておりますし、また高校等を交えた中で、改正についても協議してい

たいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 自分勝手な言い方なんですけれども、できるだけ登下校の本数をふやせば、そんなに待ち時間なくて、学校の下に乗用車がつながるとか、そういうのがなくなるんじゃないかなと思うんですよね。

先ほど言いましたけれども、やっぱり大高の生徒が毎日乗るわけですから、一番のスポンサーだと思うんです。そういう意味で、大多喜高校を中心にできるようなダイヤが組めたほうが一番いいのかと思うので、この検討委員会でも、そういうことも強く意見を言ってもらえるようにしていただきたいなと思います。できる限りですけれどもね。自分だけで動くわけじゃないので、そういうことで検討をよろしくお願いします。

それから、大多喜高校といすみ医療センター国吉病院について伺います。

先ほど根本議員からの報告もありましたけれども、国吉病院の改革が進められております。その中に、国吉病院が看護師不足という話があります。大多喜高校は、生徒の減少に歯どめがかからない状態が続いております。その対策として、看護科の導入が考えられます。かつては英語科の導入が図られましたが、何らかの理由で続けることができませんでした。

看護科の導入については、鴨川市の高校で数名、高校生の受け入れ先として亀田総合病院と連携ができています。いすみ医療センターの国吉病院の看護師不足を補うサプライヤーとして、大多喜高校に看護科を導入して、需要のある国吉病院と連携して、生徒数の確保が大いにできると確信しております。また、地域おこしや雇用の場所ができることで、住民の定住化にも好影響が出ると思います。また、高校も選択幅が広がり、生徒数の減少に対して効果が見込めると思います。

大多喜高校は伝統のある学校であり、入学試験では偏差値は高く、地元あるいは近隣市町からも数多くの生徒が入学していましたが、時代の変化と通学の利便性等から、離れていっているものと思われます。

看護科の導入で、国吉病院と需要と供給の均衡から連携が図れると思いますが、検討できないものか伺います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） それでは大多喜高校といすみ医療センターについて、教育課のほうからお答えをさせていただきます。

大多喜高校に看護科を設け、実習生の受け入れなどで連携し、卒業後さらに看護専門学校

や看護医療系の大学等に進み看護師の資格を取得し、いすみ医療センターで看護師として働くことができれば、いすみ医療センターの看護師不足の解消と大多喜高校生徒数の減少に対する歯どめ対策になるという考え方もございますが、高等学校衛生看護科は、看護師養成の制度上准看護師養成課程として位置づけられているため、中学校卒業生数の減少や、高等学校の普通科を出ても看護師の資格を取る道もございますので、高等学校の看護科のニーズは薄いと思っております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それは、何からニーズが薄いか言っているんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、看護師の関係ですので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、高校の看護科といいますと、准看護師の資格しか、免許を取れない状況でございます。准看護師の資格の場合、2年で准看護師を取れる、そういう学校もございます。そういう関係で、2年と3年で、やはり2年で准看護師の資格を取れますので、そういう関係で需要が薄いのではないかと。

それと、やはり今の傾向を見ますと、准看護師より看護師、高校を卒業して看護学校とか大学、そういうふうの流れで、現在そういう形が多いと聞いております。そういう関係で、やはり高校に看護科をつくって、准看護師の免許を取って、というのはなかなか需要が薄いのではないかと、そういうふう考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それは、検討したんですか。要は何を言っているかというのと、大高の生徒数をふやすという目的があってやっているわけで、当然、准看護師の資格しか取れないのは私わかっています。わかっているんだけど、生徒数は今、永嶋さん、どこの学校を出たの。質問、悪いんだけど、大高じゃないんだ。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 大多喜高校です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） すみません。今、自分の母校は、多分、問題の高校になっているはずなんです。これから根本さんが質問しますけれども、ずっと何回も質問して、こんなこと言っているのかなと思いついて聞いていたわけなんですけれども、やっぱり自分の母校と、そ

れから先ほど言いましたけれども、一番重要な学校だと思うんですよ、大多喜高校が。この地域おこし、さっきも言いましたけれども、町おこしのためにもなくてはならない学校なんですよ、と、私は思っています。多分ここに座っている人たちは、大体、大高だと思います。

今、わざと聞きましたけれども、でもね、やっぱりそういう意味で、もっと深く掘り下げて、需要がないという話は、需要ができるようにしたらどうなんですか。2人の課長さん。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 需要をできるようにしたらということですが、今、いすみ医療センター、そちらはやはり看護師と准看護師募集はしております。その中で、病院の場合、准看護師を採用するよりは看護師を採用したほうが、報酬単価、看護基準を准看護師の場合満たしませんので、看護師がやはり優先的に採用されるような状況でございます。

そういうことも兼ね合いしまして、もし看護師、やはり高校出て3年または4年の大学を出て看護師の免許を取ったほうが需要はあると思っております。やはりいすみ医療センターに確認しましたところ、准看護師または看護師を採用するのならやはり看護師のほうを優先的に採用したいという、そういう意見もあります。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それはもちろんの話ですね。もしもそれがだめだったら、ただ私が言いたいのは、国吉病院も今マイナスなんですよ、先ほど報告がありましたけれども。要は再建しなくちゃならないということで、大高の卒業生が、今の准看護師の資格取って、国吉病院が要らないというなら、またどこかで探せばいいんじゃないですか。

要は何を言っているかという、いきなり採用しないというか国吉病院がやらないというなら、三育学院だってあるじゃないですか。だからそういうのを検討して、おまえもう要らねえという話じゃ、多分大高は生徒ふえないと思うんですよ。どうですか、町長。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 質問が教育課から健康福祉課のほうに移っちゃいまして、本来、教育課のほうで答える話だったと思いますが、一つは、まずお話ししておきたいのは、大多喜高校は県立高校ということで、町がそこに何らかの形でという話はなかなか難しいわけですね。ですから今、町と学校でやるのは側面的な協力という形になります。ですから学部をふやすとかそういうことは、町としてはそれはなかなか立ち入る話ではないわけですね。県の教育のほうで決まるわけですね。ですからそこはなかなか難しい話なんです、今、議員のおっしゃるように、やはり何とか生徒を集めなければいけないということはもう事実でございます。

す。

長狭高校の医療・福祉コースも生徒が足りないということで進めたというのもあるんですが、実は亀田医療大学の学長さんが私のところに見えまして、やっぱり亀田医療大学そのものも生徒が集まらないと。三育学院大学も同じようなんですね。

今、どこの学校も生徒集めというのは非常に難しい。そういう中で、いろんな手だてをつけて生徒集めをしようということをやっていることは事実なんです。ですから、その学部をつくったから必ず集まるということではないということだと思います。あとは、さっき議員のおっしゃったように、需要と供給のバランスの話なんです。

もう一つは、医療大学になりますと、学力もやっぱり要求されるということで、なかなかどこの学校から行って、じゃあその医療大学に入れるという話じゃないらしいんです。

ですから、いろんな要素がありますので、できるだけ我々も大多喜高校に定員割れのないような、側面的な協力はこれからも全力でやってはまいりますけれども、なかなか我々が立ち入れない分野でもあるところもご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その話は前から、県立だから口出しできないんだという話は聞いていますけれども、あくまでも大多喜高校支援推進委員会ですから、支援する意味でも、積極的にそんなことも、言うことはいいんでしょう、支援ですから。お金は出ないわけですから。ぜひそんなことで、やっぱり支援、こんなことで生徒数ふやしたいな、ふやせないかなというのを、ぜひ検討してもらいたいなと思うんですよね。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 私のほうから、一言ご回答させていただきますけれども、今、推進委員会の私、座長というか委員長ということで、立場に当たっているんですけれども、今、麻生議員がおっしゃられたことも、第一には、なぜ看護師が不足しているかということも原点を考えていかなくちゃいけないと思うんですよね。

そのことも含めまして、今、麻生議員さん、せっかくこういうご意見をいただいておりますので、またこれから推進委員会も開催しますので、うちのほうの議会でもこういうご意見があったということで、その中で一応、皆さんと議題ということなんですけれども、そういうことで、大多喜町議会ではこんな、この後スポーツ科の導入もありますけれども、こんな意見もありましたよということで、また皆さんと一緒に話し合いはしてみたいと思います。

○4番（麻生 勇君） 教育長、何かありますか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） それでは、またつけ足しなんです、県立高校とはいえ、やはり地元の高校でありますので、県立というのはやっぱりいろいろルールがあるわけです。そういう中で、じゃあ今までの、子供たちが大勢千葉県にいた当時のそのままのルールで、今後の千葉県の高校をどう存続していくかというのは、もう根本的に考え直さなければいけない時代に来ていると思います。

だから、先ほど麻生議員が、地元の高校が廃校になれば町そのものが、もう若者がいなくなりますので、消滅してしまうという大変な危機感を持っているということは非常によくわかります。

じゃあ、要望していないかということそうでもなくて、秋に県の教育長の会議があったときに、町長から指示を受けまして、今のまま、例えば県立高校生は保護者のもとから学校へ通うというような一文があるんですけども、それをやっていたら、千葉県の南部の高校は全て、多分生徒数がどんどん落ちていきますから、全ての高校がなくなってしまうんです、将来的には。ということがありました。

例えば、大多喜町で、田舎のこういう学校で学びたいという都会の高校生のために寮をつくるか、そういうことが県で認められないかというようなことは、教育長会議で、私は県の高校改革推進班に手を挙げて申し上げました。すぐ回答できないので追って回答します、まだ回答来ていないんですけども。

そういうことで一つ一つ、やはり群部の高校をこれからどう守っていったらいいか。例えば今は、郡部でも4学級、最低、県立高校は4学級必要だということですけども、これだけ夷隅郡市の生徒数が減っている中で、どこの学校も4学級160人です、確保していけるか。それは特区でやはり3学級でもいいではないかと、地域に応じてですね。そういう話し合いは県のほうに強く要望は出しております。

そういう中で今進んでいますので、この大多喜高校推進も、かなりそういう面でも活力ある大多喜高校を、いろんな方法がありますので、学力とか進路とか、あるいは通学方法とか、問題点を一つ一つ解決の方向に向けて進めていく、そういう努力はしております。

ただそう長くは、これもやっていられませんが、やはり時期を決めて、県からも早く検討した結果をもらいたいと考えているところです。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 教育長の今言っていること、私も同感なんです、その寮の話は、議

会でも研修に行った隠岐の島で全寮をやっているんですね。村の、あそこは隠岐の島の人口がその寮をつくったおかげでふえているんですね。たまたま周りは海ですから、どこも行けないわけです、入ったら。そういう意味で、寮は有効だと思います。

ここに書いてありません。一般質問の前書きには入れてありませんでしたけれども、教育長がそんな話ししてくれたので、ぜひそれも検討してもらったらいいのかなと思います。

そういう意見もほかの人から聞いていまして、たまたま女子校が、今、健康、何だっけ、健康で使ってたね。

(「はい」の声あり)

○4番(麻生 勇君) 今、やめていますよね。今、何が置いてあるんですか、何か、あそこ。多分あいているんじゃないかなと思うんですよ。だからそういうところを有効に使えないかどうかも検討していただきたいなと思います。

それは一般質問の中に入っていないので、教育長の話聞いて追加したまでですから。よろしくをお願いします。

学校の生徒数の影響については、やはり生徒数がふえることに対して、今現在は成績重視での生徒募集では生徒は集まらないと思います。現在が現実ではないかなと思います。

偏差値の問題は、生徒数がふえることで解消できる可能性が大であると思っています。9月会議で質問しましたが、大変しつこいようですが、ある高校が滑りどめに重宝されていた学校、今はとても滑りどめでは入学できなくなっているようです。生徒数がふえることで学校の活力も向上し、偏差値も自然とアップできると思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長(志関武良夫君) 教育課長。

○教育課長(野口 彰君) 学校の生徒数の影響についてでございますけれども、生徒数がふえれば競争が生まれ、お互いに切磋琢磨することにより、レベルアップすると思います。そして志願者数をふやす、生徒数をふやすには、行きたい学校、行かせたい学校、魅力ある学校である必要があると思います。

魅力の一つとして、学力が高い学校というのは、志望大学等への進学等も目指すことができ、一つの魅力であると思っております。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) そこで、要は、生徒をふやす何か知恵を、もっと今までどおりの考え方で進めても、大高の支援会議でも多分言えなくなるんですね。だからもう少し掘り下げて考えてもらって、これならどうかというのを、だめ押しぐらいの気持ちでやっていただけ

ないかなということで質問しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私のほうから、お答えします。

今、生徒の募集につきましては、本当にこれは、県南、東総、全部難しいんですね。今、都市部でも一部やっぱり難しくなっています。

今、私ども、県のほうに実はほかのことでやっぱり要望に行きますと、とにかく今、学校はどんどん縮小の方向で県は考えているんですね。そのままでは、県南ではもう学校なくなるよと、それをどう考えるんだっていう話で、常にそういうお話に行くわけでございます。

もう一つ、やっぱりお話ししている中で出てきているのは、じゃあ、夷隅郡2市2町で大体どのぐらいの生徒数があるかという話になりますと、今全体で700名をもう切っているんですね、今現在で。もうこの先、恐らく500名を切ってくる状況であるんです。

ですからどっちにしたって、もう恐らく生徒は集まらないでしょうという答えが出るわけです。それを解決するために、先ほど教育長の話がありましたように、あるところから持ってくる可能性だってあるじゃないかと、そういういろんな話もするんですが、いかんせんこれは最終的には県の教育庁のほうで決めてくる話なので、町がどうこうとは言えませんが、側面的にそういうことをしっかりと訴えながら、やはり大多喜高校をどうして残すか、生徒をどう集めるかというのは、これからそういう側面的なことを県のほうに申し入れながら進めていかなければいけないと思います。最終決定はやはり県のほうで決めるものですから、ただ県のほうも、教育長がそういう質問をしている中で、やはりそろそろその辺も見直さなきゃいかんというような考え方もしているようです。

いわゆる生徒数の、1学級は少なくともいいではないかとか、そういうもっと、学級数を減らしてもいいではないかとかいろいろありますけれども、それはどうしても解決策の方向には行きませんので、やはり今、議員のおっしゃるように、生徒をどう集めるか、これは最大のポイントになると思いますので、これは本町だけに限らず、全部がそういうところに来ていますんで、我々も努力をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） いずれにしても、先ほど言いましたけれども、大高がなくなると、毎日いすみ鉄道に乗る人が減ってくるわけですよ。そういう意味で、いすみ鉄道にすごく影響が出ると思うので、またこの大多喜町に歩く人がいなくなっちゃうということも考えられますので、ぜひ強力に支援していただきたいなと思います。



○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） その件で、今回この大多喜町が、大多喜高校支援推進委員会を立ち上げて会議を開いていると、生徒も入れて開いているということが新聞に載りました、秋に。それが、結構いろいろなところで評判になっていまして、私のところにも、同窓会として何か動きができないかと。

つい先日も、岬町の大多喜高校卒業生の60代の方からなんですけれども、大多喜高校の同窓会をやると。そういうことで、何か同窓会として我々も協力したいというような話とか、あるいは個人で、大多喜高校で同窓会報というのが年1回出ているんですけれども、ぜひそれを、自分の意見を述べさせてもらいたいということで、支援推進委員会が町として立ち上げて、いろいろな面で高校に、例えばスタディサプリを応援しているとか、というのが新聞に載りましたので、それによって大多喜高校の同窓生もいろんな場所で、動きが少しずつ見えてきていますので、そういう方たちも今後いろいろ相談しながらやっていきたいと考えています。

○4番（麻生 勇君） ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 麻生君の一般質問中ですが、お昼の時間過ぎましたので、ここで休憩に入ります。

1時から再開します。それまで休憩。

（午後 零時05分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 続きまして、午前中の続きをやりたいと思います。

スポーツ科の導入について。

かつては、文武両道の学校でありました。最近は、上級学校を目指す生徒がふえることで、スポーツ科が低調な気がしています。中学校からのスポーツの優秀な生徒の推薦入学制度の導入について伺います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） スポーツ科の導入についてでございますけれども、スポーツ科の導入につきましても、以前同じ夷隅の中で、大原高校が1クラス健康スポーツ科を設置したことがあります。県立学校改革推進プラン第1次実施プログラムの高校改革で、再編の内容として大原高校の健康スポーツ科は、平成25年度入試から募集停止になった経緯があり、中学校卒業生数の減少もあり、スポーツ科のニーズは薄いと思っております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ちょっとよくわからないんだけど。何したんだって。ちょっとわからない、何でそれはわからないよ、停止になったってどういうことですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 県立学校の改革推進プラン、その第1次実施プログラムの高校改革の中で、大原高校の健康スポーツ科は、平成25年度入試から募集停止ということでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） よくわからないんだけど。推進プランでその健康スポーツ科をつくっちゃいけないというあれになってやめたということなんですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 25年度で募集停止ですので、24年度まで募集しておりましたので、24、25、26……26年度までは生徒おります。それ以降はなくなっております。

○議長（志関武良夫君） これは大多喜高校の、休憩前の問題からいうと、大多喜高校のスポーツ科の導入についてはどうなのかというようなことだと思っただけです。だからその問題について、他校の、今、大原高校はこうだったということでしょう。だけれども、大原高校は結局は生徒が集まらなかったのか何なのかその内容もわからない。だからそういう説明じゃなくて、大多喜高校はそういうものについてどういうふうに考えているのかということ。麻生君は聞きたいんだと思っただよ。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 要は問題があったと、問題があって大原は募集停止しましたと。その問題は何ですかということなの。やめたのはわかりました。それで、今議長言ってくれたんだけど、例えば全然箸にも棒にもひっかからないという話だったら、大多喜高校だって議論する必要もないしできないと思っただよ。

ただ、改革、改善ですので、いろいろ問題があってもこんな手があるんじゃないのという

提案をしてもいいんじゃないかなと思うんですよ。だからそれで推進委員会というのはあるわけで、ぜひね、その意見を、教育長、そういう話をしてほしいなと思うんですよ。中止になった、わかりました、なぜということですよ。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 中止になったのは応募者が少なかったからです。結局、行く生徒がいなくなってどんどんマイナスになってきたということで、これ以上一つの学級、健康スポーツ科というのをもう維持できなくなったということなんです。希望する生徒がいなくなったということです。

それはなぜかということ、やはり高校である程度健康スポーツ科、じゃあ卒業したらどうするんだ。高校の健康スポーツ科を出たからじゃあ、ある程度のスポーツの専門家になれるかということ、やっぱり大学で体育を専攻してきた、体育大学とかそういうところできちんと4年間学んだり、あるいは2年間学んだのと比べると非常に中途半端なんですよ。何の資格が得られるかということ、高校3年間、健康スポーツ科をやっただけではそう資格は取れません。じゃあ就職はどうするかということ、結局そういうことで、この健康スポーツ科に入学を希望する生徒が大変少なくなったということで募集を中止したということなんです。

なので、高校で非常に専門的な学科を創設するという事は、そのくらい、かなり進路についてもしっかりした、例えば長狭高校で医療関係は、もう、すぐ隣に亀田医療大学、そこでの進路がある程度認められて決まっています。そういうところならば新しい科を創設しても大丈夫だと思うんですけども、今の段階でこういうスポーツ科、じゃあスポーツ科を40人とったところで、大多喜高校で何のスポーツ、全員野球部をとるかという、そうもいかないので、そのためにはやっぱり指導する先生を、じゃあ一流の柔道の先生、一流の野球指導をする、そういう人たちがこの県立高校に集められるかということそれなかなか困難ですので、この規模の学校でスポーツ科を新しく創設するというのは、子供自身の卒業した後等を考えますと、やはり少し無理があるかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） わかりました。

ただ、私がスポーツ科というのは、スポーツ科だけじゃなくて、生徒を募集するためのツールでやれないかという話なんですよ。だからスポーツ科がだめだったら違うもの考えたっていいんじゃないかなと、そういうことで私提案しているだけで、何が何でもスポーツ科という話じゃないんですよ。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） よくわかりました。

ですから今の段階では、例えば野球をやりたい子供が大多喜高校へ行って野球をやって、しっかり3年間やって伸びると、それから柔道をやりたい子は柔道をやって伸びるというような形で、科として新しい科をつくるのではなくて、今のままの普通科の中で、それぞれ部活動を盛んにしていただいて、例えば、順天堂大学の学生たちが、今ここでトレーニングしています。これをぜひ私は、小学生、中学生に、順天堂大学駅伝部の箱根駅伝で走る学生がここで練習しているのを子供たちに見せて、あるいは高校に行っていたら、中学校あたりでもかなり長距離に優秀な子供が大多喜高校に行っていますので、卒業したら大多喜高校から今度は順天堂大学へ行くと、実際にそういうものが幾つかあると、子供たちもやはり夢を持って大多喜高校へ行くとしますので、そういうのをできるだけ多く、スポーツだけでなくあるいは学部推薦とか学校推薦とかも、かなり大多喜高校は、ほかのこの辺の学校と比べると非常に有利なところがたくさんありますので、そういうものを多くして、ただ、それを中学生や保護者やその人たちによくわかるように、どんどんどんどん、もっともっとPRして宣伝していく必要があると思っています。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） わかりました。一番最後、推薦入学と書いてあるんですけども、そういうような制度が、もっともっと大高に取り入れられて上級学校へ行ける、それから、例えば学校を卒業して就職するというようなときに有利になれるんじゃないかなという気がしているんですよ。だからそういう意味でスポーツ科あるいは違う科を選定して、大高にぜひ意見としてやっていただければなということでございます。

以上です。

それから次いきます。

いすみ鉄道について伺います。

いきなり話が違っちゃったような感じなんですけど、いすみ鉄道は町民や近隣住民の足として貴重な鉄道であります。現在は、社長がちょいちょいメディアに登場して、観光客重視だと言っておりますが、もっと運賃を安く設定あるいは割引制度の導入で、一般客にも目を向けてもらえるようなことはできないかと思っております。ぜひこの辺で、社長に意見を言っていたきたいなと思います。

あるとき、いすみ鉄道で酒を飲む列車が通っているんですけど、それに行ったときに、やっ

ぱり地域おこしにもならなければいけないし、先ほど言いましたけれども、大高の生徒の足、一番乗るスポンサーの学生が有利になる、それからまた年寄り、私も年寄りなんです、年寄りの役にも立つような提案をしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課からお答えさせていただきます。

いすみ鉄道はご質問のとおり、沿線住民の足として貴重な鉄道でございますが、地域沿線の利用者の減少とともに、観光鉄道としてその利用を促進している状況でございます。

観光客数と地域住民のこの利用者数が不明なため、観光客だけの利用者数を把握する資料はございませんが、土曜、日曜、祝日に利用者が多いことを考えると観光客の占める割合は非常に高いのではないかなというふうに思っております。

運賃の設定を安くすることにより、地域の人たちにとって利便性の向上に役立つと思われませんが、運賃の値下げについては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、関東運輸局への届け出が必要になり、経営の圧迫にならないと判断される根拠を示す必要がございます。このため現状では、運賃を減額する以上に利用者の増加を見込むというのは非常に難しいのではないかなと考えておりますけれども、今ご質問いただいた内容につきましては、いすみ鉄道に伝えて、観光客重視からやはり地域主体に少しでも近づけることができないかどうか、いすみ鉄道のほうには伝えていきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

先ほどちょっと言いましたけれども、いすみ鉄道の社長はよくテレビに出て、1年間で黒字にしたとかって言っています。それはもう公に電波で流れていますんで、皆さん聞いていると思いますが、観光客だけで黒字にした、もしも黒字になっているとすれば、その辺を、こっちの運賃のほうにできるんじゃないかなと、運輸局の話がありますけれども、そういうことも何か考えてもらえるような提案できないのかなという気がしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道につきましては、上下分離というものを使っております。運賃を安くするというのはやはり上部に含まれてくるわけなんですね。この上部なんですけれども、ここ2年間続けて赤字が続いております。したがって、今のままでこの運賃の値下げにつながるかというと、これは非常に難しい問題があるんじゃないかなとい

うふうに考えております。

ですから、旅客運輸で占める割合というのは、現実的には経常収益から見ると、約37パーセントぐらいなんです。ほかにも旅行業収入、売店収入とか、そういうもので賄っているという現状もございますので、いすみ鉄道としては、地域の人口減少、利用者の減少、そういうものを踏まえて観光というほうに方向を転換していったというふうに理解しておりますので、いちどきにそれを全部変えるというのは非常に難しいと思いますけれども、考え方をやはり地域の住民を大切にするというようなことで、いすみ鉄道にはお伝えしていきたいというふうに思います。

○4番（麻生 勇君） わかりました。

いろいろ問題があると思いますけれども、いすみ鉄道、黄色い列車がテレビによく出るんですけども、廃止にならないように、やっぱり住民で支えないといけないと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 麻生勇君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、8番渡邊でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

公共交通についてということで、大多喜町の主要交通といえば、いすみ鉄道あるいはバス路線、タクシーであります。町民の皆さんが平等に利用できるようにはなっていないと思います。交通機関を利用することが必要になるときは、病院あるいは買い物に出かけるとき、役場あるいは金融機関へ行くとき、それから、一番大切なのは、小中高校生の通学になくはならないのが、いすみ鉄道、バス路線でしょう。

また一方では、最近の報道機関のニュースで盛んに取り上げられております高齢者の交通事故、特に高齢者の交通事故が重大事故につながっていることが多いです。つい最近も、タクシーの運転手が病院のラウンジに突っ込んでしまって死傷者を出したというようなこと、あるいは最近では長南町でしたか、も、やはりそのような事故につながっております。

高齢者といえば、やはり頭で思っている、なかなか自分の思うような動作ができないと

というようなところが原因で、事故につながっているのではないかと思います。

こんなことから、高齢者、高齢者といっても、自分もその高齢者の中に入ってきておりますが、やはりこの事故を聞くたびに自分はどうかのかなというようなことで、大変自分のことも心配しておりますが、このようなことの中で、特に多く取り上げられております高齢者の事故について、大多喜町としてはどのような思いがあるのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、交通安全の担当ということで、総務課のほうからお答えさせていただきますけれども、質問の中でもいろいろ例が出されておりますけれども、10月27日に横浜市で、集団登校の小学生の列に高齢のドライバーが運転する軽トラックが突っ込みまして、そこで小学生の男の子が亡くなるという事故が報道されました。またその後、各地で高齢者によります重大な交通事故が報道されておまして、非常に、大変痛ましいことだなというふうに思っております。

また、全体の死亡事故件数というのは減っている中で、75歳以上のドライバーが運転する死亡事故の割合というのがふえているというようなことでございますので、このような重大な事故が、いつ、どこでも起こり得るのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、総務課長がお答えになられたように、特に高齢者の事故が多くなっているということでございますが、私もちょっとその辺の調査をいたしましたところ、大多喜町の今年と前年の交通事故発生状況ですが、今年11月末現在の発生件数が260件ですか、昨年が270件で、残り2カ月の予想ですが、今年は若干減少ということになっております。また、発生件数のうち人身事故の件数が、本年が26件、昨年が36件で、そのうち物損事故が、本年234件、昨年も234件で、物損事故に関しては増加する見込みです。

人身事故のうち死亡事故は、本年は今現在ゼロです。それから昨年はゼロでした。これは勝浦警察署管内も同じような結果であります。

一方、千葉県の事故発生状況なんですけど、死亡事故が、今年、全国のワースト2位という結果で、1位が愛知県で死亡事故が190件ですか、千葉県が162件で、今言いましたように2位です。そのうち高齢者の死亡事故が、本年88件と、昨年の77件を上回っております。そして4輪車の事故が19件で、4輪車事故の4割を示しているところです。

そのような事故についてですが、千葉県の場合には、前年は5位でした。町内の65歳以上が高齢者というようなことになっておりますが、免許証所有者は余り該当することは少ない

と思いますが、高速道路の逆走あるいは、大事故につながっておりますが、一般道での事故、特に最近の事故例は、ブレーキとアクセルの踏み違いによる施設への飛び込み事故とか、先ほど総務課長がお話しされたような事故が多発されていることが現状です。

このようなことから、免許証の返納についてですが、大多喜町については、返納することがやはり地域的に難しいというようなことが多くあるように考えておりますが、その辺についてちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、大多喜町の高齢化率というのは非常に高くなっております。これはことし、4月1日現在で、38.3パーセントということでございます。千葉県が25.4パーセントなので、高齢化率は県よりも12.9ポイント高くなっているところでございます。

また、道路交通法が一部改正されまして、来年の3月から、75歳以上の運転者を対象に、議員さんおっしゃられたように、逆走あるいは信号無視などの18項目に違反すれば、原則として臨時の認知機能検査が義務づけられる規定が盛り込まれ、さらに75歳以上の運転者が、免許更新時かその臨時の認知機能検査において、記憶力と判断力が低い、1分類と判定された場合には医師の診断が必要になり、認知症を発症していると診断された場合には免許の取り消しか停止ということになるかと思えます。

そういう中で、運転免許保有者10万人当たりの交通事故件数なんですけれども、65歳以上の高齢者によるものがやはり16歳から24歳に次いで多いということではなっております。また、認知症で治療中の者が運転する乗用車が、多数の車両が絡む事故を起こした例や、事故後に認知症に診断される例も少なくないと言われております。

町といたしましては、やはり中山間地域ということも考える必要があるかと思えますけれども、町全体としても一つ、生活していく上で免許の更新ができない場合、あるいは免許を返納した場合には自由な外出ができなくて、非常に不便になるのではないかなというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

確かに私も、そういう運転面については、今まではそんなに考えたことなかったんですが、やはりこういうニュースが頻繁に聞かれるようになりますと、どうしても運転について、慎重にやらなきゃいけないというような気持ちは持っておる次第でございますが、大多喜町に



についても、やはり中山間地の面積が相当大きく占めておりますので、その辺の住民の返納に対する、前向きに考えたいけれどもできないというようなことが現状ではないかと思えます。

そんなところで、身近な人のことを見ておりますが、やはり高齢者で、近くにおりましたけれども、やっぱり90歳前後で運転も相当に危険だなというような方がおりましたけれども、やはり免許証はなかなか返納できないし、ひとり住まいでありますから返納できないというようなことが事実であると思えます。

そんなところで、最近、きのうでしたかな、千葉日報の1面に載っておりましたが、千葉県で免許証返納者数が、本年4,700人返納されたそうです。去年は4,655人であったようです。2カ月をまだ残しておりますが、昨年よりかなり多くの返納者がふえているようであります。勝浦警察署管内の返納者数は39名で、そのうち65歳以上の高齢者が38名、本年10月末ですが、ということで、65歳以前の方は何かの事情があつて返納したのではないかと思えますが、こういう中でやはり、返納したいけれども返納できないというようなことを私もすごく考えさせられるところがあります。

そんなところで、質問の3番目に入りますが、特にこの問題について、学生また高齢者の観点から、また福祉のお考えがないのか、その辺を伺いたいと思えますが、今、福祉タクシーとか外出支援サービスとか、そういうようなことであります、やはりちょっと利用に制約があるとか伺っておりますので、その辺で、町として何か新しい交通政策とか、そういうもので何か支援策がないのか伺いたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の地域公共交通のネットワークにつきましては、いすみ鉄道は東西に走っており、路線バスも比較的充実していますが、運行本数などのサービス水準が低くなっております。

また、デマンドバス等の有償の交通政策については、民間の事業者のネットワークと競合し、民間の経営を圧迫する場合は、行政が主体となった新たな事業の実施は非常に難しいということでございます。

また、町の財政規模に合わせた持続可能な公共交通を構築する必要もありますので、地域公共交通網形成計画においては、山間部等、交通不便地域における多様な交通システムへの取り組みを考えております。

しかし、町の高齢化は進んでおり、運転免許をお持ちでない方や、返納された方が移動する手段を確保することが必要なことでございます。町の現状の福祉施策としては、高齢者等

に対する外出支援サービスや福祉タクシー事業でございます。この福祉事業は、求められる機能が一般公共交通サービスとは異なり、限定的な町民の方を対象として運行する、ドア・ツー・ドアの2点間の移動性が求められるものだと考えております。

福祉の面からの支援策として、町の高齢者に対する支援が必要でありますので、当面は、外出支援サービスの利便性の向上について、所管となる健康福祉課と関係事業者を交えて協議していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） いろんな公共交通機関との絡みで、なかなかできないような答弁でありましたけれども、やはり現状は、今、勝浦警察署管内の事故例は少ないというような状況であります。これが幸いにして少ないというような状況であります。

今後やはりそれは、市街地ですか、交通状況とかそういうものが少ないのでそういうことが起きているかと思えます。ですが、これからまた観光シーズン、もみじ狩りは過ぎましたけれども、観光シーズン時には、相当の車がふえてきておりますが、その辺について、やはり返納をためらったためにそういう事故を起こしてしまったというようなことも考えられないわけではないと思えますので、今、答弁にありましたデマンド交通について、既存のいすみ鉄道あるいはバス路線、タクシーに影響が出るのも、これは確かにそう言われるのもそうであると思えますが、やはり高齢者が自主返納をすることによって事故が減ると、減らしていかなくちゃいけないというようなことの観点から、このデマンド交通について、やはりもう少し考える必要があるのではないかと思います。その辺、どうでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域公共交通網の形成計画の中では、やはりこの山間部等の交通不便地域における交通システム、どのように取り組んでいこうかということで、課題となっております。

その中では、やはり一つとして、地域による交通事業者への運行委託ということで、デマンド型の乗り合いタクシーあるいはグループタクシー、あるいは地域による交通空白地有償運送の実施、地域によるボランティア輸送、既存の運送車両との有効活用の検討も必要ではないかということで、この計画の中に取り組んでおります。デマンド交通を全く考えていないというようなことではございませんので、ただ、これはあくまでも、町が主体になるか地域が主体になるかとか、デマンド交通としてもやり方はいっぱいございます。

デマンド交通というのは、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関ではないか

なというふうに考えております。したがって、運行方式も定路線型、定められたところを回るのか、自由な経路にするのか、あるいは運行ダイヤも固定ダイヤとするのか、非固定ダイヤにするのか、発着地の自由度あるいは着地だとか、そういうスタートする場所、おりの場所、そこを固定化するあるいは自由化するとか、いろいろなやり方もあろうかと思えます。そういう中で、地域の皆さんとお話をしながら進めていければというふうには考えているところでございます。

ただ、免許証の返納というのは、やはりなるべく早くというような形が求められるものだというふうに考えておりますので、これにつきましては、やはり現状のこの福祉サービス、そういったものを重点的に考えていったほうがより早く結論が出るのではないかなというふうに考えておりますので、これについて、所管となる健康福祉課と、やはりいろいろな面で問題があるということをご指摘を受けております。今までも利用者負担金の問題あるいは事業者がいろいろな不特定多数の人を乗せるということになると、今度は一般乗合旅客自動車の許可が必要かどうか、そういう資格を持っている業者は多分今、町内にはないのではないかなというふうにも考えております。

それと、やはり専門的にやってくるとなると、どうしても職員数の不足というようなものもあろうかと思えます。これは地域公共交通全般を考えると、やはり片手間ではなかなかできる仕事ではございません。そういったもので、専任的な職員の配置などを全般的に協議していかなければいけないということもございますけれども、ただ、スピード感を持ってある程度やっていかなければいけないというふうにも考えておりますので、この辺については、なるべく早く対応ができるような形での協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） スピード感を持って対応しなくちゃいけないというお答えでありましたけれども、今現在では、まだそこまで計画的に進んでいないということに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほども言いましたけれども、地域公共交通を考えていくときに、やはり地域公共交通というのは、健常者がいる程度誰でもが乗れるというものを今、企画課のほうでは考えているところなんです。ところが、高齢者の方の福祉ということで考えますと、やはりドア・ツー・ドアを、今、現実的に実施しております。そういう方に、歩

いてまでここまで行けというのは非常に難しい問題がございますので、それについてはやはり、福祉を交えた中で、十分に協議していく必要があるのではないかなということでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうですね、やはり福祉面から考えると、その辺は了解しているんですが、問題は、高齢者で自主返納したいけれどもできないというようなことが、今、大きな事故につながっているんですよ、免許証を返せないために自分で運転して。だからその辺の支援策というんですかね、今の答弁ではいろいろ障害があるということを知りましたけれども、その辺について伺います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 運転免許を自主返納された方に対しては、タクシーの運賃の割引、路線バスの、鉄道の運賃割引あるいはレジャー施設等の割引などの優遇措置がございます。

町内の公共交通機関では、山本観光株式会社、大多喜タクシー株式会社では、運転経歴証明書を提示すると、タクシー乗車運賃の1割引きになります。また、複数名で利用しても、これは1名の提示により、運賃の割引が可能になるということでございます。また、小湊鉄道の路線バスでは、ノーカー優待証という制度があり、69歳以上の方がノーカー優待証を提示すると、現金で乗車する場合には乗車運賃が半額になります。また、鉄道運賃は2割引きになります。

いすみ鉄道では、65歳以上の自主返納された方で、運転経歴証明書を掲示して、い鉄沿線住人シニア優待券というものを受け取ると、乗車運賃が半額になります。また、いすみ鉄道では、ことしの9月からですけれども、町の補助により、シニア会員制度というのを実施いたしております。これは60歳以上の町民の利用者の増加を促進するために、大多喜町内であれば1回100円で乗車することが可能になる割引制度を実施しております。そのほかにも、企業、団体の特典として、宿泊料金や入場料の割引、旅行代金の割引などもございます。

町の福祉面の支援策といたしましては、現在実施している外出支援サービスあるいは福祉タクシー事業ということで、それらの優遇措置を受けられるというような形を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

事実、私、大多喜町でそれだけの優遇制というか、そういうものがあるというのを今初めて聞いたんですよ。たまたまこの広報というか、町民の皆さんに知らせるといふか、こういう方法というのはとっておられたのか、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、千葉県でも警察のほうで、千葉県警のほうで実施しているものになっております。いすみ鉄道については、この65歳以上で自主返納された方、これにつきましては、25年3月から受け付けを開始しているということで、その当時には十分周知されていたと思うんですけども、毎年やっているかということ、その辺は非常に厳しいものもあろうかと思えますけれども、ただ、いすみ鉄道では、それ以上に、町内で利用した場合に1回100円で乗れますよというようなことは、ことしからやっております。

まだまだ周知が不十分かもしれませんけれども、これらを推奨しながら、地域公共交通を利用できる方はなるべく地域公共交通を利用していただくというような方向性も、十分に周知していきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 私も大多喜町についてちょっとよくわからなかったんですが、他県の事例も調べましたけれども、同じようなことで扱っているようでございます。神奈川県とか青森県でしたかな、青森市は、自主返納したときに運転経歴証明書を申請して、その申請した方は、市営のバスですか、パスカードを5,000円相当分をその場で支給するというようなことも聞いております。あと、ちょっと地名はよくわかりませんが、タクシーとかそういうものの運賃割引とかそういうものもあるようです。

こういうことが余りよく知らなかったもので、今回も大多喜町に、こういう事例があるということをお願いしようかと思ったんですが、そういうことであれば、さらにもう少し皆さんに知らせることによって、もっと返納者数もふえるんじゃないかというふうに思います。特にデマンド交通なんですけど、その辺が今後の計画としてどうなのかなということが気になるところなんですけど、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） デマンド交通もちろん検討はしていきたいというふうに考えております。ただ、デマンド交通を実施する場合がありますけれども、国庫補助がつく場合とつかない場合もございます。国庫補助がつく場合というのは、近隣でやっているような、例えば勝浦市でやっている、全くの交通空白地域から公共交通の場所までというような形では国

庫補助の対象となります。

大多喜の場合ですと、先ほど言ったように、地域公共交通がある程度発達している中で、非常に難しさがあるということではあります。ほかにもいろいろな方法があるのではないかということで、現在模索しております。

また、デマンド交通も、先ほど言われたようにいろいろな種類があって、いろいろな自治体でいろいろなことをやられております。そういう中で、大多喜町に何が一番合うのかというようなものも、いろいろな事業者の方からの提言をいただいたり、また、これからいろいろな場所も見に行き、視察に行き、現実的にどういったものをされているのかということも十分確認してから入っていきたいなと思っております。

いずれにしろ地域公共交通というのは多額の経費がかかるというふうに考えております。ですから、実施するときにはやはり慎重になるべく入っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解していただければというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

どうしても、自分もその中山間地に住んでいる関係上、どうしてもふだん車に頼っている関係で、もし免許証を返納しちゃって車を使えなくなるというようなことでは、最高に不安を感じているわけです。ですから、今、そのサービスの面については多方面のサービスがあるということなんですが、足となるものがやはり一番不安ではないかと思っております。その辺で、できればスピードを持って対応を、特にデマンド交通は必要ではないかというふうに思っております。

さまざまな障害があると思いますが、既存のバス路線につきましても、周辺のバス路線については、ほとんど通学のためのバス路線ではないかと思っております。ですからデマンドが入った場合には、その間を縫ってやれば既存のバス路線にはそんなに影響ないような感じも受けますし、バス路線がないところはなおさら必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、小中学校の暑さ対策について伺いたいと思っております。

11月の中学生議会において、中学校施設についての質問がありました。私からもその辺について伺いたいと思っております。

私も会社に勤めていたときのことを思い出して共感させられましたけれども、執行部の答弁の中に、生徒の訴えともとれる質問の中、熱中症の危険も指摘されておりましたが、より

授業に集中して取り組めるようにするため、普通教室にもエアコンの設置をしていただきたいということに対して、今までの熱中症の実例はなかったというようなことと、全ての教室にエアコンを設置するには、費用が6,000万円から7,000万円かかるというようなことであります。

私思うには、やはり熱中症になる寸前の状態の人が何人かはいたんではないかというようなことも想像しますし、夏の暑さというのは、防ぐに防げないような状況ではないかと思えます。寒さは上に着ればね、着るとかそういうものである程度防げるとは思いますが、暑さはなかなか防ぐことが、施設に頼って防ぐしかないというふうに思っております。

このエアコンの設置について、5年計画で検討するというようなことですが、もう既に地球温暖化の進んでいる中、猛暑はまた来年も来るとは思います。そんなときに、熱中症が発生したら考えるということなのではないでしょうか。その辺を伺いたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 現在、小中学校の普通教室には、エアコンが設置されておられませんので、暑さ対策としては、窓をあけ風通しをよくしたり、扇風機を配置することにより対応しております。また、本年度、各小中学校に製氷機を設置し、熱中症等の対応に利用されており、8月には、大多喜町の学校職員を対象とした活用研修を実施したところでございます。

エアコンの設置につきましては、地球の気候変動で温暖化が進んでおり、大多喜町第3次総合計画の第1次実施計画においても、小中学校施設整備事業としてエアコンの導入が位置づけされておりますので、今後、財政的な面を考慮し、エアコンの設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その計画の中に入っているということですが、来年のことを考えた場合にはどういうふうなことというか、もし、熱中症とかそういうものに対して、発生しては困るんで、来年度はどうなんですかね、その対応。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） エアコンの設置につきましては、大多喜町の第3次総合計画第1次実施計画でございますので、来年度から設計等、考えていきたいというふうに考えています。

（「設置を考えているの、それとも……」の声あり）

- 教育課長（野口 彰君） 設計をですね、考えております。
- 議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。
- 8番（渡邊泰宣君） 問題はやはり来年のことを考えているんであって、その辺の対策をちょっと聞きたかったんですが、どうですか、来年はまだ設計段階で、まだ取りつけとかそういうものまではいっていないということなんですか。
- 議長（志関武良夫君） 教育課長。
- 教育課長（野口 彰君） 計画では来年設計をして、その後設置という段取りになります。
- 議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。
- 8番（渡邊泰宣君） 中学生議会のときの答弁で、エアコンを設置するには費用が六、七千万円かかるというようなことですが、自分もちょっと認識不足かもしれませんが、これは小中でそのくらいかかるということだと思いますが、今、小中で普通教室というのは何教室ぐらいあるんですかね。
- 議長（志関武良夫君） 教育課長。
- 教育課長（野口 彰君） 現在、33教室でございます。
- 議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。
- 8番（渡邊泰宣君） 私もこれ、来年は非常に不安だなというふうに思ったんで、例えば、来年度、応急的に設置を、できれば来年度から設置してもらいたいと思うんですが、応急的なことを考えれば、今、扇風機は設置してあるということなんです、スポットクーラー、この辺だと扇風機よりも相当の冷房効果があると思うんですが、ちょっと調べてみましたが、スポットクーラーが6キロワットだったかな、冷房能力の。その辺のものを、例えばそれが1台25万ぐらいのようなことを聞いておりますが、それを2台ぐらい設置すると、やはり相当効果が出るのではないかというふうに思っているんですが、そうした場合に、大体100万単位の600万円か700万円ぐらいでできるのではないかと思います、その辺でしのぐことはできないのかなというふうに思うんですが、その考えについてどうでしょうかね。
- 議長（志関武良夫君） 教育課長。
- 教育課長（野口 彰君） なかなかお金のかかることですので、先ほども申し上げましたけれども、エアコンの導入を、第1次実施計画、28年度、29年度、30年度、その中で計画されておりますので、それを優先したいというふうに考えております。
- 議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。
- 8番（渡邊泰宣君） それでは、計画であるから来年設計ということになると、設置段階と



いうのは何年になるんですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 計画の中では30年度の計画になっております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 30年ということは、もう2年後になりますよね。そうしたときに、中学校の統合も出てくるとは思いますが、その辺のことも考慮しての計画ですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなかご質問について明快な答えができていないところなんですけれども、とりあえず、今、議員のほうからお話がありましたけれども、30年4月、統合になりますね。設計も今の段階でやるというのは、中学校2、小学校2ということになりますので、ちょっとこれはなかなかそれは現実離れしておりまして、統合がどういう形で、部屋数がどういうふうになるかとかどういう人数になるかということで、若干その辺が決定した段階でやっぱり設計に入りたいと思います。ですから、そういうことで29年度、設計に入りたいと思います。それで設計ができましたら、遅くとも、やはり統合の段階で設置したいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 統合がわかっている、無理にそっちの設備のほうも考える必要はないかなというふうに思いますが、心配するのはその統合前に、例えば西中学校が、どっちの学校を使うのかわかりませんが、そうした場合には来年、もう1年、2年になるんですかね、実質は。その間にまた子供たちがどうなるのかなと、その辺がちょっと心配なので、それで今スポットクーラーの案も考えて提案したわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 正味、完成するまではそういう形になろうかと思えますね、2年ぐらいということで、30年度には工事の着手ということになりますので、年度中には完成すると思えます。ただ、これもどういう設計になるかになるんですが、その間、やはりそういう熱中症等が起きないように、今までもやってはきておりますが、さらにその間、そういう事故が起きないように努めてまいりながら、できるだけ早い時期に、設置を少しでも前に詰められるよう努力してまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ちょっとしつこいようですが、その間の応急的なものとしては、これ

はスポットクーラーは別に買わなくても、リースというのもあると思います。その辺のことで、やっぱり学生の、子供たちのことを考えたら、ある程度その辺のことも考慮してやったほうが、私としてはやはり子供たちの思いを考えればそういうことでお願いしたいと思っておるんですが、よろしくをお願いします。

それと、その次の、校舎の次の暑さを防ぐ方法ということで質問したいと思います。

私の考えるのは、たまたま大中の校舎の屋上に上がってみたところ、屋上がたたきですね、そうした場合に、相当の輻射熱があるんじゃないかというようなことで、そこに植物なりつる類のものを植えたら、相当輻射熱が防げるんじゃないかというふうに思ったもので、それで取り上げてみたんですが、その辺はどうでしょうか、何か。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 暑い夏の日差しを防ぐ方法として、校舎の周囲で例えばゴーヤ等を栽培することにより緑のカーテンとして、屋上については大多喜中校舎の屋上を芝生等で緑化することにより暑さを和らげることができると思いますが、管理面等のこともございますので、学校とよく相談してまいりたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 管理面も大変だろうし、そういう答弁はわからないわけではないんですが、そういうことをすることによって、例えば施設を入れた場合には、電気料の削減とか、そういうものにもつながってくると思います。また、もう一方では、もうこれは既に遅いのかどうかかわからないですが、屋上に太陽光発電のパネルを置けば、多少は暑さをしのげるかなというふうにも思っておりますが、その太陽光についてはどうでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 屋上に、いわゆる重量物といいますかね、そういうものを加えたときには、今度は建てものの耐震化ということをもう一度診断しなきゃいけないんですね。ですから、それなかなかまた耐震診断も大変なお金もかかるわけです。ですから、できるだけ屋上にそういう建物の上に重量物を置くというのは、余りいい方法ではないのではないかと思います。ですから、その一つの方法としては、窓際にそういう緑化をすとかという方法のほうが、全体的にはやはり費用面でも問題はないのかなというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それではわかりました。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。2時10分からの再開とします。

それまで休憩。

（午後 2時01分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

---

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、鳥獣害対策についてですが、今までにこの件については、私も含めて何人の方が言及し、対策を求めてきました。しかし、被害は年々大きくなり、ことしは特に甚大化しているように思えます。

町内のあちこちから、作物が全然とれなかった、もうやる気もなくなったという意欲の喪失の声を聞きます。人間が本当に動物たちに駆逐されていく時代が来ている、そんな恐怖すら覚えます。

そして、被害はことしの場合、田畑に限らず広範な農林道にも及んでいるということです。今まで町内山間部を走っていても、路肩をずばあっとこうやられているというのは時々はありましたけれども、連続してやられているというのはそんなにありませんでした。

ところが、ことしはどこに行ってもひっくり返されている。のり面、路肩構わず。この農林道の補修について、町のかかわる割合を改善していただきたいということを求めたいと思います。

農林道の補修については、地元管理責任があるので、材料費の一部負担や作業は地元持ちだということが慣行で行われてきました。だけれども、被害がことしのように広範囲で深刻な場合、地元では負担し切れません。過疎化、高齢化が進んでいて、経済力、マンパワーも劣っています。農林業による収入は特に下落しています。農林道は、町民の往来こそ少な

いのですが、農林の分野の経済、そして、大多喜町の自然を支える重要な社会資本です。町は農林道の維持、管理、補修についても町道と同等にかかわるべきだと考えますが、お考えを伺います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えいたします。

先ほどございましたように、町道につきましては、道路交通法等が適用されました一般的にどなたでも通行できる公共の道路であることから、町が維持管理を行っているところでございます。

一方、議員さんのおっしゃるとおり、農林道につきましては、農産物の栽培、収穫、さらに山林の間伐や保育、このために必要な道路でございます。耕作者や農地及び山林地権者等限られた方が使用する道路でございます。このことから、農林道の補修につきましては、受益者であります農地及び山林等の地権者のご負担をお願いしているところでございます。

受益者の負担軽減の施策といたしまして、議員さんからもお話ございましたように、資材の支給、農林道等の維持管理及び資材の支給に関する要綱によりまして、現在でも資材支給の8割、これを町が負担し軽減を図っておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ご理解できないから一般質問しております。

普通の町道は誰でも通行できるということだから道路交通法で町に維持管理の義務を負わせているということですが、町内の農林道もどなたでも通れます。地権者、関係者以外が通っちゃいけないということはありません。特に私のところは町道と林道の接点、ちょうど境目のところでして、季節のいいときになるとバイクで訪れる方がかなりありまして、ご案内をさせていただいております。

とにかく、地元でやれなかった場合、実際、やれる能力が落ちているわけですから、町の社会資本としての価値がどんどんなくなって、町としても損失だと思うんです。林道、農道というのは、やっぱり大多喜町の未来の産業に、今は国策で第一次産業、衰退させられていますけれども、第一次産業、物づくり、それから自然の植物づくりをきちんとやらなければ地球の未来はなくなっていくと思うんですね。そういう観点から見ると、本当に農林道を、今は大した経済力を生み出していないけれども、未来の大多喜町にとっては非常に重要なもので、今きちんと管理しておかなければどんどんだめになる一方です。

道路交通法がどうのこうの、条例つくりなさいというんじゃなくて、実際の面で町にかかわっていただきたい。溝の土砂を上げなかったために、雨水が大量に漏れてのり面を削ってしまったとか、それは私たちのサボタージュかもしれませんけれども、獣害、特にイノシシの害については、幾ら補修しても次から次、次から次と、これは本当に台風と同じに自然災害だと思うんです。自然災害であれば災害何とか法でお金が出ると思うんですね。そういう扱いをしてもらえないかという気持ちもあります。

でもその前に、町には機材があるわけで、人の使い回しをすれば、私は大きい条例をつくらなきゃいけない、要綱をつくらなきゃいけないということではなくても、住民の今の苦勞に報いることができるんじゃないか。建設課と産業振興課と、それから地域の住民と一緒にやっていけば何とか切り抜けられるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員さんのほうから、機材と人員の手当て、使い回しといただきますか、建設課並びに産業振興課のほうでうまく連携をとって、何とか農道の管理までというお話でございますけれども、現在、建設課におかれましては、膨大な延長の町道管理、これがあるわけでございまして、さらに地元からの絶え間ない改善要望、こういうものに今、対応に非常に苦慮している状況だということをお聞きしておるところでございます。

このような中で、農林道のほうの維持につきましても一緒に建設課と行えないかということでございますけれども、非常に難しい状況ではないかというふうに考えております。

ただ、農林道のほうにしましては、通行どめ、例えば陥没等によりまして通行どめになったような場合、ここにつきましては、従前の例もございますけれども、建設課のほうの機材をお借りし、調整をしながらですけれども、対応をした事例もございますので、そういう緊急事態の場合によりましては対応をしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 陥没するまで待てばいいんですか。イギリスだと思いますけれどもことわざがあります。A stitch in time saves nine. 初めの一針は九針を省略するということわざなんです。初めの針の一目で防げることを、そのまま放っておいたら九針も縫わなきゃいけない。今私が提案しているのは、初めの一針はもう過ぎて二針目か三針目ぐらいになっているんですけれども、そこのところを九針、十針と莫大な目数が必要なまで待てば町がやってくれるということですか。どうでしょうか。

その前に、これは林道、農道を抱えている集落にとっては、かなりのところが自分たちで

はカバーし切れない被害を受けているところもあるのではないかと思います。それを地元だけで、資材は出しますからといってもやり切れません。あとは針目がふえるのを待つだけでいいのでしょうか。お答え願います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 確かに緊急事態の場合以外はできないのかというお話ですが、町の産業振興課については、現場で動ける人間はほとんど現時点では職員がおりません。

この緊急事態の状況の対応につきましても、やはり建設課のほうから当然機材、さらには人員のお願いも一緒にあわせながら、共同でやっておるところでございます。現時点では非常に難しい状況であります。

資機材の支給につきましては、地元からのご要望もあったわけで、近年その負担関係もある程度見直しをしまいたところだと聞いておりますので、以前に比べれば、大変申しわけございませんけれども、資機材の面で皆様方のご支援をしているところだというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 建設課のオペレーターがたりないのであれば、これ本当に全庁的な問題だと思うんです。オペレーターをふやして、被害が重大化しないようにするのが政治ではないのでしょうか。町長いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の時代、人口減少というのはもう皆さんもご承知のとおりだと思います。今そういう人材を募集してすぐ来るかと、まず来ないんです。今、実は建設課のほうの直営班ですらも、これから人材をどうするかというので非常に直面しております。でも、今課長が答弁したように、何とか今、必死にそれを支えているところがございますが、これは役場でさえも募集しても人が来ない。これが現実なんです。ですから、お金を出したらオペレーターがすぐ来るか、そういう話ではない状況なんです。ですから、我々もできるだけの努力はしてまいりますけれども、やっぱり町だけでそれを支えられる話ではないと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 本当ね、住民の中には使える方もいらっしゃると思うんです。しゃかりきに町も、お金も出す、機械も人も出す、住民も出してくれ、こういう形で対策を考えていく、組織をつくっていく必要があると思うんですけれども、そのやる気があるのかどう

かという姿勢と、直近、困っているところは農道、林道の管轄ではないけれども、建設課の力もかりることはやむを得ないというような判断を町長には下していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、先ほど課長が答弁したように、緊急事態の場合は当然、建設課の手をかります。それで、私ども町のほうも、やはり類似団体からいけば、まだまだ大多喜町はこれから毎年人を減らしていかなければいけない状況であることは間違いない。そういうことで、やっぱりそういう全体的な人数もどんどん減らしていく中で、そういったことを全部できるかといったら実際できないわけですね。

それで、産業振興には直営にできる人はいないんです。現実もう建設課しかいないんですね。ですから、何かあれば必ず建設課に助けを求めなきゃいけないことは事実なんです。それはもう今現在でもやっているところです。

○11番（野中眞弓君） 一層お願いいたします。

それと、その次の項にいきたいと思いますが、大多喜だけの問題ではありません。地域全体で考えなきゃいけない、あるいは本当は全県規模で考えなければならない問題だと思います。

私は2010年の9月議会の一般質問で、この鳥獣害対策を提案した中で、周辺自治体と協議・協力する体制づくりが必要ではないかという提案をしました。そのときの答弁ですが、夷隅農林振興センターが事務局の、夷隅地域有害獣作物被害対策連絡協議会があって、その中で周辺自治体との協力体制を整えてまいりたいという答弁がありました。この件については今どうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご質問のございました、夷隅地域有害獣農作物等被害対策連絡会議でございますけれども、これにつきましては、現在も活動をしておるところでございます。これは千葉県夷隅農業事務所、こちらが主管となりまして、管内、夷隅郡市、勝浦、いすみ、大多喜、御宿また、猟友会、森林組合、農業協同組合、わかしお共済等々、あと県の機関、自然保護課等の機関で構成しておるものでございます。

年一、二回の担当者会議を、この連絡会議で実施しておるとおるところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） どんなことが中で話し合われて、どういう対策が行われているんで

すか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 会議内容につきましては、主に有害獣の農作物に対する被害対策の研修、さらに被害の状況の説明、有害獣の現状と課題というところを、この会議の中で意見交換を実施しておるといところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 6年たっても全然効果がないばかりか、一層ふえるばかりということは、この会議余り、有害獣を減らす、被害を減らすという点では効果を上げていないと思うんですけども、改めて周辺自治体との共同の鳥獣害対策を繰り広げていくという考えはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 本会議におきましては上部会議がございます。この上部会議、上位でございますけれども、これは千葉県野生鳥獣対策本部会議、これは本部長が、県の生活安全部の有害獣担当部長が会議の部長さんになっておるといところでございます。

この会議が統括しまして、県内の各農業事務所の出先でございます農業事務所長さん、先ほどの夷隅につきましては、連絡会議がございます、その会議を束ねておるといところでありまして、その各地区で被害状況の意見交換を行ったものを、この上部でございます本部会議のほうに意見集約しておるものでございます。

この本部会議につきましては、本部長が先ほどの部長、さらに各市長会の推薦の市長さん、さらには町村会の推薦の町長さん、あと県の中南部地域市町村野生鳥獣対策会議の部長さん、また、県の農業協同組合の中央会の会長さん、さらに共済組合の連合会の会長さん、さらに県の猟友会の会長さん、あと県の重立った関係部局の課長が委員となって、千葉県全体に対する鳥獣害の対策についての検討を行っていただいているところです。

この本部会議に、市町村長の推薦ということで、本町の、飯島町長が委員として出席いただいて、意見の掲出もされておるといところでございまして、さまざまな意見交換を行ったところでございます。

また、先ほど申しましたこの本部会議にも、中南部の地域ということで、20市町村が構成員となっております会議がございます。この中でも、やはり県への対策の要望、鳥獣害の駆除の広域化の実施要望等々、意見を述べておるといところでございます。

また、被害の発生しております市町村から県知事に、さらに議会議長会からも県のほうに



要望を行っていただいております。

広域化につきましては、そういう形でございまして、あと県の事業といたしまして、従前から行われておりますけれども、広域的な一斉捕獲ということでございまして、市原市と大多喜町の市町境をまたいだ場所で捕獲を実施していただいております。

実施期間につきましては、28年の11月から29年の3月まで、捕獲日程は一応90日予定ということでございます。また、29年の5月から29年の11月まで、これについては100日程度を予定していただいているというところでございます。この捕獲につきましても、先ほどの県の本部会議で決定していただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 覚えられませんけれども、取り組みは始まっていると、一斉捕獲という、そういう具体的な行動も始まっているということです。もしもこの成果ありましたら、やはり夷隅郡市と市原との間だけではない、ほかの間でも、できるだけ早い時期に同じような事業が始まるといいなと思います。

本当にもう、一つの市町村だけの問題ではありませんので、地域広域、共同して取り組んでいただきたいということを切望します。住民の中の声なんですけれども、ほかの事業はとにかく停止しても、有害獣、今ここで減らしてくれという方もいらっしゃいます。ぜひ、全力を挙げていただきたいと思います。

それともう一つ、通告にはありませんでしたけれども、結局、ふえたのを減らすといっても大変だから、すみかを退治するという、そういうことが必要だと思うんです。有害、特にイノシシや鹿のすみかは山奥ではなくて、人家に近い里山に巣を多くつくっているということです。地域の資源としてやっぱり里山の資源、経済に転換させる政策が、大多喜町のように中山間地の自治体では求められていると思うんです。

前にも何度かやっているんですけれども、木材のエネルギー利用、バイオエネルギーということで、しゃかりきに検討してもいいと思います。お金のかかることだけではなくて、木材をエネルギーに変えるというのは、そこで経済の循環もあるわけですから、そのことでまちづくりをしている自治体も幾つかもう出ています。そういう先進地の視察なんかも含めてやっていき、有害鳥獣だけではないまちづくり、経済も含めたまちづくりを進めていただきたいということを要望して次にいきます。

2つ目は、特定健診の拡充についてということです。

特定健診の主な目的は、主として生活習慣病対策、メタボリックシンドローム対策にあるのですが、特定健診を受ける方自身が高齢ですけれども、さらに高齢になってくると、同じ病名でも原因が異なってくると言われています、最近。

例えば心臓病の場合、若い人はコレステロールによる不整脈だったり、心筋梗塞だったり脳梗塞だったりするんだけど、高齢者になると、50代になるとコレステロールによる心臓病で死ぬのが、40代だったらコレステロールが1ミリグラム、1デシリットルの中でふえると死亡率が1.1パーセント減るんだけど、逆に50代になると1ミリグラムふえても死亡率は半分に下がる、60代になるとさらにその半分に下がる、70代になると0.2パーセント上がるとありましたけれども、それはほとんど数値的には60代と変わらない。

ところが高齢者の場合は、老化により筋肉がどんどん劣化し、血管ももろくなり、骨ももろくなり、臓器の劣化による脳内出血がふえると。その原因が何かというと、若い人のメタボは糖分や脂肪分、要するにおいしい物を食べ過ぎ、それから過栄養、栄養のとり過ぎから起きるんだけど、高齢者、50代、60代、70代とか年を重ねていくと、そういうふうなメタボになっちゃいけないと食生活に気をつけている人が、今度は逆に栄養失調、現代の栄養失調というんだそうです、栄養失調になっていく。何が足りないかというとタンパク質が足りないんだそうです。

同じ心臓病にしても、若い人の心臓病の真の原因と、それから高齢者の心臓病では違うと。では、高齢者の場合は何で栄養失調に陥っているのがわかるかということ、血液中のアルブミンの量なんだそうです。特定健診ではアルブミンが入っていないんですね。大多喜町も高齢化を迎えて、低栄養によるやっぱり疾病が起こされていくんだと、ふえていくのではないかと思います。

そこで、特定健診の中にアルブミン検査も入れて、高年齢の方の健康維持、疾病の予防に努める一助となる健診にすべきだと思うのですが、町のお考えを伺います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、税務住民課からお答えさせていただきます。

特定健康診査、いわゆるメタボ健診につきましては、平成20年4月から、これまでの健康診査から、内脂肪肥満型、メタボリックシンドロームに着目した健診となり、各医療保険者に実施が義務づけられています。この目的につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病あるいは高血圧症、さらには脂質異常などの生活習慣病の予防を図るものとしております。

ご質問のアルブミン検査につきましては、栄養状態あるいは肝機能等を見るという面では意味のある検査というふうに私は認識はしておりますけれども、現在のところ、特定健康診査の趣旨あるいは目的を推進していくための検査項目、これらを優先して実施してまいりたいというふうに考えます。そのようなことから、現在のところ、そのアルブミン検査を実施する予定はございません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 生活習慣病というのは、一番の中心は食生活ですよ。高齢者の低栄養というのも食生活で、言ってみればこれは高齢者の生活習慣病だと考えられると思うんです。先ほど後期高齢者の報告のときに保険料のランクを申し上げました。大多喜町は千葉県54自治体中54番目に保険料が低い、同じ保険料率で計算して一番低いということは、住民の経済状況が、高齢者の場合、千葉県で最低レベルだということです。

医療費はどうかというと、県の平均が82.1万円で、一番高いところが89万円、大多喜町は80万円、一番安く医療費が済むところは63万円、大多喜町の80万円というのは上から30番目です。経済力は県下最低レベルなのに、お医者さんにかかるお金は県でも真ん中辺までということ、さっきのA stitch in time saves nine.のことだと思うんですけれども、やっぱりお金のことを考えて病院へ行くのが遅くなったために重症化するという例も少なくないのではないかとということが考えられます。

できるだけ早い時期に原因を見つけてあげるのが健診の目的なわけですから、アルブミン検査、ぜひ入れてください。低栄養は生活習慣病です、文句言われたら言えればいいじゃないですか。アルブミン検査を入れるのにどのぐらいのお金がかかるんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） お1人当たり119円というふうなことであると思われま。

○11番（野中眞弓君） そうすることとしか去年とかの受診者のことを参照して計算すると、おおよそ幾らぐらいあれば健診の中に入れられるんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 平成28年度の、これは特定健診の受診者でございますけれども、817名でございます。単価119円を掛けますと、約9万8,000円という金額でございます。

○11番（野中眞弓君） 9万8,000円の予算でアルブミン検査がおおよそ希望者はできるだろうと。人間ドックがあります、健診では。人間ドックへの助成金は5万円を上限に7割のお金が出されています。1人当たりおおよそ4万2,000円弱、27年度の決算書で計算すると割

り出せます。人間ドックには必ずどんな検査でもアルブミン検査は入っているんだそうです。そうすると、人間ドック2.5人分ぐらいの助成金で特定健診にアルブミン検査を入れられることとなりますよね。町長どうですかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 金額につきましては、今、議員さんがぱっと出しましたのでわかったんですけども、ただ、一つの目的として、やはりメタボリックシンドローム、まずここをしっかりと町としてはやっていく。それで、既に透析予備軍というのは大分こういうことで結構あるんですよ、今、大多喜でもね。まだ大多喜は全体から、郡内から見ると少ないほうですけども、実際はもう、予備軍も相当ありますし、そういったことをまずしっかりとやっていきたいと思います。

ご意見としてはもう十分、私も今お話をお伺いしたので、それは考える必要があるのかと思います。当面は、今我々が目的とするところをしっかりと進めてまいりたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 目的は、町民全体が健康な生活を送るということではないんですか。それでわずか10万円弱のお金でその範囲が広がるとしたら、それは積極的に取り入れていくべきだと思うんです。

国がそれだけに、確かに糖尿病って非常に怖いし、非常にお金のかかる病気だと思いますから特定したいというのはわかりますが、新しくメタボ、メタボと言っている陰で、新しい現代の栄養失調というのが浮かび上がってきているわけです、今。ですから新しいそういう状況に対して、やはり機敏な対応をしていただきたい。

町民が経済状況が悪い、じゃあ自分の栄養状態どうかというんで人間ドックに入ると、町が4万2,000円援助してくれるから個人負担が1万7,000円、2万円しないでも人間ドック受けられるけれども、特定健診だったら500円で受けられる。人間ドックに行ったら自己負担2万円になる。このところでも経済格差が出てきている。豊かな人は自分の栄養状態、体の状況をより正確に把握できるけれども、経済にちょっと行き詰まっている人たちはそれができない。そここのところを補うのがやっぱり政治だと思うんです。それで次の町民の格差解消のためにも、入れていただきたい。そして1人でも、高齢期、元気でピンピンコロリである世に行けるように助けてもらいたい。

特定健診でそういう状況が把握できれば、75歳以上の後期高齢者に行ってもそれは継続し

ていけるし、自治体が特定健診でそれを入れてくれれば、後期高齢者の連合のほうは、その自治体の高齢者の健診では、若い世代と同じようにアルブミンの検査を受けられるわけです。自治体がやらなければ、高齢者はそういう現代の低栄養からは解放されない状況になっていくので、ぜひ入れてください。

町長、よろしいですね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 余り優しい声で言われると、いい返事をしそうになっちゃうんですけども、とりあえず、先ほどお答えしたとおりで、とりあえずまず目の前のことをしっかりとやるのが我々の役目だと思いますので、その辺は、今のお考えは本当によくわかりますが、とりあえず今、メタボリックシンドローム、これをとにかく退治しなければならないと思っているところでございます。

○11番（野中眞弓君） メタボが退治できて、それで低栄養による疾病がふえる。結局プラスマイナスゼロ以上の不幸ができる可能性があるのだから、10万円です。来年度の予算で必ず入れてください。町民の中のそういう格差をなくしてあげてください。

3点目にいきます。

これは、就学援助制度の条例化についてというのは、前の9月会議のときに時間がなくてできなかったものですが、就学援助制度は要綱で運用されていまして、変更、特に項目とか、それから額の変更が行われても、我々町民サイドの人間が審議する場がないわけです。

教育委員の審議によってこれは決められていくのですが、子供の未来を保障するために、条例化して議会で審議する。例えば、このカットはいいのかとか、この追加はいいのかとか、そういうものも議会で審議できるようにし、子供の貧困への手助けが広く日の目を見るようにすべきだと私は考えます。お金のかかることではありませんので、要綱を条例にする考えはないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 就学援助制度の条例化についてでございますけれども、就学援助につきましては、要保護及び特別支援の就学援助について、国から要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱により、補助金の交付を受けております。

町においては、大多喜町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱、大多喜町特別支援教育就学奨励費支給要綱により、補助金の交付をしております。町の要綱につきましては、申請及び認定等の事務を明記したもので、行政事務等を進めるためのものでござい

すので、条例とする考えはありません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） これ議論してもしょうがないので先に進みますが、できるだけやはり条例化してあれば、こういう場で明らかになります。そうでないと、ちょっと陰に入ってしまったって知れ渡らないということもありますので、条例化の方向で検討してもらえるように、要望したいと思います。

次にいきます。無料塾について。

子供の低学力対策として、あちこちで、新聞とかそういうところで、民間のボランティアさんや行政、教育委員会がやっているところもあるんだそうですが、ボランティアの力をかりて無料で塾を開いているという話が時々目に入ります。

特に、貧困家庭のお子さんの低学力対策というのは必要ではないかと思います。貧困家庭でなくても低学力というのは問題だと思います。低学力にしたくないために、今どのぐらいのお子さんが塾に通っているのかわかりませんが、親たちは月に何千円もかけて、それから自家用車で送り迎えをして塾通いをさせていると思います。極端に言えば今の義務教育は、塾によってその学力レベルが支えられているんじゃないかというふうに思える節もないわけではありません。

部活動、部活動というけれども、親にとっても子供にとっても、本当に望んでいるのは、わかりたい、わかってほしい、きちんとした学力を身につけてほしい。これは学校に通わせている親なら皆さんが抱えていることだと思います。うちの子供はバレーボールが下手だからバレーの塾ないかしらなんていう親御さんはほとんどいらっしやらないと思うんですね。特別に才能があってオリンピックに出られるような、あるいはプロのチームに入れるような方というのは、本当にまれだと思うんです。

子供が学力をつけるというのは、本人、親、それから大げさに言うと国家的な課題だと思うのですが、何らかの形で塾に行けない子供たちの学力を補うような事業、それが展開できないでしょうか。一応ここでは無料塾という形、言葉を使っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 無料塾についてということでございますけれども、学力向上ほどの学校においても第一課題であり、そのための学力格差解消についても、各学校で、児童・生徒の実態に応じて取り組んでおります。

教育委員会としても、児童・生徒の実態を把握し、毎年、形を変えて各学校を支援しており、今年度については、学習支援員等の配置や補習授業支援を中心に行っております。学習支援員等の配置につきましては、大多喜小、大多喜中に学習支援員を1名ずつ配置し、少人数学習やチーム・ティーチングの形態で、おくれがちな児童・生徒への対応を図っております。

また、大多喜小に4名、西小に1名の教育支援員5名を配置し、これからの学習につながる低学年を中心に、児童の支援を行っております。

大多喜中は、今年度、県の全国学力学習状況調査検証事業指定校として職員1名を配置し、学力向上及び学力格差解消に向けて取り組んでおります。補習授業支援につきましては、各中学校で、夏季休業中の学習会を実施し、全職員が補習を担当し取り組んでおります。大多喜高等学校の生徒にも、中学校2校の学習会にボランティアとして協力してもらっており、高校生ボランティアの保険等の面で町として支援をしております。

学力向上については、各学校の実態に応じた取り組みが大切だと考えますので、教育委員会としては、その取り組みを指導、支援していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 夏休みの補習授業というのはどのくらいの割合で、目的は低学力対策ですか。どのくらい開かれていて、その目的を教えてください。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ちょっと資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それから、その補習で高校生がボランティアでやってくれているというのですが、その依頼の方法とか対象とかはどうなんですか。どんなふうに行っているのか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 高校生が中学校で夏休みの補習授業の、ボランティアでお手伝いしているんですが、これは教諭を目指す高校生が、教員というのは、子供を教えるということがどういうことかという体験学習のような形で、行っています。

それで、それぞれの西中学校も大多喜中学校もことし、何名かずつ高校生が行ってくれていますけれども、中学校長から依頼してあります。途中で例えばけがをしたりするようなこ

とについて、そういう場合の保険については教育委員会で入っております、ことしも西中学校、大多喜中学校両方やりましたけれども、校長から聞きますと、まず高校生が非常に勉強になると。それから中学生も、先輩の中学生が、中には茂原の富士見中学校の卒業生が大多喜中学校に来て教えてくれたというようなことで、非常に、中学生も高校生も勉強になる機会だということを言っております。

夏休みにやるのは、やはり3年生が部活動が終わりますので、7月の総合大会終わって。その3年生の学力向上が第一です。ちょっと今、授業数どのくらいかわからないんですが、かなりの回数を、中学校の先生方総出でやっております。両方、西中も大多喜中も。

○11番（野中眞弓君） 私も今、高校生がやってくれると聞いて、教えることは最大の学びだと、教えられて初めて本当にわかると思いますので、おもしろい取り組みだなと。今まで私が報道記事なんかで読んだのは、大体教員を退職なさった方がボランティアでということだったのですが、高校生の負担過重にならないような形で進めていったらおもしろいことになるのではないかと印象を受けました。それにしても、親の経済状況と子供の学力との関係関係というのは、学校で仕事をしていて現実存在しますか。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。持ち時間あと5分です。

教育長。

○教育長（石井信代君） 二、三日前の朝日新聞声欄で、高校生が高校から次の大学にステップするとき、親の収入で進路先が変更されることが許されるのかという問題が出ていました。全国的に見れば、非常にそういうこともあるかと思いますが、大多喜町は今、小中学生全体見ても600人足らずでありますので、そういう状況についてはそれぞれの学校で、先ほどちょっと言った要保護・準要保護の件でもそうですけれども、かなり私は一人一人について、学級担任なり学校長が把握していると思っています。

なので、先ほど無料塾のような形でボランティアか何かを使ってというのがあったんですが、私は基本的には、例えば放課後そういう子供たちを集めてボランティアに教えていただくというようなことをやったとしても、この大多喜町の広い面積の中で1カ所それをやるというのは、なかなか、じゃあ老川の子供たちがここまで来られるとか、そういうことを考えますと、非常にこれが面積が小さい中で大勢の子供がいればできやすいんですが、そういうことを考えるとちょっと大多喜では無理かと。

ということで、大多喜町は1クラスが今どこも最高で25名です、小中学校。25名ですから、多いところは今40名で1クラスやっているわけですね。そういうことを考えて、とにかく



学校教育の中で、授業時間の中で、できるだけ一人一人の子供にしっかり学力をつけると。それには、教員一人一人の質の向上とかいろいろ問題ありますけれども、放課後にそういうことではなくて、1時間、1時間の算数、国語の時間で一人一人の子供の学力をしっかりつけると。今年度の大多喜町教育の指針のトップが学力向上ということになっていますので、今まで以上に、各学校は取り組んでいるものと確信しています。

○11番（野中眞弓君） それにしては先生方が忙し過ぎます。やはり塾がなければ今の義務教育の学力のレベルは保てないというのが現実なんじゃないでしょうか。

でも、高校生の協力を得てとか、学校ごとにやっているとかあるいは中学校まで、私たちもわからない研修会に出て、じっとしているのは苦痛、そういう苦痛を強いられている子供が小学校にもいるはずです。だから小学校でも、もしかしたら中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんの力をかりて、そういう補習というか、そういうのがあったらおもしろいかなと思うんですけれども。

学校が抱えている問題は多いけれども、子供の学力テストのための学力ではなくて、生きていくための正しい情報処理の力を得るために、きちんとした学力定着、心がけていただきたいということをお願いして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。25分からの再開とします。

それまで休憩。

（午後 3時12分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

---

○議長（志関武良夫君） 一般質問の前に、野中眞弓君の先ほどの一般質問の中で答弁が保留になっており、答弁をしたい旨の申し出があり、これを許可しました。

答弁を願います。教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 先ほど、野中議員さんからご質問のありました中学校の夏季学習会の関係で、大多喜高校の生徒のボランティアの関係なんです、大多喜中学校なんです、17日で延べ41名の方をお願いをいたしました。西中学校でございますけれども、4日で延べ

20名の方をお願いいたしました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまです。

---

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） それでは、一般質問を続けます。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 3番吉野一男でございます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

執行部の方には、明快なる答弁をお願いしたいと思います。そのようにスムーズに進行していきたいと思っております。なるべく、時間延長しないように気をつけて。

それと同時になるべく早目に、1時間とありますけれども、なるべく早目に終わりにしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。そのためには明快な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、第1点目は、将来の農業政策について。

第2点目は、子育て支援の充実について。その2点についてお伺いいたします。

まず最初に、将来の農業政策について伺います。

本町の基幹産業である農業は、高齢化や担い手不足により、将来が不安視されています。生産者米価は上がらず、肥料、農薬、農業用機械などは、高騰する一方で、小規模農家の所得は上がらず、このまま推移すると、荒廃農地がふえ、有害獣化にもなると危惧されております。

そこで、今後の農業政策についてお伺いいたします。

最初に、農地の集約化を図り、土地所有者の利益を確保しながら、荒廃農地の増加に歯どめをかける施策を講じる考えはないかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課からお答えいたします。

農業委員会等に関する法律によりまして、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地への発生防止解消等の、地域における活動現場を担う農地利用最適化推進委員、この新設が義務化されたところでございます。法律につきましては、平成27年9月4日でございます。

本町におきましても、現農業委員の任期となります平成30年4月になりますけれども、農地利用最適化推進委員、これを設置しなければなりません。この委員の新設によりまして、農地の適正な管理の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 農地の最適化推進委員ですか、これは27年9月4日に発足して、30年4月ということですか、任期的にいつて。これは、どういうことをやるわけですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 農地利用最適化推進委員の業務でございますけれども、まず、農業委員さんと連携しまして、現場の活動を実施していただくということことです。現場の活動というのは、担当地区というものが今後設定されますので、その地区においての活動という形になります。

まず、その地区内における集落、農業者の話し合いの場づくり。実際に農業者と相対でお話し合いをしていっていただくものです。

次に、農業者への個別訪問、また調査などによりまして、農地を今後、耕作できなければその農地を貸し、また受け手、農地の貸し借りの意向確認をいたしまして、担い手への農地のあっせんをしていただくものです。

次に、農地の出し手にいたしましては、農地の中間管理機構というものがございしますが、その利用の促進を行っていただくものです。

さらに、遊休農地の発生の防止でございますけれども、この解消に向けました農用地利用調査、俗に言う農地パトロール、これを行っていただき、農地利用のその調査の実施をしていただくものです。

さらに、農地のあっせん、土地所有者等の調査活動を通じまして、新規就農、企業等に対する参入の支援ですね、支援というと相談や、現地見学等の誘導等も行っていくというものが主な活動の内容になっております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合の推進委員なんですけれども、候補はどういう形になるんですか、全体的に言って。農業委員もそうでしょうけれども、ほかに入る委員さんは。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まず、推進委員さんにつきましては、各団体、農業団体等が

ありましたら、農業団体、また、農協さん等の推薦等も受けているところをごさいますて、特に、こういう方でなければいけないというところはございませんけれども、当然、農業を行っていただいている方が前提となってくると思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 推進委員は全体で何名になりますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 推進委員の人数につきましては、まだ、設定はしておりませんので、これから条例化をしていかなければならないところをごさいます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 基本的にこれからやるということなんですけれども、27年9月4日ですか、そういうあれがあったと思うんですけれども、ある程度、腹案としてはできていると思うんですけれども、その点は腹案があるのか教えていただければありがたいですけれども。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まだ、腹案というところまで達していないところをごさいます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 今、るる課長のほうから話があったわけなんですけれども、担い手、これから高齢化社会になりますので、私たちの年代は特にそうなんですけれども、若い人は特に、これから農業をやるというのはなかなか難しいと思うんですよ。

当地区も若い人たちが流出してますので、そういう点になると、高齢者が大体残るような形になると思うんですけれども、高齢者が残るとなかなか農作業もできなくなりますので、その点についてちょっと、どうするかというのがあるんですけれども、中間機構とかそういうものを利用した中でやるという話なんですけれども、私はある程度の案として、今、実際、町として町営の農業集団育成事業というのがありますよね、補助金申請が。その関係については、どういう形で現行的に行われているのか、その内容をちょっと教えていただきたいと。どの程度の団体がもらっているとか、そういうあれがわかりましたら、ちょっとお願いしたいと思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ちょっと、確認なんですけれども、町営の……。

○3番（吉野一男君） 町営のがあるんだよ。大多喜町……営農か、営農集団育成事業補助金

交付申請、交付要綱というのがある。課長、ご存じないですか。実際これあるんですけども、条例を見ていただければわかるんですけども。

これに、そういう形で営農集団育成事業補助金という交付であって要綱になっていますので、それで結局、補助対象については機械類ですよ。耕うん機とか疫病とか播種、収穫、病虫害防除、乾燥、運搬用農業機械その他必要と認めるものということで、それに対して補助金を出してくるということで、これ補助率が3分の1以内ということになっているわけです。

だから、この関係について、これも当然あると思うんですけども、今までも執行されていたと思うんですけども、それを内容的には入れてなかったんですけども、この中でちょっとお話をしようかなと思っていたんですけども、結局、歯どめをかけるには、実際こういう要綱がありますので、それに沿った中で、それを含めた中で、これを廃止するなら廃止をしてもそれはいいと思うんですけども、別な形でつくるということはよろしいんですけども、補助申請があるということは、当然、それだけ今までもそういうものを補助を出していると思うんですよ、ある以上は。これは、平成5年4月1日から施行になっております。そういうことでやっていますので、それは後ほどでよろしいんですけども、それを今までの事例を、後でよろしいんですけども出していただきたいと思います。

その関係につきましては、実際的に3分の1以内ということでありますので、金額的には実際的には3分の1はちょっとなかなか農業の機械を買えるというのは、今、機械が500万円とか1,000万円とかいろいろしますもので、そういう中で、なかなかそれもやるのも難しくなると思うんですよ。これから年寄りがやるにしてもですね。

やっぱり、これは、集落がこれは営農集団育成事業というのがありますので、それを生かした中で、営農組合という形だと思うんですけども営農組合、うちのほうも営農組合はあるんですけども、ほかの各地区も営農組合というのも多少あると思うんですよ。そういうものについて、これは形としては補助金申請を多分出してあると思うんですよ、こういう形で。申請しなければ出さないんですけども、申請してあれば、知っていればこれは補助金申請が出ていると思うんですけども、そういうものを利用した中で、この機械類を買うってなかなか大変ですので、補助金を利用した中で、高齢者がある程度集団化つくって、営農組合組織をつくって、ぜひそういうものを進めていかないと、なかなか難しい場面も出ていると思うんですよ。

また、中山間地帯というのもなかなかそういう点で集団化というのは難しいと思うんです

けれども、平地であればいいんですけれども、そうすると小規模な形で営農組合をつくった中でそういうものをやっていると。やっているとということは、やっぱりそういう補助金がないとできませんので、補助金の幅をある程度3分の1から2分の1にするとか、できればそういうことで補助率を高目にして農業をやってもらおうと、そういう組織的に、営農組合的なものをつくってやったものについてはそういうものを補助金として出す。そういう方法をとっていただければ大変ありがたいと思うんですけれども、そうすると年寄りたちもやっぱりこれから高齢者になってきますので、そういう人たちが、また集団化して、営農組合をつくってそういう事業がやりやすくなるわけですね。その中に若い人を入れてもいいんですけれども、集団化しないで個人でやるとなると、機械化というのは何千万もする機械とか、何百万する機械を買って、個人でやる時代じゃないと思うんですよ。そうするとやっぱりこういう組織的なものを利用した中で、町として商工会で補助金を出してあるとおり、農業もそういうものを補助金を出した中で、農業のほうをなるべく進めていけば、また農業の活性化になるわけですので、ぜひ、こういうものをちょっと営農組合みたいなものをつくった人たちに対して、補助金を出すということでぜひ、そういうものを推進していただければと思うんですけれども、課長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先ほどのお話ありがとうございました集団育成事業でございますね。これにつきましては、近年お使いになった団体はいないというお話を聞いておるところでございます。

ただ、別事業でございますけれども、経営体育成支援事業というところで、こちらについては、昨年、農業機械の購入、こちらのほうで、これは集団育成のほうの営農集団とはちょっと別ですけれども、個人での購入の補助、これを行った実績はあるというふうに聞いております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうすると、個人で申請してそういうもの、機械類を買うと500万円も700万円もするものを買うということになるわけですね、集団じゃなくて。そうすると、なかなか集団じゃないと、補助金はどのくらいですか、その場合に、補助率は。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） これは、そう高額ではないんですけれども、10分の3以内で300万円を限度とか、そういう上限がついてしまっているものでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その前に補助率が低いと思うので、10分の3とかそういうものであれば、それで農業経営をやるというのはなかなか難しい点が出てくると思うんですよ。まして、年寄りの場合、それだけ収入が入ってくるわけでも、米価ももう安くなっている状態ですので、自分でそういうものを買って経営をするということは、なかなかこれから困難だと思うんですよ。

それでは荒廃農地もふえてきますので、これから年寄りがやらなくなるとそういう形になっちゃいますので、それをいかにして耕作できるような形をとらなければいけないと思うんですよ。それには、町はそういうものを進めていくということで、高齢者でもできる対応をこれからとっていかないと荒廃農地が、全体的にそういう形がふえてきちゃいますので、鳥獣的なものもふえるし、やっぱり荒らされちゃうし、そうなるといけないので、特にそういうものの補助率を高目にして、そういう機械を買ってもらおうという方法で進めていったほうがいいと思うんですが、その点町長、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 内容がちょっとよくわからないんですけども、多分言われていることは、農業法人化ということだと思いますよね。要するに、組織としてある程度そういう法人化をして、そういう形でやったほうがいいでしょうと、そういう意味ではなかろうかと思えますけれども、ただ、これは、法人化にしようが個人でやろうが、最終的には、つくったものが採算に乗らなければ誰がやってもなかなかうまくいかないわけですよ。現実は今、お米をつくって、じゃ採算に乗るかといったらなかなか難しいわけで、ですから、幾ら補助を上げたとしても、やはり出と入りというもののバランスというものがありますので、できるだけ農業によって、それで生活ができるような農業でなければなかなか難しいかなと思います。

ただ、そういう効率のいい農業をなるべく町としては進めながら、荒廃農地、遊休農地を減らしていくということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際、法人化にしても営農組合組織にしても、形は大きい小さいかの形だけだと思うんですけども、大きくすればそれだけ販売能力も出てきますので、ということで組織的にも法人化というのが前から騒がれているんですけども、なかなか法人化というのもできない場合もあるんですけども、いかにそれを法人化してやるかというの

が、これからの課題だと思うんですけれども、確かに法人化してやれば大規模的にはなりますので、そういうものを進めていくのは当然の話だと思うんですけれども、今すぐってなると、そういう点もできないと思うんですけれども、なるべくそういうものを農地を荒らさないという形をとるには、補助金を出して多少なりともその法人化ができるまでということで、補助を出して進めるということも一つの案だと思うんですけれども、一応これは提案なんですけれども、そういうことでできたらぜひお願いしたいと思います。

それともう一つお伺いいたしますけれども、今現在、営農組合を組織している団体というのは町で何件くらいありますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 営農組織というお話でございますけれども、現段階では、任意組織というところであると思います。任意組合でございますと、町内の中に数組合あると思うんですが、登録や報告義務等ございませんので、実態については把握していないというところが実情でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際に営農組合というのはあるわけですが、これやっぱり産業振興課としては実態調査をして、実際にやっておかないと組織的なものが含まれる関係がありますので、実態は把握しておかないといけないと思うんですよ。組織的なものはどこの地区にあるという形を。やっぱりそれは必要だと思うんですよ。

何かいろいろな調査をするにしても、何にしてもそういうものが必要になりますし、結局、うちのほうも営農組合をやっているんですけれども、実際的に営農組合というのは、やるとオペがやるような形になると思うんですけれども、個人的にはやらなくて頼んでオペに頼んでやらせるということで。やっぱり個人がやったらいろんな点で都合もあるし、なかなかできない場面があるし、今、雨とかそういうのもあるとどうしても雨天なんかだとできなくなるし、オペがいれば、そのとき、相手の人に頼んで運転してもらってやるわけですが、そういうものをつくっておけば、実際にいろんな、自分に災害があっても、そういう人たちを頼んで、運営できますので、そういう点はそういう組織があれば一番楽だと思うんですよ。

それに対しては負担金を出せますけれども、そういう団体をつくるということは一つの方法だと思うんですけれども、これからニーズにおいてそれが必要かどうかということがあるんですけれども、とりあえず、あくまでもそういうものが実際にそういうことでやれば、一



面白い形じゃないかと思われま。今、現在はですね。

今後においては、それを踏まえた中で、法人化、大企業がそういうことをやるとかいろいろありますけれども、そういうものを含めた中で、対応できるんじゃないかと思ひます。そういうものを一時的だと思ひますけれども、そういうものをやったら、若い人ができないのはそういう団体をつくって進めていったらいいんじゃないかなと思ひておひります。一応そういう施策についての提言なんですけれどもそれをお願いして、終わりにしたいと思ひます。

もう一つは、大多喜産の米をブランド化するという考えということなんですけれども、農業にとっては2004年の食糧法改正によって、それまで政府の統制下に置かれていた米の生産、流通が自由化され、生産者独自のブランドを確立することが制度的に可能となった。

逆にそのような生産、流通の自由化と米の消費量の減退によって、米価が低下し、米をブランド化して販売しなければ、コメの再生産が難しい状況になった。近年はさらに、機能性や食品安全性といった多数な品質を気にする消費者がふえてきた。農業は、施肥や防除等を通じて自然環境に負荷を与えているが、その一方で、環境保全に対して大きな貢献があるとも言われている。望ましいことは、環境に配慮した農業を存続させることである。

現在の米のブランド化は、良食味に安全・安心、環境配慮を求める消費者を標的とする場合が多く、減農薬、無化学肥料栽培はブランド化の一般的な要件になっておひります。そういうことで、一応、大多喜産の、それで何うわけですけれども、大多喜産の米をブランド化する考えはないかお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 大多喜産の米のブランド化ということでござひます。

大多喜のお米については、既に、議員さんもお承知と思ひますが、土質が粘土でござひます。全般的に食味はすぐれていると思ひます。町の農業の主要な農産物でもござひます。町といたしましても、可能であればブランド化することが望ましいというふうにおひらしております。

しかしながら、同じ大多喜産のお米でも、地域によりまして、先ほど議員さんからもありました食味、このばらつきが非常にあるというふうにおひります。ブランド化、これにつきましては、やはり他の地域との差別化、これが一番だと思ひます。良質なお米、これを一定量、長期間にわたりまして安定的に供給し続ける、これが必須であると思ひます。現状では、そのような供給できる体制が非常に難しい状況ではなかろうかと思ひておひります。

また、ブランド化でござひますけれども、先ほど、無農薬、無肥料、堆肥等の使用による

というところがございますが、ちばエコ、そのような認証も今後はやはりとっていただいで、ブランド化につなげるような体制をとればというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際に、大多喜町では適地があると思うんですけれども、これはあくまでもブランド化にするには土質が一番肝心だと思うんですけれども、砂地とかそういうところでブランド化するというのはなかなか難しいですけれども、土質が粘土土とかそういうところがありますので、そういうところをブランド化でやって、無農薬野菜、そういうものを使った中で、全部がやれということではなくて、ある一部の人たち、特に大多喜のブランドをつくるんだという方で、全体ではなくてそういう形で進めていってブランド化をつくっていけば、これは高く売れるんですよ、実際。ブランド化をつくると。

やっぱりそういうものをこれからつくっていかないと、TPPもありますし、そうすると、いいものをつくらないと、もう消費者は買ってくれないんですよ、あくまでも。いいものであれば高くたってみんな買ってくれるんですよ、実際に、消費者は。そういうものをつくってやる、進めるというのは、これは、町の考え方もあるんですけれども、町はそういうことで進めていかないといけないと思います。

これは町の基幹産業でもありますので、そういうものを多く進めて、ぜひ、米のブランド化ということで、世界中に光らせればいいと思うんで、そういうものをつくっていくということは、これから必須になってきますので、ぜひ、その点もお願いしたいと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 当然、ブランド化というのは町にとっても、どこにとってもブランド化というのは欲しいんですね。ブランドというのはいろんな形があると思います。米のおいしさであったり、または先ほど議員のおっしゃった無農薬化と、いろいろなさまざまな形でブランドはあるかと思います。

特に、お米の場合は既に特Aというランクづけが出されていますよね、既に。特Aというブランド化で既に10以上ありますか、もう。ですから、特Aというのがお米の一つのブランド化の手法にもなっているところでもあります。ですから、なかなかこれは生産者がよほど真剣になって、そういったものを生産しないと簡単にブランド化できないわけがございますけれども、町としてもできればそういうブランド化を皆さんが本当に一生懸命やるところには、応援してでもそういうことができればいいと思っております。そういったことは町としても

当然考えていることでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際的にブランド化にする場合には、そういう手を挙げてもらってやるという人があれば、そういうことを町として進めるということはできますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、そういう方がいればいいんですけども、今、お米をつくっている人も、どこの耕作地を見てもほとんど1人の人をお願いするようなところでありまして、若い人が今、本当に農業に携わっている人が少ないんですよ。ですからやっぱり、そういう人が1人でもあらわれてくれるのを私どもは待っているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりました。

そういう人が出てきましたら、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2点目は、子育て支援の充実についてお伺いします。

総合戦略は、持続可能なまちづくりに資するために、人口流出に歯どめをかけ、ひいては魅力あるまちづくりを目指すため、各方面から努力されています。

中でも、子育て支援については、大多喜町で子供を産み育てる環境の充実が必要であります。働く世帯を応援し、かつ若い世代の経済的支援をさらに充実させることこそ、少子対策、子育て支援につながると思います。

そこで、次の点について提案いたします。

出産祝い金を増額し、1回で支給するのではなく、複数年に分けて支給し、定住対策に役立てたらどうか。お答え願ひします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山岸 勝君） ただいまのご質問に、子育て支援課からお答えさせていただきます。

町では、次代を担う新生児のご誕生を祝福するとともに、お子様の健全な育成と福祉の向上を図るために、出産祝い金制度がございます。

この制度は、お子様が誕生しますと、出産祝い金といたしまして、第1子及び第2子に10万円、第3子以降の新生児に30万円を支給しています。

また、夷隅郡市内における出産祝い金の支給状況を申しますと、本町と御宿町において支給していますけれども、御宿町では第3子以降の新生児が支給対象となっております。

このようなことから、本町の出産祝い金支給制度は、他市町に比べまして充実していると考えますので、ご質問の出産祝い金の増額と、祝い金を複数年に分けて支給することは、現行の第1子及び第2子に10万円、第3子以降に30万円を1回で支給していきたいと考えているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際これ、第1子、第2子10万円というのがあるんですけども、第3子は30万円ということなんですけれども、やっぱりこれじゃ定住化では皆さん、来ないですよ、若い人たちは。町に入ってこないですよ。これくらいの金額じゃ。もっと大きく見て、子育てできるというのはある程度金額を出してやらないと、定住化にもならないし、子育ても大変なわけですので、こういう点はこれくらいの金額ではとてもじゃないけれども、町内に入ってくる人は余りいませんよ。

ですから、私がちょっと考えるのは、例えば提案なんですけれども、第1子、第2子が15万円、第3子以降が100万円に引き上げて、これを1回に3子の場合100万円出しちゃうと、当然100万円あっても結局親が使っちゃう形になる。なくなっちゃいます、1年たつと。そうじゃなくて、複数年に変えて、5年か6年ぐらいのペースで20万円ずつ出すとか、そうであればやっぱり、実際にそのときにかかる金額というのが100万円なんか必要ないんだから当然、少ない金額でいいわけですよ。それで年度ごとに出してやれば、子育てに有利だと思うんですよ。子育てはずっとかかるわけですので。1回に100万円出しちゃうと、親がほとんど使っちゃうと思いますので。そうじゃなくて、あくまでも。

これは目玉なんですよ、町長。目玉商品。やっぱり大きく出ないと、各町村がこれだけやっているからこれだって、右ならえじゃいけない。実際的に、そういうやり方というのは。町は単独で。ほかの町はいいんですよ、幾ら出したって。少なくたって、別に。多く出せば多く出したところに住民が集まりますので、当然。子供育てるのは今、大変お金がかかりますので、これは。だから、やっぱりそういうのを極端なことをやらないと、町長。住民が入ってこない、実際的に、のんびりしていたんじゃ。それでなくたって高齢者だけになっちゃうんだから、一つの目玉として町長できるんだから、町長であれば提案すれば議員だって賛成するんだから。それはそうでしょう、町長。町長は提案権があるんだから、提案してくださいよ、そういうものを。

そうすれば町外からも入ってきますよ、実際的に。土地だって同じですけども。やっぱりそういうものをやれば、こっちで子育て支援でお金を出してやれば品川まで通勤に通う場

合があるんだから、今、うちが品川まで出しているんだから。一つの定住化になって、品川への高速バスだって当然、プラスになるような形になりますよ、定住化で多く人が入ってくれば。

やっぱりそういうのを考えて、少しずついろんなことをやっていかなければならないし、高速バスは町長の公約でやったんだから、そういうものをやっぱり生かしていかなければならないから。いかにして、じゃ、高速バスを継続できるか。5年間でゼロベースって言うているけれども、そういうものをやっていくには、どうしたらいいかというのを考えていくし、定住化すればやっぱり、それだけの人数が動きますので、観光的な面もそうだけれども、そういうものを含めた中で、若い人たちに大多喜に入ってきてもらう。そういう施策が必要だと思うんです、これからは、どんどん。

まして地方創生ですので、今、町独自の考え方として、そういうものをほかの町村がやっていないことを町で、大多喜でやると、そういう意気込みで町長、やってもらいたい。町長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、吉野議員のおっしゃるとおりで、よその市町村がやっていないことをやる。これは当然、まさに高速バスがそういうことでございますけれども、出産祝い金については、全国的にも、とにかく調べていただければわかりますけれども、大多喜は飛び抜けていると思います。ですから、ただ、お子さんを産む世代の方にお聞きしますと、お子さん一人は、とてもそんな数字の話ではないんだと。だから、その金額で産む話ではありませんよと。そういう産む世帯の方に何人か私もお聞きしました。ですからそういう問題ではないですよという話をされましたのでね。だけれども、全国的に見ても本町の出産祝い金というのは飛び抜けていると思いますので、そういったことをご理解いただければと思います。

ただ、町の施策として、それぞれ町は特徴を出したものでなければ、なかなか人口等もふえないのが事実でございますので、参考の意見としてお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで町長、ぜひそういう方向で進んでもらいたいと思います。これは、それがいいかどうかではなくて、あくまでもそういうものをして一つずつ積み重ねる中で、そういうものやることが一番重要だと思うんですよ。

やっぱりやらなければ意味ないから。やらなければそのままになっちゃうし。やって形として結論的にどうなるかということなんですけれども、各市町村がやらないことをやるとい

うことが私としては前提ですので、そういう点を含んでいただきたいと思います。

続いて、1歳までの子供を養育している世帯に対して、子育ての経済的負担を軽減するため、ミルク購入券や紙おむつ購入券を支給してはどうか。そういうことなんですけれども、課長どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山岸 勝君） 1歳までの子供を養育している世帯にミルク購入券や紙おむつ購入券を支給したらどうかという質問でございますけれども、県内の状況を見ますと、3市町において紙おむつ等の購入助成を行っております。

また、夷隅郡市内におきましては、勝浦市が今年度が新生児1人に対しまして、紙おむつ購入助成といたしまして5,000円が支給されています。しかし、勝浦市につきましては、出産祝い金制度がなく、紙おむつの購入助成のみであります。

ご質問のミルク購入券や、紙おむつ購入券の支給につきましては、本町には近隣市町にない出産祝い金支給制度がございますので、支給は考えていないところでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ちょっと、課長それは、考えていないじゃなくて、ほかがやっていないから、実際出産祝い金が多く出しているから云々じゃなくて、さっき言ったとおりですね。やっぱり、これは参考にしますけれども、神奈川県山北町、この間視察に行ったんですよ。そのときは、おむつ購入券を支給しているんですよ。

そういう形で購入券として出していますので、そういう特色あるものを出していかないと、なかなか今、紙おむつとかミルクとか実際かかるんですよ、金額的にも言いますと。1カ月だと結構かかりますので、そういうものも子育てに重要だと思うんですよ。今、そうやって低賃金でやっていますよ、皆さん。バイトでやったりしますので、それで子供を養っていかなくてはいけませんので、その点も含めるとそういうものを一番重要なんですよ、紙おむつとか、なくちゃいけない話だから、今の段階は。ミルクもなくちゃいけないし。そういうのをやっぱり与えなくちゃいけないから、そういう人は金がない人だってどうしたって買わなくちゃいけないですよ、子供がいれば。

そういう形ですので、こういうものは率先して町挙げて、そういうものを進めていくということが一番重要だと思うんですよ、実際。余りほかの町がやっていないからどうのって、さっきも言ったとおり、ほかの町がやっていないからやらないとか、そういうことじゃだんだん、ほかの町と同じことをやったんじゃないだめだということを、私はさっきから言

っているんだけど。そうすると、入ってくるんだよ、町村に。ほかの町がやっていないことをやって、流入人口を多くするという、そういう対応がないと、なかなか今、どんどん減るわけですので、10年後には8,500人ですか。それ以上減ると思うんですけども、目標値ですからそれはいいんですけども、目標幾らは高く持ってもいいんですけども、その目標以下にあると思いますよ、その後も。

それには、いかにして目標値を維持するかということを考えなくちゃいけない、そこで。それにはどうするかということを考えるのは何もしなくちゃどうしようもないんですよ。実際に、町としても。衰退一方になっちゃうわけだから。そういうものをあくまでも財政を減らしてでも、そういうものをして、そういうのはプラスになってくるんですよ、実際にはそういうものが。あくまでも財政的に緊迫しているから云々じゃなくて、そういうものをしてあげれば入ってくる。金だって同じですよ。天下の回りもので金だって使わなければ入ってこないんだから。それと同じなんだよ、実際。入りと出をうまくやる。それは当然のこと。出すことも出す、入りも入ってくるんだから。

そういうものを含めた中でやっていかないと、非常に難しいと思うんですよ、これからは。子供には教育が大事だと思う、一番。それには教育の下に子育てって教育なんですけれども、根本の元がきちんとしていないと、崩れていっちゃいますので。だから、おぎやあと生まれたときからずっと助けてやらないと。今、いろいろ事件がありますけれども、それは事件があっているんな事件がそういう点であるわけですけども、そういう点もカバーできるんです、そういう点になると。そういうものを、子育て十分に町にも財政的にも援助してやるのが、これから必要だと思うんですよ。課長に、じゃなきゃ、町長ちょっとお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） どうやってお答えしていいか、今考えたんですけども、どちらにいたしましても、出産祝い金等は全国的に、調べていただければわかると思いますけれども、飛び抜けた制度だと思います。ですから、そういう紙おむつとかそういう世界とは全然違いますので、十分町としてはやっていると思いますが、今、吉野議員のいろんなご意見も承りながら、やはり人口定住につきまして、やはり特徴のあるまちづくりというのは必要でありますので、十分ご意見は承っておきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） じゃわかりました。そういうことで町長、意気込みがありますので

ひそいう方向でお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、3番吉野一男君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 次に、1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 根本です。質問をさせていただきます。私4時13分でいいのかな。

○議長（志関武良夫君） はい。

○1番（根本年生君） では、質問させていただきます。

私は、人口減少の件と、あと大多喜高校の件と、三育学院の件と、せんだってやりましたオリブから養老溪谷観光センターまでの臨時バスの運行についてということでやらせていただきます。

まず初めに、人口減少について。

大多喜町では、皆さんもご存じのように、人口減少が予想を超えるスピードで進んでいます。これは皆さん、数字を見ればわかっていることだと思えます。

特に、28年10月末日のゼロ歳児の数を調べましたところ、37人ということでした。これは、1歳児に比べると18人も余計減少しているような状況で、今後、来年ふえるかどうかは別にして、恐らくこの流れはこのまあいってしまうのではないかとということで、非常に危惧を抱いているところでございます。

それでまず初めに、少子高齢化対策として、以前の議会の中で、これから人口をふやさないまでも、人口減少のスピードを和らげていくには、何が必要かというところで、その際観光の充実と、農業の活性化によって人口増を図るんだという答弁があったと記憶しております。

観光については、観光戦略会議を中心にその充実を図っていく。農業については、大多喜みらい塾を中心にその活性化を図っていくという答弁だったと記憶しております。それは、25年3月議会と25年6月議会、両方このような答弁があったと思っています。

その後、観光戦略会議と大多喜みらい塾は現在どのようになっているのか。これによって、人口増対策というんですか。人口減少にある程度歯どめがかかっているのか。その辺をお聞きしたいと思います。



○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、産業振興課のほうからお答えいたします。

まず、観光戦略会議ということでございますけれども、平成28年3月15日に開催いたしました観光客誘客会議のことなんですけれども、その後につきましては、申しわけございません、平成28年度、今年度につきましては現時点では開催していないというところでございます。

ただ、本会議については過去4回、前年含めて4回開催しておりまして、町の観光情報マップの作成並びに町内のイベントの情報共有、さらにはお城まつりの出店等を議題に行ったところでございます。

3月の会議については、イベント情報の提供、ここの部分について協議を行わせていただいたところでございます。各団体主催のイベント情報、これを一元化させていただいて、町のホームページにイベントカレンダーというものがございます。そこに掲載をさせていただいて、PRを図っているところでございます。

会議につきましては、今後は定期的開催をしたいというふうに考えているところでございます。

次の大多喜みらい塾でございます。農業を大多喜みらい塾というところでございますが、平成24年度から平成26年度にかけて、都市農村交流推進事業、業務ということで委託を3年間行ったものでございます。

委託内容につきましては、耕作放棄の解消、地域環境の保全、都市農村交流、定住促進、農林業の支援を行っていただきまして、具体的には老川地区のレンゲまつり、下大多喜地区のレンゲまつり、さらには田植え、廃校キャンプ、シイタケの駒打ち等を行いまして、都市住民との交流のイベントを実施していただきまして、また、町内の移住者の方々との懇談会も実施していただいたところでございます。

現在、大多喜みらい塾につきましては、町のほうからの委託というのは行っておりません。しかしながら、現段階では自主的に活動を続けていただいているところでございます。

今後、町といたしましても、大多喜みらい塾、こちらが主催する各種事業、さまざまな事業がありますけれども、参加させていただきまして、今後も協力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は今、再度確認したのは、せんだってもしみじまつりとか、きのうも観光協会のほうには、朝8時半からバスで60人くらい近いお客が8時半から横浜から来て、観光ボランティアの方が案内して、一生懸命やっている。だけれども、観光に対する戦略というんですか、今後、観光をどうしていくんだと、こういった道へ進むんだという方向性が全然見えてこないんですよ。お客さんは個々にはいっぱい来ているけれども、そのお客を今度、町の活性化にどうつなげるのか、そういった戦略が一向に見えてこない。皆さん、個々には頑張っているけれども、それをつなげるものが何もない。私はそれが戦略会議だというふうな認識でいたんです。やっぱりこれは戦略を持ってやらないと、ただ、お客さんがいっぱい来てくれるからそれでいいや、じゃ何もならないと思うんですよ。

それと、もう一つみらい塾、農業の活性化、なぜみらい塾かということで私もいろいろ考えてみたんだけど、やはり農業については、いかに担い手をふやすか。地元の方で担い手になってくれればいいけれども、やはりほかから農業に興味のある人をどんどん連れてこなくちゃいけないと、そういうことからいうと、みらい塾はいろんなイベントをやって、都市交流事業、大多喜町を好きになってもらって、ただ単に住んでくれっていても住まないわけですから、いろんなイベントを通じて地元の人と交流して、大多喜町を好きになってもらって、それで大多喜町に住んでもらう。そういった戦略のためにみらい塾があると。だからみらい塾とも連携、活性化を図っていくんだということで以前答弁があったのではなからうかという思いでいるんです。いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 確かに、議員さんの言うとおりでと思います。

今後につきまして、町の方向性しっかりと見きわめながら確実なところで進めていければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで、私、みらい塾のイベントに何回か参加させていただいて、この間非常に印象に残っていたのは、品の川用水というのがありますね。あれがいろんな大雪とかで、いろんなところが土が詰まって機能しないということで東京の人たちと一緒にシャベルを持って掃除したんですね。東京の人から2組、3組くらい来ましたかね。皆さん、地元の人でも驚いていたけれども、東京から来た人たちがシャベル持って、大人から子供まで一生懸命側溝の泥をさらっているんですよ。地元の人でも、いや、まさかこんなふうにしてもらえるとは思わなかったということで感心していましたよ。だから、そういったことをやる

ことによって、農業について魅力を感じてもらって、少しでも農業の活性化をつなげていただければと思います。これ、いいです。

すみません。続きまして、少子高齢化が進む中、買い物弱者、これはやっぱり増加するものと思われませんか。移動販売車が今、運行されております。やはり、25年9月会議で、事業者をできるだけ支援していくと。多分これ、国の補助金で車を買ったんですけども、その際、町を通して書類が上がっているはずなんですけれども、その際、町の推薦がないと町も一緒に協力するんだよという体制がとれないと補助金は出ないということで伺っていました。できるだけ支援をするということであったと思っています。

また、最近、渡邊議員のほうからもありましたけれども、高齢者の事故が相次いでいます。なかなか、大多喜町の事情を考えると、免許証を返上するというのはなかなか難しい状況だと思います。だとすれば、いかに車を運転する機会を少なくしてやるか。今、週1回の移動販売車が来て、週1回は買い物に行かなくて済む人が何人かいるはずですね。だから実務的にただ、返上しろ、返上しろって言ってもこれはできないわけですから、いかに運転する機会を減らすかという施策を考えていかないと、なかなか進んでいかないんじゃないかと思います。

この辺、買い物弱者対策というのは、それに伴って、高齢者の運転する機会を少しでも減らす施策をできるものから進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員さんのほうからもご指摘がございました。買い物弱者事業でございますが、これは、平成26年1月から民間事業者によりまして運行が開始されており、経済産業省の買い物弱者支援事業で車両等の購入をし、移動スーパーまごころ便というところで現在行っているところでございます。当時、開始時におきましては、運行コースのチラシ、この部分について町広報紙とともに町内の皆様方に配布したところでございます。

現在の状況につきましては、民間で本販売事業を実施していただいております。民間1社の販売事業を、1社だけ販売事業の支援をするということにつきましては、なかなか同業の方々のご理解、営業の妨げというところも考えられるというところでございますので、慎重に対応をさせていただければというふうに考えております。

また、買い物弱者対策の自動車の運転機会を減らすことに対応する移動部分の対応でございますけれども、現在、健康福祉課のほうでも高齢者に対します外出、ドア・ツー・ドアで

すか、そういう外出支援サービス、また福祉タクシー、この事業も実施していただいているところがございます。

いずれにいたしましても、移動販売並びに買い物弱者支援は健康福祉課のほうとも連携をとりながら、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、できるだけ高齢者が安心して住めるまちづくりで、高齢者の事故、万が一事故が起きますと大変な惨事になる。大体いつも大きなことは、子供の列に突っ込むとか、そういった事故が多いように思われますので、できるだけ運転する機会を減らすような、なかなか難しいものでしょうけれども、すぐにできるものからやっていただければと思います。

続きまして、次にいきます。

地域の活性化を図るため活躍しているまちおこし団体同士の連携を図るため、協働のまちづくりを進めるため、まちおこし団体の連絡協議会が26年2月20日に第1回目が開催され、その後、開催されていないのではないかと考えています。

平成25年6月会議で、交流会ができることはすばらしいことだという答弁がありました。それで、27年3月には適宜開催も必要であり、検討するという答弁がありました。それで、近年慶應大学の生徒がやりまして、また、最近、個別にいろんなところに回っていると思われれます。その中で、たまたまちよっと1カ所一緒になることができましたので、お話を聞きましたところ、まず初めに慶應大学の学生が言っていたのが、大多喜町は個々はすばらしいことをやっています。個々にはすばらしい人材もいるし、団体もいるんですけども、一体感がないですね。要は横の連絡がとれていませんねということが開口一番出たんです。

本当に調べてみれば、個々にすばらしい団体が非常に多いんですけども、連帯感がない、連帯感というより本人はやりたいんでしょうけれども、本当に一体感がないんですよ。だからこの会議も一体感をいかに図るか。少なくとも一つの団体があるとしたら、うちのところはことし何月と何月にこういうことを予定していますよと、そういったことを調整する会議だけでもあれば、じゃ、ある団体が何月何日にこういったことをやるのであれば、私の団体も一緒に参加しましょうとか、そういったことになるはずなんです。そうすれば、1つの団体でやるより2つ、3つの団体が都合がつけば一緒にやったほうが当然盛り上がりやすし、お客さんもいっぱい来ますし、いいではなからうかと。

やはり、これは一体感を生むための連絡会議をやっていただいて、なかなか一団体から町

のほうにこういったことを開いてほしいというのは、なかなか言いにくい状況だと思いますよ。ほとんどが農家の方とか、高齢者の方がやっていますので、これは町が音頭をとって、せめてそういった連絡協議会、せめて、こういった団体がこういったことを年間通してやっているんだという打ち合わせ会、せめて、連絡するときは会長さんの名前が誰だとか、連絡先とかぐらい交換する、そういった体制をとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まちおこし団体連絡会ですか、この件につきましてですが、26年2月に開催した会議の中でございますけれども、この団体の中で、自分たちの活動を知ってもらい、課題や問題等の話を聞いてもらえる場があることは非常にありがたいというご意見をいただいたところでございます。

しかしながら、本会議の結果といたしまして、定期的で開催でなく、必要な場合に開催していただければという形式になったというところでございまして、必要となる団体につきまして、町産業振興課のほうで事務局になっておりますので、ご連絡をいただき、そして会議の開催を開くという結論になったというところでございます。

また、先ほどもお話ししましたけれども、観光客誘客会議でございます。こちらのほうも各観光客誘客団体間の交流、こういうことを目的に開催しておるところでございますので、似ている会議であるからまちおこし団体、こちら会議のほうでも誘客会議で協議していただければ検討の結果、そういうところをお願いできればという意見も出たところでございますので、まちおこし団体連絡会は、現在のところ行っていないというところでございます。

誘客会議が平成28年3月行っておりますけれども、この中で先ほどもございました、各団体の行事等でございますけれども、そういうものにつきまして、町ホームページ上で各団体の情報収集、町が事務局でこちらのほうで収集、今しておるところでございますけれども、そういうものをイベントカレンダーに掲載させていただきまして、積極的にPRを図っておるところでございます。できるだけ観光客を呼び込む、地域の活性化、こういうところにつなげたいというふうに考えて決定していただいたところでございます。

イベントカレンダーにつきましては、随時各団体に問い合わせをいたしまして、情報の更新、これを随時行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 誘客会議の中に入ってもらってという答弁だと思います。

先ほど言いましたように、皆さんまちおこし団体というのは年配の方とか結構多いんですね。誘客会議のメンバーに出させてもらいましたけれども、本当に偉い方、立派な肩書の方が多くて、県の所長さん、大多喜城の館長さんとか、本当に見ただけで、一般の方がこれで発言できるのかなと、こういうことを言ったんじゃないんじゃないかなということ、なかなかそこで、高齢の方が意見を言えるのかという疑念があるんですね。やはり、皆様がゆっくり腹を割って話せるようなそういった会議でないといけないんじゃないかなと。誘客会議のメンバーを見ていると、なかなかそこに行って発言するということは勇気が要ることだと思います。ですから、もし、前回集まってもらった団体で、こういったメンバーで何らかの形で連携をとりたくて、会議を行ってもらいたいということだったら、前回集まった団体、プラスアルファもあるでしょうけれども、そういった中で会議を開いてもらうということも可能ですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） そういうご要望があれば、積極的に開催させていただきます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。ではまた、皆さんに働きかけてみますので、すみません。

続きますしていきます。

これも④ですけれども、平成27年9月会議で私ちょっと発言した内容なんですけれども、やっぱり少子高齢化に伴い、多くの行政区の中の集落の中で子供が少なく、数年後にはその維持が難しくなってくる集落も出てくるのではなかろうかと思っています。

有害鳥獣の増加、農地山林の荒廃、老老介護、後継者不足等多くの悩みを抱えている行政区がたくさんあります。そこに、積極的に町のほうから出て行って住民の苦勞を聞いて、住民とともに行動する、こういったことが大事だと思います。前の答弁のときも、そういった必要性はありますよという答弁があったものと思っております。

ですから今後は、年に1回でも2回でもいいと思うんですけれども、せんだって視察に行ったところでは、区の総会というのが1回必ずありますね、4月。そこで1年の行事が決まるわけですね。そうすると、各区1年間何をやるかということが大体見えてきます。そういったことを知るだけでも、その場において、皆さんから意見を聞くだけでも皆さんにとっては非常に心強いのではなかろうかと思っています。それが実現する、しないは当然予算の面

とか、人員の面とかその会議に出てやれることと、やれないことがあるでしょうから、それはぎっくばらんにお話しすればいいことであって、せめて年に1回ぐらい、そういった総会に出て、各区はこういう行事をやっているんだよと。こういったことで悩んでいるんだよと。そういったことを聞いていただくと非常に喜ぶんじゃないかなろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、昨年9月会議において、やはり行政ができることは行政で実施するべきだということでお答えをさせていただいております。

今のご提案の区の総会ということですね。区の総会というのが大体1年間の3月、4月に行われることが多いということで、そのときに出席したらというご意見でございますけれども、人数の関係とか、63区ございまして、これはなかなか現実的には難しいのかなというふうには思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 基本的に、そこに行くんだけど、さっき言ったように、人員の関係とかいろいろあるから、2年に1回でもいいじゃないですか。恐らく1年、2年の間に区の状況ががらっと変わるということはないと思うんですね、いろんな問題が。やはり行って、声を聞いていただくと、こういったことで悩んでいるんだなということを知っていただけてだけでも住民の方も言ったからといって、100パーセント、それが行政がやってくれるとなんていうことは、ほとんどの方は思っていないと思いますよ。話を聞いていただいて、それで前向きといいますか、できる時が来たらやるよじゃ申しわけないけれども、考えていますよとか、何か聞いてもらえるだけでも大変うれしいんじゃないかなろうかと思えますので、ぜひこれは実行していただきたいと思えます。

続いていきます。

○議長（志関武良夫君） ちょっと一般質問中ですけども、ここで時間が来ましたので10分間休憩。50分からの再開とします。

それまで休憩します。

（午後 4時37分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 続きまして、私、このところ何回かやらせていただいている、どうしても心配でいけない大多喜高校の定員割れを防ぐためということで。

先ほど麻生議員が一生懸命いろんなことを聞いていただけてまして、麻生議員の言ったこととか、皆さんの回答したことを参考に、引き続きやりたいと思っております。

では入ります。

県立高校の志願者の確定が間近に迫っています。大多喜高校は昨年定員割れの状況です。2年連続の定員割れは絶対阻止しなければならない。これは私前日も言ったと思います。それで、大多喜中学校、西中学校にこの一般質問を出す時点ですから、11月半ばごろですけれども、学校に聞きましたところ、まだ面談で最終確定ではないけれども、ほぼ多少の1人、2人の違いはあるだろうけれども、ほぼこれで行くんじゃなかろうかということで聞いている人数が36名ですか。大体そのくらいが西中と大中から行くと。前年に比べて若干多いのかなということでございます。定員160人ですから、残り124人は他の市町村から来てもらう必要があります。ということは、他の市町村から来る方の来やすい、通学しやすい環境を整備しなくてはなりません。その件でお聞きします。

先日、大多喜高校支援推進委員会が開催されました。私もそのとき傍聴させていただきました。それで、本当に熱心な意見が皆さんから出まして、やっぱり会議の中でも皆さん本当に熱心で活発な意見が、なかなかほかの会議ではないものが見受けられたと個人的には感じております。その中で、いろんな意見が出されまして、私大体ここに書かせていただいたんですけれども、その中で最も多かったのが、大多喜高校は素晴らしい学校だと。生徒も挨拶はできるし、礼儀正しいし、本当に勉強するにはもってこいの場所だと。環境もいいし、というお話が大半でございました。

しかしながら、やはり一番の問題は通学の問題であると。これも皆さん大体一致した意見でございました。その中で、一番私が思ったのは、まず、保護者の方がみずからアンケートをとって、それで会議に発表したと。なかなか、みずから、行政がアンケートをとって皆さんに配るといことはあるんでしょうけれども、そういったこともなく、保護者のほうからアンケートを実施して、こういった状況なんですと。何とかこれを本当に、いけないところ



は直していただいて、いいところは伸ばしてくれと、そういった思いでやったものだと思います。その回答率も97.5パーセント、ほぼ、100パーセントですよね。その保護者の方々にもぜひ、応えていかななくてはいけないという思いであります。

その中で、まず陸沢町では定期代を半額補助していると。ここは高校がありませんので、茂原に行く方、大多喜に来る方、一宮に行く方、これは通学者も通勤者も同じだそうです。半額補助しているということでございます。

それとあと、茂原からのバスが1本になってしまったと。私も、実は確認に行かせていただきました。確かに、7時15分、通学で通うにはこれ1本しかありません。大多喜行き。そのとき、ステップにも立って超満員だったと。何とかしてほしいというような声がありましたので、これも確認してきました。やはり、四十二、三人の方が乗っていますね。15分前から行列です。一般のお客が四、五人。ほとんどが大高の生徒です。やはり、こういった状況で約45分から50分くらいかかりますか、バスですと。やはり、それに乗りおくと、もう来られないという状況ですし、これを何とか利便性を高められたらなと思っております。

それともう一つ、アンケートの中でも475名の生徒のうち、263名が車で送迎してもらっていると。私、これやはり確認に行きました。皆さんは大体知っていると思いますけれども、裏の吹きつけのやっている崖の下で本当に30分ぐらいの間に、かなりの車がひっきりなしにとまって、送迎してもらっていますね。聞きましたところ、親が送迎しているんだけど、中には急用ができてどうしても行けないというときのために、定期を買い与えているという親御さんもいるそうです。お金を持っていくからそのときは電車とか、バスで帰ってくればいいんじゃないのって思ったんですけれども、そうしましたら、子供なので万が一お金を落としちゃったとか、何かで使っちゃったとか、そういったことがあるといけないから、定期を与えているんですよと。親としてもそういった思いですよ。万が一、子供に何かあってはいけないということで、やはりそうすると二重の負担ですよ。通学の問題が一番の問題だと思います。

それとあともう一つ思ったのが、あそこ道路敷ですよ。ちょっと膨らみがあるので車にとめられるスペースがあるんだけど、あそこに200人以上の方が乗りおりをして、道路交通法、あれは何か問題はないのだろうかということも一つ疑問に思いました。これ、前回の議会でも言ったんですけれども、大多喜高校は統合のおそれがゼロではありません。統合の選択上にあると思っております。そうすると、何かの拍子に事故とか、不祥事があったときにはそれをきっかけに、生徒数がかくっと減るという傾向は全国で見られているんですね。

ですからそういった予見できるものについては、できるだけ対処していくべきではないか。  
ですから、通学問題を何とかしなければいけないと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） おっしゃるとおりでございますけれども、第2回の大多喜高校支援推進委員会が開催されまして、支援策等の意見交換が行われ、多くの意見が出されました。その中で公共交通機関を利用しての通学に関して、多くの意見がありましたので、大多喜高校へお願いし、通学に関する実情調査を行っていただきました。その結果は公共交通機関の登下校時のダイヤや待ち時間の問題等で、いすみ鉄道、小湊鉄道、小湊バス、JR、いすみ市循環バス等関係しておりましたので、今後、関係機関と協議を進め、少しでも利便性がよくなればと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 建設課長、車の送迎の件はどうですか。道路の脇で。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 多分、弓道場の下の道路敷の広がっているところだと思いますけれども、あそこで乗りおり、保護者の方、子供さんが乗りおりをしているということで、私も当時利用しておりましたし、何の気なしにそういう光景を何回も見ておりますけれども、大丈夫かと言われればちょっと心配ですし、警察関係機関、警察等相談してみたいと思います。

乗りおりについては、今年度中野大多喜線、歩道車道大高への取り付けが完了しまして、大高の入り口のところの反対側、あそこに町有地ができましたので、そこを何とかそういうものに利用できないかということで、来年になっちゃいますけれども、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、万が一のことがあると、また新聞等で大きく取り上げられると非常にいけないんじゃないかならうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、大多喜高校今年度また定員割れになると、本当に大変なことになるんじゃないかならうかと危惧しているんですけれども、先ほど麻生議員の答弁のときに、過疎化が進んでいるので、南の地区はそういった状況でいくと、もうほとんどなくなっちゃうよということで、

そういったことはあり得ないという答弁がございました。当然、南の地区は皆さん、過疎でそういった状況なんだけれども、全部なくなるということはないと思います。

しかし、消える学校、残る学校、これはこのまま残るとは思いませんので、当然、消える学校も出てきます。特に、夷隅郡市、大原と大多喜が本当に近いですから、やはり消えてはならないんです。南の学校が全部消えるわけじゃない。しかし、残さなくてはいけない。消える学校も出てくる。ですから、その消えない学校にするために、何が必要かという、県立高校の編成会議、後期が平成33年までですかね。今、真剣に県のほうは、どこどこを統合して、どこの高校をなくそうかということを考えていると思いますよ。その中で、候補の中で皆さんご存じだと思うけれども、一番は、やっぱり定員、そこへ学校に行く生徒がどうなのか。人気があって行く生徒がどうなのか。定員割れを起こしてしまえば、まず、そういったことは主張できないですよ。

まず、次に、統合することによって、保護者の負担がふえてはならないと。それは当然ですよ。仮に大原がなくなれば、大原高校に行っていた人はこっちに来れば、いすみ鉄道の定期代高いですから、かなり生徒、保護者の負担がふえるわけです。そういった統合は決してしません。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（志関武良夫君） 根本さん、ちょっとごめんなさいね。

時間がもう少しで5時になりますけれども、時間を延長したいと思います。

よろしくお願いたします。

---

○議長（志関武良夫君） はい、どうぞ。

○1番（根本年生君） やはり、これは真剣に考えていかなければならない問題だと思います。

それで、通学問題は早急にやってもらって、定期代の補助とか、あとバスを出すとか、いろんな方法があると思いますけれども、それをやっていただく。要はいろんな意見が出ているけれども、まだ具体策が何も見えてきていないんですね。何をやりますよと。じゃ、通学定期補助しますよと、バス走らせますよと。だから、補助の額については、これから決めるにしても、何かそういったメッセージを出さないと、生徒は迷っていますよ。中学校にも聞いたところ、仮に茂原から岬あたりから、大多喜高校に来たいという生徒については、交通状況を説明するそうですよ、先生が。バスはこれ1本しかありませんよ、いすみ鉄道を使っ

た場合には時間はこれくらいかかりますよ、定期代はこのくらいかかりますよと。そういった説明をするそうです。そうすると、行きたくても現実的には、なかなか難しい問題が出てきます。

それと、よく地域に愛される学校ということで言われていますよね。地域に愛される学校。この間、私経営セミナーというところに行ってきました。これを見てぱっと思ったんですけども、麻生議員も言っていましたけれども、まず、市場があると。市場というのは、要は高齢者がふえて、これから介護とか本当に高齢者がふえてきますと。そうすると、大多喜町の強み、じゃ、大多喜町の強みは何だといったら、先ほど言ったように、三育学院、ここで南地区では唯一の看護学科ですよ。

せんだって私、東京校舎にも見学に行かせていただきました。本当に東京校舎も立派ですよ。隣の衛生病院というところも立派な病院で近くに寮もありまして、それで、今度、看護学科も千葉県ではまた3校大学がふえるんだそうです。そうすると、やはり生徒集めもこれからいろいろ大変になってくるだろうと。そうなってくると、大多喜高校と三育学院が連携して、高齢化問題は国も推進しているわけですから、大多喜町では高校から、大学から、民間から、こういったことに積極的に取り組んでいるんだよということで、私、特色のある学校になるのではなかろうかと思っているんですよ。

すみません、また三育学院が出てきますけれども、三育学院も石神、久我原地区の老人の家を一軒一軒回っているそうですね。皆さん、老人の方々にどういった生活をしていますかと。どうですかという声かけをして、いろんな調査もしているそうです。やはり、ここは、通学定期代の何らかの通学方法の見直し、それと特色ある学校づくり、これを早急に進めないと、定員割れを起こして統合になってしまうということになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道に対する補助金というふうなお話だと思いますけれども、いすみ鉄道の平成27年度のこの定期収入というのが2,603万8,000円ございます。これは学生の定期ですね。JR並みのおおむね57パーセントということになりますと、1,119万6,000円の減収となります。

また、大多喜高校のバス通学者、多分95名ということで伺っていますけれども、同様に57パーセント程度補助した場合、概算ではございますが、700万円から800万円程度の補助金が必要じゃないかなと思っています。

また、町内から町外の高校へ通われる方、これも当然バスを使っている方については、補助を出すことなどを考慮すると、概算としてですが、2,000万円前後の補助になるのではないのかなと思います。

また、今後、町内の子供の数が減少してくるとなると、この数を維持していくためには、これはだんだんふえていく、物価の上がりなんかもあるでしょうし、この金額が上がれば、さらに、増大するというふうを考えております。これについては、町単独でこれだけの補助ができるのかというと、やはりかなり慎重にならざるを得ないということで、直ちに実施するというのは非常に難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 当然、財源の問題もあるでしょうから、一気にそこまでいかななくても、じゃ何年計画とか、計画を立てて、大多喜高校がなくなれば、いすみ鉄道も当然、今、県立高校があるから県は支援してくれているけれども、大多喜高校がなくなったら、県だってこれはわからないですよ。県が補助金を見直せば、いすみ鉄道もこれは本当に廃止という声が聞かれると思っています。ですから、大多喜高校がなくなったときを考えると、町の活性化をどうやって図るんだろうかと。

前にも言いましたけれども、小学校、中学校あるけれども高校ないねと。じゃ、高校どこに行くの。茂原に行くんだね。じゃ、茂原に最初から住んじゃいましょうよと普通そう考えますよね。前にも言いましたけれども、子育て日本一を目指してということで、有名になったところありますけれども、あれは子育て期間中の子供、要は小学生、中学生まではふえるけれども、高校生になった途端にみんな出ていっちゃうんですよ。高校がないから。住んでいても高校がないので。ですから、今も減少が続いています。一時はふえました。今も減少が続いていますよ、今。やはり、高校がないということは、本当に町の活性化にとって、こんな痛手はない。その際、2,000万円かかるよということですけども、町の活性化のために、大多喜高校が必要だと思えば、私は、ほかに活性化を図る道がこういったことがあるから、高校がなくなっても大丈夫なんだよということであれば構わないけれども、大多喜高校がなくなったときの活性化の目安というのは、非常に厳しいものがあると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まちづくりについては、やはり地域というものを考えると、高校の必要性、これは非常に大きいというふうに思っております。

いろいろな高校の会議、あるいは次のご質問のあるミニ集会などでも、交通の不便というものは物すごく言われております。ただ、最後に校長先生がご挨拶をしたときに、不便だけれども行く価値のある高校なんだと。だから、そういう学校をつくっていく、それを頑張っていく。地域から機運を高めていこうというような発言がございました。私これ、非常に感銘いたしまして、やはり、逆に言うと、じゃ、大多喜から茂原に行かれる方、あるいは市原に行かれる方もいらっしゃいます。果たして何で近いのに行かないんだろうかということも考えたことがございます。

ですから大多喜高校は、この前の会議に出て思いましたけれども、やはり保護者の方は行かせてよかったというご意見が非常に多いです。そういうものをどんどんどん、いろんなところで発信していただく、こういうのも一つ必要なんではないかなというふうには思っております。

ですから、補助金というものでは対処療法としては1年、2年はよろしいかと思えますけれども、例えばJRで同じ金額であればまだ茂原に行っちゃうとか、そういう可能性だってないわけではないと思っております。ですから、根本的なもの、この前のときに麻生議員さんのご質問のときにも教育長さんがお答えになった話とか、そういったものを考えていく必要性は非常にあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確かに課長の言うとおりに、定期代は高い、通学は不便、だけれども魅力ある学校にして、ぜひとも来たいんだと、それは理想ですよ。しかし、これ、1年、2年ではできません。恐らく5年でできるかな、10年くらいかかるんじゃないですか。魅力ある学校ということで、全国的にも名が知れて、千葉県中にも名が知れていくには長い年月がかかりますよ。

先ほど言いましたように、県の再編計画は平成33年までです。それを乗り切れば恐らく県もずっといつまでもやっているわけではないでしょうから、さっき言ったように、南のほうは全部なくなるわけじゃないから、今回の計画の中で、大多喜高校が入ってこなければ、当面大多喜高校の統合という問題は出てこないと思っております。今の、平成33年に向けて、どの高校を統合させようかということで、県は必死になって会議をやっているはずですよ。ですからそのテーブルの上に乗る前に、何とか定員割れは少なくとも防ぐという手だてをやらないと、テーブルの上に1回上がってしまったら、皆さんの会議もそうでしょうけれども、テーブルの上に上がるには、いろんな審査会とかを5回も6回もやって、その結果とし

て上がってくるので、それを覆すというのはなかなか難しいことなんだと思いますよ。だからその前に一生懸命やると。

先ほど、寮をつくるというお話もありましたけれども、寮をつくることも非常に大切な意見だと思います。隠岐の島のほうは、あれは船で3時間、4時間かかりますから、当然寮をつくらないと生徒は通えないわけです。ですから寮はできている。これは必然的なことだと思います。もし、寮をつくるということになれば、今からもう計画を立てたらどうですか。恐らく計画を立ててやるんであっても、5年や6年かかるんじゃないですか、完成するまでには。大変な資金もかかりますし。

ですから、もしやるんだということでは、大多喜はもう寮をつくるんだということで、計画を立てて予算措置もしたよということをやっていないと、積極的にやっていないと、親孝行したいときに親はなしって言いますよね。高校なくなってから、何かやろうと思ってもなかなか難しいんじゃないですか。ですから、その重要性を加味してできることから。だから1回でJR並みにしなくてもいいと思いますよ。多少1割でも2割でも補助する形をつけてくれると、そういった方向性を見せていくということが大事だと思います。時間がないので。どうぞ。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 根本議員さんが今、大多喜高校存続に向けて大変危機感を持っていらっしゃることはよくわかりました。

先ほど、麻生議員のときに私、お答えしたんですが、同窓生の皆さんが、千葉日報に載せられた大多喜高校支援会議の様子を見て、いろいろな意見をとでも寄せてくださっているんですね。やはり、例えば、同窓生としてできることは何があるかということを書き添えてくださっています。

まず、高校の先生も動きなさいよということもあります。それから、特区として、過疎地区特例のモデル校として、安房で大多喜高校が過疎地域の特区としての高校のあり方というのをモデル校として進めていったらいいんじゃないか。そういういろいろな意見が同窓会から寄せられておりますので、これをまた高校と連携をしながら、考えられるところは進めていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、なかなか難しい面もあるでしょうけれども、今、いろんな意見が出ていると思うけれども、具体策が全然出てきていないんですね。これをやりますよ

と。早く具体策を、会議何回開いても多分結果は大体出尽くしているんじゃないかならうかと思  
いますよ、皆さんの意見は。早目に具体策、来年度こういったことをやるんだよという具体  
策を出して、大きく内外に報道するということが必要だと思いますけれども、何か具体策を  
計画して発表する考えはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは私のほうからちょっと答弁させていただきますけれども、  
今、根本議員さんのほうからいろいろと出されているんですけども、今、具体的にという  
ことなんです、この支援推進委員会も第2回の開催ということで、第2回目が出たことで  
列記していただいておりますけれども、この前の推進委員会の中でも私は答弁いたしました  
けれども、皆さんから出された意見については、できるものからやっていくということで私  
は言っておりますので、この中にあるものでできるものからやっていきます。推進委員会  
のほうもなるべく回数もちょうとふやして、その具体的な方策も可能なものからやっていき  
たいというふうに思います。

なお、生徒への通学の補助というのは、私は非常に難しい問題だと思うんですよ。補助す  
るとなると、やはり補助する対象というのが町外の生徒が足になってくると思うんですよ。

例えば、大多喜高校だけの子供に補助をしていいのかというような問題も出てくる可能性  
もありますので、この辺は慎重にやっていかないと。一旦補助しますと、これは途中でやめ  
ることはできなくなってくるので、いずれにしましても、大多喜高校が廃止のテーブルに  
のらないように、私ども行政も含めて、議員さんたちの応援をいただきながら、テーブルに  
のらないように進めていきたいと思ます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 活性化のために、先ほど言いましたように、町外の方に補助するのは  
どうかという議論は前々からあると思ます。確かに、そういった意見も本当に納得させる  
ものがあるのかもわからないけれども、大多喜町の活性化のために、そういったものも含め  
て検討していただけると非常に助かります。

次にいきます。

28年11月5日に大多喜高校で、大多喜高校の今後を考える地域の過疎化が進む中で大高存  
続に向けてできること、ということでミニ集会が開催されました。大多喜高校のホームペ  
ージにも大きく取り上げられています。このとき、近隣の中学校の生徒、それと先生、それと  
大高の保護者、地元の近隣の区長さんを初め、住民の方が来て活発な意見が行われました。



この意見の中でも、大半はやっぱり先ほどの支援会議と同じようなことで、やはり大多喜高校すばらしいんだけど、やっぱり交通の便が不便だよということが大半であったと思います。それで、そのとき他校の中学生の生徒、先生も来たんで直接話を聞きました。

やはり、皆さん大多喜高校すばらしいんだけど、やはり問題は通学だよと一致した意見でしたよ。10人いれば10人。町は、通学に対して何か手だてしているんですかという質問がかなりの方から出ました。今、考えているけれども、今のところ具体的な策はないと言いましたところ、皆さん一様にごっかりしていましたよ。何でこんなに保護者初め他校の中学生も言っているのに、なぜ何も出てこないのかなと。声が聞こえないんじゃないですかということでしたけれども、その辺はいかがですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜高校を残すという思いというのは、みんな同じだと思うんですよ。一概に交通施策といえ一言出るんですが、これは別に学校に限らず、子どもはあらゆるアンケートをとります。いろんなどころでの集会もありますけれども、まず出てくるのは交通施策なんですよ。やっぱり不便だと。これは学校に限らず、全部それは出ている。

最終的に学校も含めて、この地域が残れるかどうかというのは、交通施策にかかっていると思うんです。ですから、これは、そういうところを、これから効率よく、最終的には説明ができるような施策でなければならないと思うんですよ。ですから、これはいろんな方がいますので、ただ、そのためだけにやるというのはなかなか難しいものですから、全体的には説明責任を問うものですから、そういったことをしっかり詰めていかなければなりませんし、ただ、一つのルートだけをつくれればいいという話ではないんですね。

さっき、教育長も答弁しましたけれども、実は県の教育長のほうにお話ししている、いわゆる千葉県の教育の中で、その地域外からの人を集めることはもうだめなんですよ。そこを取っ払ってもらわないと、なかなか地域だけでその人をどうするかという話になると難しいんですよ。

さっき答弁しましたけれども、夷隅郡全体で子供さんが500人を切るような状況が間もなく来るわけですね。そうしたときに、じゃ、当然、大原と大多喜にそんな全員が行ったってなかなか難しい話になってくるわけですよ。それはあり得ないわけですから、どうしたって今の現状だって相当、外から集めているわけですね。ですから、それを考えますとやはり、域外からどうやって集めていくかということを経営の最大の仕事になるんですが、そういったことも含めて、交通施策も含めて考えているところでございます。

特に、域外から首都圏から集められる方法を今、教育長には県の教育会議の中で話をしております。町だって別に寮をつくらなくたっていいんですよ。そういうことが認められれば、今の高速バスで十分大多喜高校に通えるんです。東京6時20分のやつに乗ってくれば十分大多喜高校に通えますし、終わってからも東京十分に帰れるんですね。ここから通勤、通学はできるということは、向こうからも通勤、通学はできるんですね。ですから、それは十分可能なものなんです。

ただ、やっぱり県の教育の方針として、そういう域外はだめですよということになりますので、そういうことからまず、撤廃できるかどうか、そういったことも含めて。

また、もう一つは今、おっしゃった交通施策。これは、別に学校に限らず、地域の中での交通施策をどうするか。それから、地域から外へ出る施策をどうするか。これは、若い方は、特に大多喜から外へ出るときに交通施策というのを言っています。

高齢者の皆さんは、地域内の交通施策ということで、2つあるんですね。ですから、そういったことをやはりしっかりと確認しながら進めていく必要があると思いますので、これは、我々は全力でその辺は進めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 根本君にちょっと申し上げます。持ち時間5分となりましたのでお願いします。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。ここで、確実に言えることは、県は、とにかく再編を進めようとしているという事実があるわけです。地域性を考えると、大多喜か大原かどちらかは消えますよね。普通に考えれば消えます、生徒数の。ですから、県は統合しようとしている。これは事実です。じゃ、それを阻止するのは何だ。町しかないんですよ。町と住民しかないんです。何が何でも残すということをやって、考えられる施策は行くと。でないと、定員割れがどんどん続いて、統合になってしまうと思いますので、ぜひ、その辺は、県立の高校だけれども、町が全力を挙げてやらないと残らないと思っておりますので、ぜひお願いします。

続けていきます。

地域と三育学院との連携について。

先ほどちょっと言いましたけれども、私、東京の学校に行ってきました、三育学院の。立派な学校でした。なぜ、行ったかというと、高校セミナーというのをやっているということで、そこで三育学院に進学したい人の説明会をやっていたんですね。映像を見ながら、校舎

の案内、全部一通り映像も見ました。校舎の話も聞きました。3時間ほど聞かせていただきました。すばらしい学校ですね、本当によかったと思っております。そういった三育学院が、この間文化祭をやりました。2年くらい前から町民に門戸を開いてやっています。

しかし、大多喜高校のマンドリン部が来たけれども、私の考えだと、例年に比べてちょっと人が少なかったかなと。大多喜町は三育学院にいろいろな面で手伝ってもらっていますよね。あらゆる面で。ですから、こういったところも大多喜町が何らかの形で関与して、何か一緒にできないのかなという思いでいます。

向こうがいろんなことで来て手伝ってくれているんだから、何かのときはこっちから行って一緒に何か手伝ったらいいじゃないですか。来てくれるばかりじゃなくて。

ぜひ、来年は、大多喜町も何らかの形で参加して、イベントを盛り上げるようにしていただきたいと思います。

時間がないので答弁はいいです。お願いします。

続いて、5番目、オリブから養老溪谷観光センターまでの臨時バスの運行について。

11月19日から12月4日の間運行されたオリブからの観光センター臨時バス、この乗車人数、乗客の反応、それと上総中野駅は1日だけですか、23日に停車しましたですかね。毎回停車しなかったのはなぜなのか。

あと、今後の運行予定と改善点についてお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課からお答えさせていただきます。

11月19日から12月4日までの16日間運行いたしました、オリブから養老溪谷までの臨時バスの乗車人員につきましては、午前便のオリブから大多喜駅経由養老溪谷行きは、オリブから61人、大多喜駅から15人の、76人の方が利用され、午後便の養老溪谷から大多喜駅経由オリブ行きは、57名の方が乗車されました。延べ人数は133人でございます。

この間、雪の影響により、乗車する人がいないときもございました。23日には午前便で22人、午後便で11人の乗車がございました。

乗客の方、今、いろいろとご意見も伺っておりますけれども、都内から高速バスを利用され、午前便に乗車された方からは、予想以上に早く到着した。バス車内も快適に過ごせた。溪谷から帰りに乗車された方は、早くて乗り換えも1回で便利だというコメントや、少数の方ではございますが、品川ブースの乗り場がわかりづらかったというコメントもいただいております。

次に、2つ目のご質問の上総中野駅に途中で停車しなかったということでございますけれども、これは一つには、高速バスの延伸というものを目的としておりましたので、大多喜駅に寄り、終点の養老溪谷観光センターへの往復便とさせていただきます。

また、大多喜駅と上総中野駅に無料のバスが立ち寄るということは、いすみ鉄道の利用者を無料で輸送してしまうことにもなりますし、上総中野駅からは路線バスが運行しておりますので、停車駅としなかったものでございます。

それと、今後の運行予定及び改善点についてですけれども、現段階では、次回運行について何も決まっていない状況でございます。無料ではなく、有料で運行することも検討する必要があると考えております。

また、臨時バス運行期間中、利用者の聞き取りを行ったところ、ほとんどの方が、個々にインターネットで養老溪谷を検索し、臨時バスの存在を知り、利用されたというお話でした。臨時バスの運行にあわせ、11月上旬から町のホームページの観光情報で、養老溪谷紅葉アクセス情報として、紅葉に関連するチラシ、時刻表を集約し、一つのパナーで掲載したところ、掲載から約2週間で3,000件以上のアクセスがございました。

次回運行の際には、インターネットのキーワード検索で上位に出てくるサイトに、この高速バスを含めたアクセス情報の掲載を依頼し、より一層周知を図っていければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。時間が来ましたので、速やかに終了をお願いします。

○1番（根本年生君） では、一言すみません。高速バスの黒字化については、ぜひ応援しますので、いろんな施策を打って、ぜひとも乗客人数をふやすようにいろんな施策を打っていただければ、できる限りの協力はしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

一般質問の通告者は7名おりましたが、議事の都合により、以上で本日の一般質問を終了いたします。

吉野僖一君につきましては、明日の一般質問いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 以上をもちまして本日の日程を終了します。

これをもって本日の会議を閉じます。

あす、12月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

なお、議員の皆様にはしばらくご連絡がありますのでお待ち願いたいと思います。

事務局、執行部の皆様方には、きょう一日どうもご苦労さまでした。

(午後 5時29分)

第1回大多喜町議会定例会12月会議

( 第 2 号 )

# 平成28年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成28年12月8日(木)

午前10時00分 開議

## 出席議員(10名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 根本年生君 | 3番  | 吉野一男君  |
| 4番  | 麻生勇君  | 5番  | 野村賢一君  |
| 6番  | 江澤勝美君 | 8番  | 渡邊泰宣君  |
| 9番  | 吉野僖一君 | 10番 | 山田久子君  |
| 11番 | 野中眞弓君 | 12番 | 志関武良夫君 |

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定による出席説明者

|        |       |             |        |
|--------|-------|-------------|--------|
| 町長     | 飯島勝美君 | 副町長         | 鈴木朋美君  |
| 教育長    | 石井信代君 | 総務課長        | 加曾利英男君 |
| 企画財政課長 | 西郡栄一君 | 税務住民課長      | 市原和男君  |
| 健康福祉課長 | 永嶋耕一君 | 子育て支援課長     | 山岸勝君   |
| 建設課長   | 野村一夫君 | 産業振興課長      | 吉野敏洋君  |
| 環境水道課長 | 米本和弘君 | 特別養護老人ホーム所長 | 君塚道朋君  |
| 会計室長   | 三上清作君 | 教育課長        | 野口彰君   |
| 生涯学習課長 | 古茶義明君 |             |        |

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 渡辺八寿雄 | 書記 | 田中雅人 |
|------|-------|----|------|

## 議事日程(第2号)

日程第1 一般質問

- 日程第 2 議案第 59 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 3 議案第 60 号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 61 号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 62 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 63 号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 64 号 辺地に係る総合計画の策定について
- 日程第 8 議案第 65 号 平成 28 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 28 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 28 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 請願第 3 号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 12 請願第 4 号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 13 請願第 5 号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める請願書
- 追加日程第 1 発議第 4 号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出について



---

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） 改めまして、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名全員です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますのでご承知おき願いたいと思います。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 通告順により、9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、道路改修工事について、今まで皆さん一般質問でデマンドバスとか、いろいろな質問もされておりました。私も商売上、危険物安全協会、防火安全協会等、消防署のほうのいろいろな役員をやっている、消防署の救急業務です。救急車とか消防車も当然そんなんですけれども、そういう車両が入れないところがいっぱいあるということで、消防職員からも言われているので、何とかそういう町の町道、村道とか区道とか、そういう狭いところをできるだけドア・ツー・ドアとか、できるだけ救急車両が入れるようなあれをお願いしますということで現場のほうからも言われていますので、もう大分前からそういう道路の狭いところ、町のほうへ資料を出してくれということで、当然それは町のほうへ来ていると思うんです。

私もやはり、子供は親の背中を見て育つとか、そういうことでPTAの役員とかやってみて、うちのおやじもたまたま長く消防関係やられまして、道を広げるにはどうしたらいいかという、知恵ある者は知恵を出せという町長さんのそういう社訓、家訓がありますので、

おやじは常に消防車両を大きくすれば道も自然に広がるだろうと言うのだけど、なかなかそうはうまくいきませんので、行政、地域、町民とみんなで見直しを出し合って、譲り合いで土地の提供とか、そういうふうにしていかないと行政の一番根本であります生命・財産を守るということ。やはり道路網が整備されないと、助かる命が助からない。救急車が来ました。救急車これ以上入れません。ストレッチャーで何百メートルもこうやって、助かる命も助からない。そういうような状態があるので、何回か今まで質問したのですけれども。

現に今把握している、そういう狭い場所、町のほうでどのくらい把握しているか、その辺をお聞きします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） こうした道路の狭隘箇所ですけれども、消防署から上がっている箇所数は13カ所上がっております。

○9番（吉野僖一君） 13カ所で、その辺は大体地名、今すぐ出ますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 葛藤地先、蕪来・筒森の区間、葛藤の民宿さかやの北側、小田代・塚越青年館の北の上のほう、西畑地区が板谷の東福寺の東側、堀切は堀切橋北側、あと堀切の55番地吉野宅前、あと小内の小内青年館の東側、百鉢の井戸長踏切から船塚橋の間、宇筒原の旧宇筒原分校北側、大多喜地区が新丁の川崎クリーニング南側、同じ新丁の大屋旅館北側、久保の桜台青年館西側、泉水の泉水青年館西側。

以上です。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。後でその資料いただけますか。

今言った地域で近くに住んでいる議員さんもいると思うんですけれども、町民等みんなで見直しを出し合ってそれを解決しないと、町発展のためにならないと思うし、私も移転のほうは町長さんのほうも麻生さんも渡邊さんも絡んでいますし、何とかその辺は町長さんみずから行って説明していただければと思います。

町長さん、板谷の地区に関してお願いしたいのですけれども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員の救急車両の入らないという心配については、私も同じ考えでございます。

ただ、なかなか道路改良にしても拡幅工事にしても、最終的には用地をどうやって確保するかというのが最大の仕事なんです。ですから、用地さえ確保できれば何とか予算はつける

ことはできますけれども、最終的には用地が全てになろうかと思えます。

そういうところで、板谷の地区というお話はありましたが、それぞれ大多喜地区全て同じようなところでございますので、それは私どもに限らず議員さんも、また地域の皆さんにも、みんなでお互いが協力して土地を何とか確保できるような方向がまず先であろうかと思えますから、また努力してまいりたいと思えます。

○9番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思えます。

今、堀切橋の先は一応地権者はオーケーになったので、そのうちまた町のほうへ要望等お伺いすると思えます。

ただ、手前の本村区の地主さんがちょっとなかなか。その辺の説得も町初め関係の人から言えば、その辺も解決すると思えし、あと弓木の森さんのほうは一応橋を曲がった、かけかえるような話、何か大分立派な橋と言うんだけれども、その辺はどうなったんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 森さんって、場所はどこですか。

○9番（吉野僖一君） 弓木の何かお寺のところから橋をやると。それは、地権者は森先生のあれだよ。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 弓木西線でしょうか。弓木西線については、今年度から工事始まっています。今もう始まっています、橋が2カ所あるんですけども、1カ所、集会所の北のところは落とすというようなことで話が。

○9番（吉野僖一君） 手前のやつを生かしたわけね。では、もう話は済んでいると。ありがとうございます。

今、るる課長からも説明を受けましたので、その辺は議員さん初め町民、町と知恵を出し合って今後進めていっていただきたいと思えます。

続きまして、2番目の小さな拠点づくり事業についてお伺いします。

今、上総中野駅周辺におけるこれからのまちづくりに関するアンケート調査の結果と今後の課題と問題にどのように対処、対応するのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 吉野議員の一般質問に対し、企画財政課からお答えさせていただきます。

初めに、上総中野駅周辺におけるこれからのまちづくりに関するアンケート調査の結果に

ついてお答えします。

このアンケート調査は、上総中野駅周辺の16歳以上の住民の方1,029名と西中学校生徒45名全員を対象に実施いたしました。9月23日に区長さんに依頼し、10月11日までの消印を有効として回答を集計させていただきました。住民の方のアンケートの回答数は357件、回答率は34.7パーセントでございます。

西中学校の生徒には、10月上旬に学校の協力のもと生徒全員から回答をいただいております。

アンケート結果につきましては、抜粋してご説明させていただきます。

「現在住んでいる地域での生活の満足度」については、周辺住民、中学生ともに半数以上が「満足していない」との回答となり、満足していない理由について、「買い物が不便」「交通の便が悪い」が上位の回答となりました。

「上総中野駅周辺にあるともっと足を運びたい施設や機能」については、「スーパー」や「コンビニ」「飲食店」「直売所」など、衣食住のうち食に関する機能の拡充を求める声が多い傾向にあります。

年代別に見ると、若者は店舗や飲食店、年配者は農産物等の直売所を求める傾向がございます。

また、中学生の回答では、友達などと気軽に話せる場所ということで、友人同士で集まれるようなたまり場のような空間を求めるものも多く見られました。

「小さな拠点が整備された際に運営に協力したいですか」という設問では、周辺住民の58パーセントの方と中学生の85パーセントの方が「何らかの形で協力してもよい」という回答がございました。

次に、「今後の課題や問題点」といたしましては、人口の減少により多くの商店が閉店となったように、新たな店舗等の創設は非常に困難かと思われませんが、そういう面で施設を整備するかどうかという点と、さらに整備した施設の管理運営を誰がどのように行うのか、この2点が重要な課題でございます。

小さな拠点につきましては、中野駅周辺検討委員会で地域住民が主体となって運営し、継続していける拠点の整備に向けて協議を実施し、今年度中に整備計画案を策定する予定でございますので、これらの課題に対しましては、今後の中野駅周辺検討委員会で協議していきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） このお話は、ふるさと創生基金も3月いっぱい切れて、継続事業700万のうちの635万でしたか、一応そういう計画立案のイベント会社というか、そういうところに委託して、ともども委員の方と話を進めておるんですが、あと来年の3月までにその答えを出さなくちゃいけないということで、皆さん一生懸命やっているんですけども、私もすごく心配でございます。

今週は、いすみ鉄道を初め、各テレビ局で今夜もありますけれども、それといすみ鉄道、小湊鉄道が話題になって上総中野駅もよくテレビに出る、ドラマとかそういう取材で撮影に来て出ているんですけども、いずれにしても、中野は町長さんも生まれ育った地域でありますし、昔はすごく活気のある商店街だったんですけども、時代の流れで今の現況になったわけです。

当初は、私のうちの裏に牛乳屋さん、明治牛乳の集乳所がありまして、朝早くから皆さんが牛乳を搾って、うちの裏の明治さんまで運んでくれて、すごく活気があった。

昔は明治牛乳のボイラーが石炭なので、貨車便で中野駅へ行まして、中野の駅もそういう関係で職員が10人以上いまして、野球チームがありました。郵便局も、だから、昔はそういう鉄道で来ましたので、中野の西畑郵便局にも野球チームがあったし、地元の商店街も野球チームがあって、材木屋さんの野球チームもあった。青年団の野球チーム。それだけの人がいっぱいいたんです、昔は。

それから時代の流れでこういう結果になって、本当に魚屋さんも2軒あった、肉屋さんもあって、豆腐屋さんもあって、アイスクリームをつくる会社もあったり、映画館もあったり、パチンコ屋も十何軒も潰れたりなんかして十何軒もあったりして。それだけ活気のある地区だったんです。

それがきのう、おとといのテレビでもやっていたんですけども、小湊線というのは五井から小湊まで行く計画であって、いすみ鉄道の前は木原線という木更津、大原を結ぶ、ちょうど中野はその鉄道の交差点になっていたわけです。

きのう、おとといのテレビでもやっていたんですけども、そういうふうに、たまたま戦争でもってそれが途中で途絶えて、結果、今のあれ。時代が鉄道から車の社会になったということでそれもあるんですが、今いすみ鉄道も鳥塚社長を初め一生懸命やっているんですが、大高の生徒の問題とかそういうことで、やはりいすみ鉄道がなくなれば大高もなくなる、大高がなくなればいすみ鉄道もなくなっちゃうような現況で、中野駅も人の集客をするためにる拠点づくりでやっておると思うんですが、私も地元としてすごく心配というか。

というのは、もう20年前になりますけれども、当時宋倉町長のとて、小湊さんが公共的なものであれば中野駅を使っていいですよということで、そのお話がありました。そのとき私はまだ若かったので、でしたらコミュニティセンターをつくる計画があったので、それを中野駅につくってくれということで動いたんですが、町のほうからストップがかかりまして、吉野さん、中野駅のことでコミュニティーのことはちょっと動かないでくれと、そういう電話がありました。

というのは、湯倉の土地は県の土地収用委員会に諮って手に入れた土地だから、今さら県に返すわけにはいかないから動かないでくれと、そういうことなんです。実際は今コミュニティーが奥にありますから、本当は当初計画ではあの角地にできる。地主さんがごねて、奥のほうへなった。

結局、湯倉にでき上がっちゃって、宋倉町長さんは私に謝りました、湯倉失敗したと。あれが中野駅にできていれば、体育館も2面の大会のできる体育館できただろうし、そうすれば小湊線、いすみ鉄道を使って、あそこに来て、大会とかいろいろできただろうし。結果で申しわけないんですけども、事実そういうことがありました。

それで、その後、駅舎を壊されて更地になって、小湊の本社に時の区長さん、岩瀬呉服屋さん、中村洋品屋さんと私3人で小湊の本社に行きまして、とりあえず更地にされちゃったのでテントだけでもということでお願いに行ったんですけども、テントじゃ危ないでしょうというわけで仕方なく帰ってきました。そしたら、何日もたたない間に千葉日報に鶴原の駅舎が枕木のログハウス風の待合所をつくったということで、あっ、これだなと思って、それで町のほうに、こういう新聞記事が出ましたので、何とか、じゃ、こういうふうな待合所をつくってくれということで、結果的に今の形のログハウス風の待合所ができて、それが珍しいか、取材に来たり、映画の吉永小百合も来た、本当にそういう撮り鉄にとっては上総中野駅は注目あるんですが、今言ったとおり、喫茶店もないし、食堂もなかじまやさんがあるけれども、そういうことでみんなちょっと不満を持っている。

というのは、小湊さんが行政施設だから使っていいよということは、9月の議会で、一般質問で地籍調査、大道橋から西畑郵便局までの歩道整備やるときの測量と一緒に中野駅を、周辺、中野新町、ちょっと本村と市川と、その辺の地籍調査と一緒にやってくれれば、そういうもろもろ、今小さな拠点づくりでやっているんだけど、絵に描いても、それをやるには土地の問題が絡むんです。そこでうまくいくかどうかということなんです。そこら辺を町の地籍調査ということで、10年、7年先ということで中野はなっているんですけども、歩道

整備と兼ねて一緒にできれば、今やっている拠点づくりのあれもうまくいくんじゃないか。多分、境のことでごたごたしているから、今までなかなかうまくいかない。それが現況。

昔は、中野駅の近くにガス水が湧いていて、その水の中野館という旅館が使っていたようです。今はないけれども。それだけに、昔はそれだけの集客力があつたし、本当にこの間も消防の査察でも、中野は、行けば何でも一応そろったんだよねと言われて。

そういうことで、あと3月までどのような、まだ全然こういうものというのは、前回の委員会では、そろそろこういうものというのは何か出ているらしいんですけども、まだ発表できないですか。前回の役員会で、次期に大体こういう箱物とか何とか、そういうあれになっているらしい、議事録を見ると。まだそこまでいっていない。3月まででどうなんですか、この先の計画で。今、課長さん、委員会で考えていることはどういうことを考えているんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この関係につきましては、今まで人口減少により多くの商店が閉店となったということで、なかなか今までもできなかった。それをやろうとしているんで、1年で果たして答えが出るだろうかという疑問も物すごく持っています。

一番の問題としては、行政がつくっても維持管理ができないということだと思います。ですから、地域で考えること、それと住民の参画、これはもう欠かせないものであります。その中で本当に持続する小さな拠点というものがつくれるかどうかというものを今皆さんからご意見をいただいている。そういう中で、やはり営利、収入がなければ維持ができないということになりますので、そういったものが本当にできるのかどうか。イベントを実施して、そういったものを体験してもらおう。そういうことによって少しでもそこで何かをやればもうかるものというようなことで、そういったものを今地域の方たちをお願いしているというような状況でございます。

ですから、ことしで一応国の補助金を使って、交付金を使って実施しておりますので、それでは一応答えを出さなくてはいけないとは思っておりますけれども。ただ、その1年間で全ての答えが出るのではなくて、これからも継続しながら、必要なものはどんどん地域の方と協議しながら進めていくことが必要だというふうには思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） そこで、今自分も委員になっていないんで、ここで言っているいかどうか分からないんですけども、地元にいるということでちょっと発言、自分の考えというか、

述べさせてもらいたいんですけれども。

できれば、1つは、今都会の若い人は車を持たないでカーシェアして、レンタカーで乗り捨てるレンタカーというのもあるし、そうしたら、ある町民からアドバイス受けまして、吉野さん、中野駅を拠点で今やっていますけれども、できれば電気自動車をレンタカーで、オリブからでもいいですよ。これは、だから、中野だけではなく町全体のことで考えてもらいたいんだけど。一応知恵を出しますので、ソーラーカーです。ソーラーカーというか、電気自動車をうまく活用して、中野駅とか養老溪谷とかオリブとか、リンクして乗り捨てできるようにすれば、高速バスで来ても、そこから自分で運転して。タクシー業者とかバス路線も確かにあるから、その辺のあれもあるけれども、今後のことを考えたら、そういうレンタカー事業もいいんじゃないかな。それは町がやるか、個人的にやるかは、それはちょっと問題があるんだけど。

そういうことを一つ一つ活性化のために、鉄道で来ました、その先の足がありません。バスもうまく連絡できればいいけれども。そういう場合に、そういう乗り捨てるレンタカーというか、それも電気自動車であればという、ある町民からのアドバイスがありました。

そういう今後の課題でどういうふうに皆さんが思うか。あつ、いいなというふうに思ってくれればいいんですけれども。

それともう一つ、今湯倉にJAの農協さんの支所があります。あれが多分耐震がひっかかっていると思うんです。金融も絡んでいるし、そういう農産物の販売とか、ガソリンスタンドもできるだろうし。農協さんがやれば。

実際、町がこういうふうにコンビニとかスタンドをやるよと言って、身内のコンビニをやっている人に聞いたら、中野じゃ、今の通行量じゃ、コンビニはちょっと無理だというふうな話なんだけれども、やはりそこら辺を考えた場合に、農協さんの経営のあれがどういうふうになっているかわからないけれども、多分ひっかかっていると思うんです。そうすると、金融からそういうのも中野駅にまたできれば、農産物の直売とかスタンドのあれもできるだろうし。これは1つのアイデアというか、その辺はまた委員の方が決めることであるんで。

本当にこれは誰がやっても大変なことで、そこら辺は一応時間の関係で、じゃ、この辺でおさめます。

次に、3番目の土砂等の埋立てに関する条例改正について。

本町は10月1日付の条例施行から約2カ月が経過しました。会所地先の埋め立てについて



問題が発生しています。住民からは、車が捨ててあるとか、また県道よりも高く積んであり、雨水が道路上に流れてきているようです。今後は凍結して交通安全対策上も非常に危険ですので早急な指導と対策が必要と思いますが、どのように対応するかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、会所地先の埋め立てにつきまして、環境水道課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この埋め立て場所につきましては、正式には粟又地先の埋め立て行為になっておりますが、この埋め立て行為につきましては、本来の申請行為に基づく埋め立て行為ではありません。

この場所につきましては、過去に産業廃棄物の不法投棄が行われた場所であったため、廃棄物処理法により、この場所に土砂等の埋め立て行為ができないため、産業廃棄物の監視・指導を行う千葉県夷隅地域振興事務所が窓口となりまして、事業者への指導を繰り返し行ってきたところです。その結果、ご指摘の車両の放置につきましては、10月下旬には撤去されております。

また、雨水の流れ込みにつきましても、現地は確認いたしまして、事業者への指導を実施しているところです。

今後も夷隅地域振興事務所と連携いたしまして、搬入土砂の撤去、それから土砂及び雨水の流出することがないように、パトロールの強化により事業者への法令等の遵守について指導の実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、課長さんからるる説明がありました。

この残土条例は、当初私が一番初めに言ったのは久我原の埋め立てのことで、町の補正で60万かな、出たということで、それから勉強しまして、県の指導課とか、いろいろ問い合わせして聞いて、3月の一般質問ですか、改良土を町条例で規制できないかということで一般質問でやったのが今の経過報告でなったと思うんですが。

今まで3,000平米未満は町条例であって町の指導、3,000平米以上は県の指導ということであったんですけども、それを一切町条例でということで、7月の会議録というか、これに。私はちょうど入院していて欠席したときに、皆さんすごくよく勉強して、会議録見たら、すごく突っ込んで勉強して、よく質問してくれて、この条例が制定されたと思うんです。

だけど、ちゃんと指導できないと意味がない。やはり県がだめだったら、もっと県が強く

動いてくれないといけないし、あそこは町道でなく県道ですよ。確認します。県道ですよ。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） はい、県道です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 県道ですね。そうしたら、土木と県のほうだね。道路上に水が流れている。それは土木のほうから強く言ってもらわないといけないし。だから、そこら辺も今まで警察沙汰になったことはあったんですか。県が指導して、ただ指導だけで終わっているんですか。その辺警察とか、そういうあれに問題になった業者はいないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この場所につきましては、一番当初からですと、もう1年近くなるんですけども、これまでの経過をざっとお話しさせていただきますと、現地確認等を町、県と30回ぐらいやっております。それから、口頭指導ということで26回。それから呼び出しが1回。これは県のほうでの呼び出しなんですけれども。それから、文書の指導、これを4回やっております。これも県です。それから、警察の相談は1回、町のほうで行っております。

今現在、町のほうからも県にはかなりお願いしてもあるんですけども、なかなか進まない現状でこれまで来てしまったと。今現在については、搬入等も行われていない状況になっております。

今、心配されております監視とかの部分につきましては、新しい条例をつくりました関係で、埋め立て事業等の監視・指導の強化を図っていくというような目的で、埋め立て事業の監視指導要領というものをつくりまして、常にパトロールを初めとして、あとは立入検査とか指導等を口頭ではなくて、口頭もちろんやるんですけども、文書の指導をもってやっていかないと警察の摘発までにはなかなか及ばないというのが現実のようでございます。

ですから、そういった経験を生かした中で、今後は書類として残るような形で指導を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今課長さんが言ったように、こういうことは初めが肝心なんで、やは

り公文書でちゃんと指導してやっていただきたい。

そのほかに、今町内で埋設、埋め立てしている地区が、箇所が何カ所あるか教えていただけますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず県の許可が1カ所ございます。これは松尾地先、これは町道中野大多喜線の紙敷に入る手前のトンネルの左側でやっております。竹の沢トンネルの手前の左側のほうです。

（「中野……」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 中野大多喜線のです。

（「紙敷大多喜線」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 中野大多喜線。

（「右側」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 左側です。こっちから行くと左側です。そこが県の許可が1カ所。

それから、町の許可が田代地先、それから上原地先、それから横山地先。この横山は生コンの裏のほうになります。これは宅地造成のための埋め立てですけれども、そこが1カ所です。それから、峯之越地先の埋め立て。町の許可が4件となっております。

それから、新しい条例のもとでの届け出事項というようなことで2カ所、森宮地先、それから横山地先。これは、いずれにつきましても、宅地の造成の関係で埋め立てというふうになっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） あと花生カントリーの昔の日商住販のところ、何かフグの養殖とかエビの養殖ということで、あそこは規定外ですか。それともどうなっているんですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 弓木地先につきましては、再生土といいますか、そういう形の埋め立てということで、直接町の条例がまだ適用になっていない時期の部分でございまして、あれは農地でございましたので、農業委員会の届け出というような形の埋め立て行為ということで処理しておりますので、町の許可行為にかかわる埋め立てではありません。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 相当なダンプの台数が入って、何十町歩とかということで相当なダンプの数が入っているということで、まして、今まで入り口に関係者以外立入禁止の看板がないのが、そういうのが出てきたりすると、やはり町民の目線というか、心配しているんで、先ほど挙げた箇所を後で資料をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと板谷地先のあれは、その後どうなりましたか。市原市と板谷地先の。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 板谷地先の再生土による埋め立て行為ということですね。

あれは林地開発行為の申請を出してあって、まだ書類がそろっておりませんので、南部林業事務所のほうでも、まだ許可は出されておられませんので、そのまま保留状態といいますか、そういった状態になっております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、課長が南部林業さんのほうの許可というふうに言いましたけれども、当初の申請はそのときだったけれども、今、町の条例が10月1日から施行になったので、やるとなると町のほうに書類が来ないと許可できないですよ。違いますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ご指摘のとおりでございます、10月1日から町の条例が施行されておりますので、その点につきましては、事業者のほうには10月1日から新条例が施行されておりますということで伝えてございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ちょうど市原市との境で、市原市の石神地区は、もう赤い看板で大きく、産廃というか、埋め立て反対という看板が出ているんですけども、市原市の動きはわかりますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 直接動きというのは、今おっしゃられたように、看板を立てているとか、それから、ここには自治会の会長さんあたりも大多喜町のほうにそういった埋め立て行為をやらない、反対だというようなことでお話は来ております。ただ、今その後どういった運動をしているかというところは把握しておりません。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今説明を受けましたけれども、やはり郡境というか、市原市と大多喜の境のところなので、それも県も間に入れて、今後何かあった場合には協議して対応してい

ただきたいと思います。

一応10月1日条例施行ということで、今後皆さん大変だと思いますけれども、町民のために頑張っていたきたいと思います。

一応、3番の土砂等の埋め立てに関する質問は、これで終わりにします。

続きまして、お城まつりについてお伺いします。

今までは町長さんが実行委員長をやっておったんですけれども、ことしで3回目か。3年前から実行委員会のほうに委託したということで、ある町民から、お城まつりに対する協力体制が薄れてきたようですが、町はどのように承知をされているか、また今後どのように考えているか伺いたいということで質問します。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課からお答えさせていただきます。

議員さんのご指摘のとおり、3年前から町長が実行委員長でない開催という形になっております。町が実行委員会やお城まつりに対する協力体制の変更、またかかわりを見直す考えは今のところございません。今年度も以前と同様に共同で取り組んできたところでございます。

昨年度の開催についてでございますけれども、民間の発想力によりまして開催することができたのだというふうに考えております。これは、当時天候の不順、雨が降りまして、行政のほうの考え方では本来開催できなかったというような状況のグラウンドにたくさんのビニールを敷いたというところで、これが民間の主導による発想力の柔軟性、そういうところであったというふうに考えておるところでございます。

また、町の職員の業務従事についてでございますけれども、担当者につきましては、各種の団体さんとの折衝、協議、さらに調整でございますけれども、これを数カ月前から行っておるところでございます。また、業務の割り当てによりまして会場の準備、周辺の事前準備等を職員も数日前から当然行っておるところでございます。さらに、あとは本祭、前夜祭の業務でございますけれども、こちらについても当然職員が協力しておるところでございます。当然、実行委員の皆様方にもご協力をいただいております。

昨年に引き続き、職員の人員の配置の減少、かかわりを見直したこともないというところでございます。

なお、民間主導型に移行して、先ほどお話ございましたが、かかわりが薄れてきたと主観的に感じる方がいらっしゃるということでございますけれども、それはまちづくりの主体が

行政から民間に移行したということだと思われまますので、決して薄れてきたというふうには認識していないところでございます。また、民間に移行すべきだというふうにご考えておるところでございます。

引き続き、今後も民間主導の大多喜お城まつり、実行委員会と町とで運営を共同で実施すべきであろうというふうにご考えておりますので、ご支援をひとつよろしくお願ひしたいと思ふところでございます。お願ひいたします。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、課長さんからの説明ありました。

職員は、上がかわろうと、やることは全く同じ、一生懸命やっているのを見えています。ただ、私もNHKの大河ドラマの署名運動をずっと校門のところでやっているわけです。そうしたら、ある町民がちょっと怒っているわけです。その人の言い分は、指さして、去年ですから平林商工会長だったんです。あれは何だと言うんだよね。城まつりは大多喜の町の祭りだろう、商工会じゃないだろうというふうに言われた。それが1つ。

それは町民の声だから、それはどういうふうにご受けてもいい。ただ、町全体のお城まつりということになると、実行委員会の中で選考された実行委員長という。協賛ならいいんだけど、今まで40回、ことしで42回だけ、町主催でやってきて、それみんな老川から西畑、総元、大多喜、上瀑等、みんなこぞってお城まつりだということでご参加した。こっちは地元のお祭りじゃないか。俺なんかは、もう飾りつけやんないよ。そういう声を聞かされると、私も議員やっていて、今までお城まつりも何回か出たことあります。今はそういう署名運動とかやっているんだけど。議会にも諮ってくれないし、実行委員会だけで——まあ、議員の方で、その会に出ている人はいますけれども。それが1つ。

それで、じゃ、いいほうに行けばいいんだけど、町外のそういう賛同者の寄附集めに行くと、今までは町だからということ言うと、もう寄附金を用意して待っていてくれた。ことしの寄附金はどのくらい集まったかわからないけれども、多分今まで、例えば1万とか出していたのが、町長じゃなくなった場合にそれが半分になったとか、ちょっと大げさな話かもしれないけれども、そういう状態らしいんです。だから、収入が今までどおり変わんなきゃいいんだけど、そういう企業、だから町のあれでもって町に協賛して、そういう集金というか、寄附集めに行くと、今までは用意して待っていたんだけど、なかなかそれが集まらないというのを聞いたんで、そこら辺が心配だし、今後これを長く続けるのであれば、たまたま商工会長、平林さんが2回やって、今度は高橋さんがやって、うまくいった

けれども、では、この先、そういう人材をほかの団体で手挙げてくれる人がいるかということになると、すごく心配。

だから、公民館まつりもそうなんだけれども、みんな丸投げじゃいけないんじゃないか。民間主導とさっき言ったけれども、やはり町主催は町主催でやらないと国会議員も来てくれなくなっちゃう。

だから、そういうことで、町の発展を考えた場合には、そういうイベントを通じて国・県、来賓も来てくれるのに、主催者がかわっただけで、えらい変わりが出ちゃうんだよね。

その辺は、私は一応町民からの代表で、町民の意見があったんで、そういう聞かされたんで、もう少し祭りのことはみんなでやらないと、一部の委員だけでやられたんでは大変かなという気がするんです。

飾りつけをしねえよというふうに言われちゃうと、ちょっとね。大多喜の区だよ。区の中でそういうあれが出てきちゃう。これは本当に心配して、町民の声ということで、全部はなかなか難しいんだけど、そういう声もあったということをお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ご心配いただいておりますことについては、いろいろな意見があろうかと思えます。ただ、今回民間の皆さんのお力をいただいて3回実施しまして、実は数字的には年々伸びています。むしろ、今まで役所がやっていたときよりもはるかにいい数字です。協力をしていただく団体も、いろいろな企業さんも含めてふえております。

全体的に今のこの形は何かといいますと、町は一切手を引いていません。町は今までどおりなんです。何かといいますと、発想力を民間にということなんです。ですから、今までは町が発想して全部やりますから、結局もうマンネリ化してくるわけです。ですから、民間の皆さんが毎年やりますと、発想力が全然違うんです。ですから、そういう面で発想力の部分を民間が出してくれまして、実際の黒子は全部町がやっています。だから、今までと全く変わっていないんです。ですから、頭がかわっただけの話であって、それは発想力をいただくということになるんです。

寄附についても予算どおり集まりまして、むしろ若干多かったかなと、そんな感じでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、町長さんからそういう話を聞いて、私も、だから一応そういう町民もいるということで、心配しているということで質問させてもらったんです。

ただ、たまたま3回うまくいったけれども、じゃ来年、再来年と長期にわたってやった場合にうまくいくなかって、そこら辺はちょっと心配しています。

この件は、一応町民からの声ということで、代弁ということでお願いします。

それで、初め、第1回で商工会専務とか何とかのときに、お城まつりやる第1回の前の会議のときに、私も町民全員で担げるみこしを、お城のみこし、黄金のみこしでもいいじゃないですか。町民全部が、「わっしょい、わっしょい」というのは、和一つと緒と書くんです。「和一緒、和一緒」、「わっしょい、わっしょい」と言う。そうすると、町民も自分たちの氏子のみこしは、もう高齢化で担げる人がいないけれども、お城のみこしとか何とかであれば、好きなのが出てくるだろうし、ましてや今フェイスブック、インターネットでやれば、それこそ好きなのはいっぱい来ると思うんだよね。

だから、そういうことで、お城のみこしというものを一プランに、今後の対応を実行委員会のほうはどういうふうなあれにするか。そういう案もちょっとつけ加えて、この件は終わりにします。

続きまして、5番目の西中学校と大多喜中学校の統合についてお伺いします。

保護者会との説明会において生徒の通学方法について意見が分かれており、方針が出ていないようですが、いつごろまでに結論が出るのか、またどのようにしていくつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 西中学校と大多喜中学校の統合に関する説明会につきましては、西中学区において地域住民説明会を1回、保護者説明会を4回行ってまいりました。

通学方法については、町内には小湊バスといすみ鉄道が地域住民の足として運行され、西中学校生徒も小湊バスを通学の足として利用しており、将来を見据えた場合、高校生を含め地域の方々の足としての利便性を図ることができることから、公共交通機関を利用した通学方法を提案させていただいております。

また、公共交通機関と協議し、通学の利便性を考え、登下校に合わせた時刻に運行していただくよう進めております。

今後につきましては、保護者説明会の中で通学方法についてスクールバス等の意見もありますので、西小学校、西中学校の保護者の方にアンケート調査を行い、意見集約を図り、保護者の方々とよく相談し、できるだけ生徒に負担のかからない方法での通学方法として平成29年の夏休み前までには取りまとめたいと考えております。



○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大変でしょうけれども、頑張ってください。

というのは、大多喜小学校へ上瀑小と総元小が統合するときに、町内よりも他町のほうから、吉野さん、何でいすみ鉄道を使わせないんだと。総元小は東総元駅にすぐ近いし、大多喜小は大多喜駅にすぐ近いのに、何でいすみ鉄道を使わせないんだという、そういう電話とかメールがいっぱい来ました。

その辺は、だから、ただ老川のほうへ、奥から中野のほうへ来て、またいすみ鉄道で、今度は大多喜駅から——まあ、城見ヶ丘でもいいけれども、西中、大中まで歩かなくちゃいけないんだよね。

今の考えだと、駅は大多喜駅ですか、それとも城見ヶ丘駅、どっちが近い。大中。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 距離的にはそんなには変わりません。自分も実際歩いてみて、大多喜駅からは11分、城見ヶ丘駅からは10分。

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。持ち時間5分。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） それでは、きのうも大高の送り迎えのことも出ましたので、できれば大中のあそこ外廻だったっけ、あの橋は何とあったっけ。そこからは、すごく見通しが悪くて、出入りが非常に困難なので、向こうの裏道、あそこはヤックスとかその辺のあれですか。向こうから、保育園のほうから入れる道の拡幅、勤めの帰りとか、オリーブの買い物とか、結構マイカーで送り迎えする人はいると思うので、その辺の通学環境整備、あそこの道路を広げないと、ちょっと。一方通行でもいいんですけれども、そこら辺の検討をしてもらいたい。

それと、きのうも温暖化で、西中はエアコンがついているんだけど、大中はついていないと。その辺は教育長、西中がついていて、大中に来たらついていないというのも、これもちょっと。まあ、予算的なあれは、きのう聞きましたけれども、できるだけ早くそういう条件、多分PTAも出すと思うので、その辺はいいほうにお願いしたいんですけれども、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、西中学校はエアコンがついているということですが、ついていないんです。いないです。なので、ちょっとお聞き間違いかと思います。今、普通教室は一切ついておりません。

○9番（吉野僖一君） ごめんなさい。

じゃ、その取りつけ道路、その辺町長、ちょっとお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 進入路につきましては、今の道路は非常に今現在でも、その時間帯になりますと混雑して非常に危険だということで、今議員さんのおっしゃるように裏側のほう、そこを今進入路と。車ですよ。人は別に今の状態でいいと思いますけれども、車の出入りをもう一方のそちらのほうからやる方向で今進めているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

これもちまして、一般質問を全て終了いたします。

ここで休憩を10分とります。

11時10分からの再開とします。

(午前10時59分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第59号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第59号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約では、組合が共同処理する事務として外房線複線化に対する事業費の貸し付け等に関することを定めておりましたが、平成28年度をもって外房線複線化に対する東日本旅客鉄道株式会社からの貸付金償還及び地方債の償還が完了すること

並びに現在の外房線の利用状況などから、未整備区間の複線化の見込みが極めて厳しい状況でもあることから、本組合同規約中、共同処理する事務から削るものでございます。

一部事務組合の共同する事務や規約の変更につきましては、関係市町の協議により定める必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を削る改正は、外房線複線化に対する事業費の貸し付け等に関することを共同処理する事務から削り、第7号から第10号までをそれぞれ1号繰り上げる改正でございます。

別表の改正につきましては、第4条の一部改正に伴い、別表の経費区分欄で引用する号番号をそれぞれ改めるものでございます。

附則は施行期日を定めるもので、平成29年4月1日から施行することを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第3、議案第60号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) それでは、議案第60号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案つづり3ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日公布されたことに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容につきまして3点ほど申し上げますと、1点目は軽自動車税につきまして、環境性能割を創設すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること並びにグリーン化特例を1年間延長するものでございます。

環境性能割は三輪以上の軽自動車を取得する際に課税されるもので、軽自動車取得税の廃止に合わせて導入しようとするものでございます。

2点目は、法人町民税割の税率の引き下げでございます。

地域間の財政力格差の縮小を図るため、法人町民税割に係る税率を引き下げる一方、国において地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資とするものでございます。

3点目は、特定一般用医薬品を購入した場合の医療費控除の特例措置を定めるものでございます。

なお、軽自動車税及び法人町民税に関する改正規定は、消費税率が10パーセント段階に施行とされております。消費税10パーセントの引き上げ時期につきましては、平成31年10月とされていることから、今後地方税法等の改正が行われ、施行時期等が延期された場合、町条例の改正が必要となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

なお、改正条文の朗読は割愛をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

第1条大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条の3につきましては、納税証明記載事項の「軽自動車税」を「種別割」に改めるものでございます。

第19条でございますが、次のページ3行目までにわたりますが、延滞金の対象に軽自動車税の環境性能割を加えること及び延滞金の基礎となる期間の特例等の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第34条の4につきましては、法人税割の税率を「100分の9.7」から「100分の6.0」に改めるものでございます。

続きまして、第43条及び5ページ目2行目以降の第48条並びに6ページ2行目以降の第50条につきましては、いずれも延滞金の基礎となる期間の特例等を定めたものでございます。

内容につきましては、当初申告後、納付すべき税額の減額修正等を行い、その後さらに増額修正等を行った場合、特例により延滞金の基礎となる期間から除くことができることを定めるものでございます。

4ページに戻りますけれども、第43条につきましては個人住民税について、次のページの上段の48ページから6ページ上段につきましては法人町民税について、それぞれ延滞金の特例について定めるものでございます。

次に、6ページの下から1行目になります第80条でございますけれども、次のページ9行目までわたりますけれども、軽自動車の取得者に環境性能割を、所有者に種別割を課税すること等を定めるものでございます。

第81条は、次のページ3行目までにわたりますけれども、売買契約において売り主が所有権を保有している場合、使用者を軽自動車の取得者あるいは所有者とみなして課税することを定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第81条の次に7条を加える規定でございますが、81条の2では日本赤十字社が所有する救急用の軽自動車等を非課税とすること、第81条の3では環境性能割の課税標準を取得価額とすること、第81条の4では環境性能割は燃費基準値等、達成状況に応じたの税率を100分の1、100分の2、100分の3とすること、第81条の5では環境性能割の徴収方法を申告納付と

すること、第81条の6では、次のページまでわたりますけれども、環境性能割の申告書は町長に提出すること。

では、9ページをお願いいたします。

81条の7では環境性能割の不申告等に関する過料について、第81条の8では公益及び身体障害者等が使用する環境性能割の減免について、それぞれ定めるものでございます。

第82条につきましては、次のページ中段までとなりますが、軽自動車税を種別割等に改めるもので、表内等の年額の改正はございません。

次に、10ページでございますけれども、中段をお願いいたします。

第83条及び85条につきましては、賦課期日、納期及び徴収方法等を定めたもので、それぞれ軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

第87条につきましては、種別割に関する申告または報告について様式等規定の整備を行うものでございます。

88条から91条につきましては、いずれも軽自動車税を種別割に改めるとともに引用条項等の整備を行うものでございます。

88条につきましては不申告等に関する過料について、89条は公益のため使用する場合の減免について。

次のページ、90条は身体障害者等が使用する場合の減免について、91条は原動機付自転車等の標識の交付について、それぞれ定めたものでございます。

附則第6条を次のように改める改正でございますけれども、これにつきましては、特定一般医薬用品、スイッチO T C医薬品と呼ばれておりますけれども、これらを購入した場合の医療費控除の特例を定めたものでございます。

平成30年度から平成34年度まで5年間、スイッチO T C医薬品を購入された場合、1万2,000円を超える購入費が医療費控除の対象となり、限度額を8万8,000円と定めるものでございます。

なお、この控除を受けるためには、特定健診や予防接種、人間ドックなど、健康の保持、疾病への予防への取り組みなどを行っていることが必須条件となります。

附則第15条の次に5条を加える規定でございますが、環境性能割の特例等について定めたもので、第15条の2は、賦課徴収は当分の間、町にかわって県が行うこと、第15条の3は身体障害者等が使用する軽自動車税の減免は県が行うこと。

次のページをお願いいたします。

15条の4は申告納付先を当分の間、県知事とするものでございます。

第15条の5につきましては、環境性能割に係る徴収取扱費の交付について規定したもので、県が行う環境性能割の賦課徴収に要する費用を補償するため徴収取扱費を定めるもので、町から県に交付する徴収取扱費について、県が徴収した環境性能割の5パーセントを定めるものでございます。

第15条の6、第1項は営業用の税率を当分の間、表の右の欄の税率とすること、第2項では自家用の環境性能割の税率のうち、第3号に係るものについて100分の3を100分の2とするものでございます。

附則第16条につきましては、字句及び引用条項等を整理するものです。

第1項では、当初の登録から14年を経過した軽自動車税の種別割について、下から2行目、附則第16条の2から14ページ上段の附則第16条の4項、この表につきましては、いずれもグリーン化特例の適用対象を平成29年度まで1年間延長するものでございます。

13ページに戻りますが、上の表につきましては税率のおおむね75パーセントを軽減する税額、下の表につきましては附則第16条の3項は税率のおおむね50パーセントの軽減、附則第16条の第4項、14ページの上の表でございますけれども、こちらにつきましては、税率のおおむね25パーセント軽減の種別割の年額を示したものでございます。

14ページでございますけれども、附則第20条の2につきましては、次のページ2行目までにわたりますが、同条を附則第20条の3に繰り下げることによる条ずれ、あるいは引用条項等を改めるものでございます。

次に、15ページになりますけれども、20条の2につきましては、18ページ中段までわたりますが、特例適用利子及び特例配当等に係る個人町民税の課税の特例を定めたもので、日本と台湾との間で租税の取り決めが締結されたことを受け、所得税法等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

特例適用利子等または特例適用配当等の所得は、他の所得と区分し、分離課税により3パーセントの所得割を課税することを定めたものでございます。

なお、特例配当利子等及び特例適用配当等につきましては、国内に居住する方が台湾所在の投資企業等を通じて得た利子あるいは配当とされております。

18ページ中段でございますけれども、大多喜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正第2条というふうなことで、平成26年条例第15号の附則第6条につきましては、次のページの表までにわたりますが、軽自動車税を種別割に改めることによる字句の整理で、税

額に変更はございません。

19ページ下段のほうですけれども、次のページにまでわたりますけれども、平成27年条例第19号附則第5条の関係でございますけれども、環境性能割を加えたことによる改正でございます。

次のページ、20ページでございます。

5行目、附則でございますけれども、第1条では条例の施行期日を平成29年1月1日とすること、第1号では軽自動車税の種別割、環境性能割及び法人町民税割は平成29年4月1日から、下から6行目、第2号では特定一般用医薬品等の医療費控除については平成30年1月1日から施行することを定めるものでございます。

第2条及び第3条では、それぞれ経過措置を定めるものでございます。

以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） この条例の改正によって町が受ける影響というのですか、何か今までと税収、これでふえるのか減るのか。ふえるとしたらどのくらい、減るとしたらどのくらいを考えているのか。

それと、県に取扱費として5パーセントを納めるということですが、5パーセントの取扱料というのは大体どのくらいを想定しているものなのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 町への影響額ということでございますけれども、法人町民税割の税率が引き下げられるということがまず1点あるかと思えます。現行の9.7パーセントから6.0パーセント、割合にして約38パーセント税率が下がります。

ざっとした計算なんですけれども、平成27年度の法人町民税の税割の調定額が3,244万2,000円でございます。この38パーセントが仮に減るとなると、町の法人町民税の税収が1,236万減るといふうな、単純計算ではそうなるかと思えます。

ただ、先ほど説明の中でも、この減った分は国の地方法人税、こちらのほうに上乗せ、減った分をそちらのほうで上乗せしますと。交付税としての原資としますというふうなことで



ありますので、町全体で見た場合には増減はないのかなというふうに感じております。

あと5パーセントの費用というふうなことでございますけれども、その年に軽自動車は何台登録されるか、それによって変わってきます。また、登録された軽自動車、例えば新車であれば税率は低いし、中古であれば税率は高い。ただ取得価額もそれぞれ、税率の課税標準が取得価額というふうなことになっておりますので、なかなかつかみ切れないところがあって、今のところどのくらいかというのは試算しておりません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の説明で、全体で税収には影響ないということでひとつ安心したところなんですけれども、じゃ、5パーセント、概算でもいいんで、その分だけ要は町のほうから歳出がふえるという考え方でよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 環境性能割については、県のほうで一旦環境性能割を徴収します。その全額を町のほうに交付すると。その中から5パーセントを町から返しましょうというふうな形ですので、負担がふえるというふうなことはないかと思えます。

○1番（根本年生君） わかりました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ページは10ページ、85から87に飛んじゃっているんですけども、86条は、説明はどうなっているのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 質問のほう、再度いただいてもよろしいでしょうか。

○9番（吉野僖一君） 10ページ。83条及び85条（見出しを含む。）、「軽自動車税」を「種別割」に。その次に86条というのが入らなくちゃいけないんだろうけれども、抜けているのはどういうことか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） これにつきましては、83条と85条については、改正がありましたのでここに条文として載っております。86条については改正がありませんので、ここには入っていないというふうなことでご理解いただきたい。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、別冊の資料、議会資料の中を見ると変わっているよ。

86条及び86条の2で、略で、片方は、だから改正前は軽自動車税に関する申告または報告で、改正後は種別割に関する申告または報告ということになっているので、それで何かおかしいなど。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 吉野議員さんがごらんになっているのが、議案の参考資料の14ページ。

それで、85条につきましては、85と書いた上に軽自動車税の徴収方法というふうなことで左に書いてあると思います。それがアンダーラインが引いてあるものが右のほうの種別割になります。86条については、特段変更箇所はございません。

（「軽自動車税に関するって……」の声あり）

○税務住民課長（市原和男君） その下、それは87条に係る見出しというようなことで。

○9番（吉野僖一君） わかりました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 11ページ、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例について伺います。

この医薬品の対象薬品や、医療費控除を受ける場合の健康の保持や特定健診を受けているということが盛り込まれて、先ほど説明あったんですけども、これをどうやって把握していくのかなというところがあるんですけども、この辺はもう打ち出しのようなものは出ているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） OTC医薬品の具体的な商品名、ちょっと調べてみたんですけども、結構15ページぐらいずっと出てきたんです。私が幾つか控えたのがコンタック鼻炎であるとか、ガスター10であるとか、そういうものが特定用医薬品に当たるというふうなことで、全てのものというのはなかなか把握しづらいところがございますので、ある程度知れ渡っているものではこういうものがあるのかなというふうに思っています。

あと2点目の健康の保持のため、どういう確認をするのかというふうなことでございますけれども、正直言って、今のところはまだどういう確認方法をするのか、うちのほうに通知等は来ていない状態です。健診した場合に健診した証明をもらうのか、あるいは人間ドックであれば受診結果的なものもあるでしょうし、いずれにしても、これから特例の医療費

控除を受けるための条件として、そういう健康保持というふうなことが必須条件というふうなことになっておりますので、どのような形で確認するのか、これを今後確認していく形になろうかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今課長がお答えいただいたコンタックとかガスター10とかというのは、普通健康な人でも日常的に結構調子悪いかと思うと購入されているケースも多いと思いますので、多分この辺が大変混乱するような部分もあるかと思えます。もし早目にまた、わかりましたら、具体的に町民の皆さんが申請する場合に惑うことのないような形でお知らせをいただくことができればと思えます。

それから、この場合、確定申告になりますので、事前に該当した方も領収書とかをとっておくという、そういう作業もあるかと思えますので、そういったことも踏まえまして早目に周知をいただくことができればと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ちょっとページがわからないんですけども、先ほど説明があった特例適用利子及び配当の件なんですけど、分離課税3パーセントというのは日本の国内の利子配当で課税されるものよりも低い税率ですね。そのことは外国の——外国のというか、台湾の金融機関への投資などを奨励するという側面も持つというふうに考えてよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 分離課税で3パーセントというのは住民税が3パーセントというふうなことで、それにプラス県が2パーセント加わります。ですから、住民税全体としては5パーセントで変わらないというふうに考えております。

あと台湾との関係の優遇ではないかというふうなことですけれども、確かに台湾とのそういう取引をある程度、について取引しやすいようにしようというふうな国の意図は、ここにはあるかというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は、この税条例に反対の立場から討論したいと思います。

この税条例によって大きな不利が住民及び町にあるということではありませんが、2点にわたって懸念するものがあります。法人税割の引き下げの件が1点目です。

何でここが懸念かと申しますと、減った分は国税の地方法人税に上乘せされ、交付税の原資になってまた戻ってくるという点では問題ないというか、おおよそは問題ありませんが、これが消費税と——この税全体がそうなんですけれども、消費税10パーセントへの引き上げと連動している。今8パーセントに値上がりしただけでも、実質の消費者係数というんですか、そういうものは下がっていて、庶民にとっては消費税増税以降、経済が特に家計ははい上がれないでいるという現実があるわけで、それに輪をかけてまた増税というのは許しがたいなというのが1点。これは、税全体にかかわるんですけれども。

もう一点は、今聞いた外国の投資機関に投資できるという人は本当にリッチな、ごく一部の富裕層だと思うんです。そういう人たちに有利なように税条例が変えられる。これ庶民のための改正ではないんじゃないか。そういう点で、私はこの税条例の改正に対して反対します。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) 賛成の立場から発言させていただきます。

これは政府が決めたことであって、町議会が反対したりなんかしてもどうにも変わらないので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長(志関武良夫君) ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第61号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） それでは、議案書23ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第61号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案説明の前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

中学校の統合につきましては、平成23年8月18日付で大多喜町小中学校適正配置検討委員会から提出された小中学校の適正配置についての提言書の中で、中学校2校については学級生徒数が20人を下回る時期を目安に町内1校に統合することが望ましいと思われるとの提言があり、西中学校において平成28年4月に学級生徒数が20人を下回る状況が見込まれたため、町内小中学校の保護者を対象に統合に関するアンケート調査を実施させていただきました。

その結果、約9割の方が統合賛成との結果でありましたので、教育委員会会議及び総合教育会議において平成30年4月を目標に統合を進めるということで決定し、住民説明会や保護者説明会を開催してまいりました。その中で統合反対との意見はありませんでした。

統合後の学校の位置と学校名につきましては、関係者で組織した学校統合検討委員会の意見も参考とさせていただき、統合後は大多喜中学校の校舎を使用し、名称も大多喜中学校とするということで、現在手続を進めております。

学校の設置に関しましては、必要な事項を条例で定めているため、今回の学校統合に当たり、この条例中、学校の名称及び位置を定めた規定を改正するため、本議案を提出するものでございます。

本文でございますが、大多喜町立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第25号）の一

部を次のように改正する。

第2条の表大多喜町立西中学校の項を削る。

この改正は、学校の名称及び位置を定めた第2条の表から西中学校を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 先ほど吉野僖一議員さんの一般質問にもございましたけれども、今統合の説明が行われている中で、保護者の皆様からは通学方法についていろいろとご質問やまだ疑問がなされている状況ではないかと思えます。もう少しこの辺を議論していただいてもいいのかなと思えます。

本町では通年議会制をとっておりますので、先ほど平成29年の夏ごろまでにはそういったものの回答を出したいということでご答弁いただいていたようでございますけれども、本町では通年議会制をとっておりますので、もう少し煮詰めていただけてから議案提出をしていただいてもいいのではないかと、このように思うんですけれども、この辺の考え方を伺いたします。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、山田議員のほうから、まだ通学方法について決定が見られないために、通年議会はいつでも開けるということで、もう少し後にはいかがかというご質問がありましたけれども、それにつきましては、特に私は3つ、この12月に出させていただいたことの原因なんです、まず1つは、生徒、保護者につきましては、特に生徒は先日行われました中学生議会でも西中学校がもう30年4月には統合ということで、跡地利用について質問がございました。あるいは部活動等についても、今それに向けて、もう大多喜中学校の生徒と西中の生徒が同時に練習をやっているような状況であります。

そのように、子供たちはもう30年統合ということが頭に入って、それに向かっていろいろな活動を進めていると。

それから、保護者につきましても、統合準備委員会というのがこの秋発足いたしまして、保護者の方々が、例えばジャージはどうするかとか、あるいは制服をどうするかとか、あるいはPTA会費が今2校でPTA会費とか、あるいはPTAの役員を統合したときにどうするかというのは、土壇場になってはなかなかこれは煮詰められないことですので、準備委員会も今回3回も行って粛々と準備を進めております。

また、学校関係者も来年度の行事につきましても、夷隅郡市全体の学校の行事は来年2月にはもう決定で、学校はいろいろ大きいものがたくさんありますので、郡市陸上大会とか、あるいは修学旅行とか、それがもう2月に決定しますので、その後ですと、もう何も入れなくなるという、そういう状況がございます。

それから、最も大きいことのひとつが教職員の人事異動というのがございまして、もう12月に入りまして、私も何回か校長先生方と、それから私が県の人事担当と面談をしております。

ここで、もし1年後には西中学校は統合ということになりますと、先生方をどう配置するかということについて、西中の保護者から、ぜひ統合するときは、今いる西中学校のよく子供をふだんから指導している先生方を一緒に大多喜中学校へ転出してもらいたいというような希望が大分出ていますので、ここで決めていただければ、西中学校の今動ける範囲の先生とか、そういうことについて、一人一人先生方と子供の状況について、できるだけ子供が安心して大多喜中学校に統合ができるような形でできるのは、やはりそういうことがありますので、後々にすると間に合わなくなることがございますので、ぜひこの12月に決定していただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） この統合は、全体的な流れを見ると仕方ないのかなという認識ではあります。ただ、先ほど吉野僖一議員とか山田議員のほうからも、多分それまでに準備が整うんですかということを非常に危惧なされているのかと思います。私も正直それまでに十分な体制がとれるのかなということでちょっと心配しているところでございます。

まず、先ほどいろいろな意見があった。通学方法がまだはっきりしていないという点と、先日の一般質問の中でも言いましたけれども、大多喜中学校に今車で送迎している人が、総元、上瀑の生徒だけでもかなりの数います。特に天候の悪いときは、かなりの数います。それで、前面の今牛乳屋さんとか外廻橋の周辺では、もう送迎は禁止だということが大きく発表されております。その後、老川・西畑地区の方々のほうは距離が遠いわけですから、多分

かなりの数の送迎の方がいるのではなかろうかと。そういったとき、どこで送迎するのかなという。

それで、先ほど吉野僖一さんの質問の中で、拡幅工事を裏のほうで進めるんだというお話がありました。あと拡幅する場所が具体的にどこなのかということと、多分その拡幅工事が行われれば、そこから行って送迎するようになるのかなという思いでいますけれども、果たしてそれが統合までに間に合うのかということです。ぜひ間に合わせてもらいたいですけれども。

それで、あと先ほど通学の距離のことで、課長のほうから大多喜駅から来ても城見ヶ丘から来てもほとんど変わらないよということでしたけれども、歩いて確かめたということですから確かなんでしょうけれども、もし裏のほうに門というんですか、もしそこから生徒が出入りしてもいいよという門ができるのであれば、多分城見ヶ丘のほうから来たほうが交通量も全然少ないですし、坂道もないですし、歩道も城見ヶ丘から真っすぐ国道までは整備されていますから、そちらのほうの方が安全ではなかろうかという認識でいます。

そうすると、あの辺の当然生徒が通学するということであれば、防犯灯のあれとか、いろいろなことが出てくると思います。その辺の準備が間に合うのか。ぜひこれは間に合わせなくちゃいけないと思いますけれども、その辺を間に合わせるんだということの確約というんですか、答弁をいただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 通学方法につきましては、先ほど吉野議員さんの一般質問の中でもお答えしましたけれども、平成29年の夏休み前までには取りまとめていきたいということでございます。

送迎された保護者の方が子供たちの乗降の場所、それについては大多喜中学校周辺の空き地を借り上げるなりして対応できればとは思っております。

進入路につきましては、オリブの信号から真っすぐ大多喜中学校に向かって拡幅改良ということを考えておりますけれども、その辺は鋭意努力して進めていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今の補足なんですけど、通学方法については、今まで西小学校、西中学校の保護者を対象に4回実施しております。先ほど課長が申しあげましたように、いすみ鉄道、それから小湊バスを起点に考えてやっております。

最初に、7月に第1回目をやって、今既存のいすみ鉄道の時刻、あるいは小湊鉄道の老川



で走っている時刻等を保護者の方に提示しまして、基本的には今のところ、こういう形での通学方法ということだったのですが、保護者の方からもちょっと時間がかかり過ぎるのではないかということで、もう少し小湊バスと中野駅で待ち時間が少なくとか、あるいはいすみ鉄道の発車時刻に合わせて小湊鉄道を少し早くしたり遅くしたりできないかというような細かい注文が保護者の方からございましたので、教育課といたしましても、いすみ鉄道とか、あるいは小湊鉄道と何回も折衝をして、その都度、これだけ縮まりましたとか。まあ、いすみ鉄道の時刻を動かすとか、あるいは小湊バスさんが今走っている時刻を動かすというのは大変至難のことでありまして、ただ、それぞれの会社のほうも中学生が通うならばということで多少短縮していただいたり、動かしていただいているんです。

今のところ、そういうことで西畑、それから老川のあの広い範囲の中で、大変広い面積の中に生徒が今は45名です。統合する時点で49名の、あの広い面積の中で子供のいる場所が点在しているんです。そこをどううまく、できるだけ保護者の負担なく、子供たちが負担のないような形で大多喜中学校までの通学方法を考えるかということ、やはり緻密な計画と保護者に対する、大変点在している多くの保護者、できれば一人一人の保護者については、できるだけ自分のうちの近くから負担のないということで希望は出ているんですが、そういう事情がございますので、これからまた、先ほど課長が申しあげましたように、説明会をやりましても、説明会を聞きに来てくださっている保護者が平均すると32パーセントなんです。99名の対象者がおりますけれども。ですから、1回目は説明に来てくれるけれども2回目は来てくれないとかというように、今回4回目です。初めて説明会に来ましたと、そういう保護者もいらっしゃるんで、なかなか全員一人一人の保護者がどういうご意見を持っているかというのがつかめないんで、では意見を書いてもらうようなアンケートをとるのが保護者の意向が一番正確にキャッチできるかなということで今進めております。

ですから、できるだけ保護者の意向を聞きながら進めるということになると、やはり1学期間ぐらいまではかかるかなという思いがしていますが、ここは余りこっちの意見とかを押しつけるのではなくて、できるだけ保護者の方のご意見もいただきながら、よりよいところで落としどころを決めていきたいと、通学方法については考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 通学方法については、保護者の方、また生徒の子供たちと十分な協議をなさって、利用者が納得できる形をとっていただければと思います。

それで、先ほど課長の答弁の中で、私らが一番心配しているのは、多分車の送迎がかなりふえるのではなかろうかということは懸念しています。あの周辺は、もう駐車禁止だということで警察からもお達しがあったようでございますので、そこでやることはもうできないと考えております。

そうすると、周辺の空き地を借り上げる。これは多分ある程度めどがついているからそういった答弁があったのではなかろうかと思えますけれども、私を知る限り、周辺で空き地というのはないような気がするんです。かなり離ればあるかもわからないけれども、周辺では余りない。多分今皆さんやっているのがセブンイレブンの駐車場とか、あそこはもう一つ何か店舗がありますよね。何だっけ、しまむらさんとかヤックスさんとか。ああいったところしかないのかなと私の認識ではいます。

しかし、そこで送迎していいですよ、生徒を乗りおりさせていいですよということになると、当然そちらの会社との協議も出てくると思うんです。そこで、万一事故とか何とかあれば、当然それは店の責任も問われることになるでしょうから、その協定も結んでいかなくちやいけない。

それと、あと本当は進入路ができて完成して、そこから拡幅してどこかでロータリーか何かできればいいんでしょうけれども、だから、それをぜひ間に合わせていただきたいと思うんですけれども、それが統合までに間に合うんでしょうかということ。さっき課長が言ったように、周辺の土地を借り上げるということでもいいんでしょうけれども、周辺の土地というのはどこいらを目安にしているのか。それと拡幅工事で進入してロータリーとか何かができるのが間に合うのかということ。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 進入路につきましては、先ほどお話ししたんですけれども、今現状のところでは交通の混雑、議員のおっしゃるとおりなんで、今オリーブのところから保育園に行く道路があります。あれを延長して、田んぼのほうを拡幅しまして、今度曲がったところ。あれからグラウンドのほうへ入れるというところで、そこでUターンできるような形で、今もう既に協議を進めているところでございます。

ですから、できるだけそれを間に合わせるようにしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 質疑の途中ですが、まだ質疑があるようですので、ここで休憩をとります。午後からの質疑にしたいと思います。ここで休憩時間にお昼を頂戴していただきたいというふうに思います。

1時からの再開とします。

(午後 零時03分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（志関武良夫君） 質疑を続けたいと思いますが、その前に、先ほどの根本議員の質疑に対し答弁漏れがあり、答弁したい旨の申し入れがありましたので、これを許可しました。

答弁願います。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 午前中の根本議員さんの質疑の答弁漏れということでございますけれども、大多喜中学校に子供たちを送迎してきました保護者の方が子供たちの乗降場所なんですけれども、みつば保育園の近くに町で借りている土地がありまして、それは全部借りているわけじゃなくて、約半分ぐらいですので、その残り半分以上を借り上げるような形で乗降場所として考えていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ保護者の方が安心して送迎できるような場所を確保していただければと思います。

一番は、道路を間に合わせてもらうのがいいんでしょうけれども、道路というと、いろいろなことがあるでしょうから、当分の間は、そこを使って、安心に送迎してもらえるようにしていただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） では、質疑を続けます。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 通学方法についてなんですけれども、先ほども言いましたように、吉野議員さんの一般質問の中で、平成29年の夏休み前には答えを出したいという答弁だったと思いますが、今、ここでの質疑を聞いていますと、公共交通機関を使用することがもう既に前提になってしまっているようなお話になっているように感じております。この部分においては、ここは保護者の方との合意というのは既になされているということなんですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 現在は保護者説明会では、公共交通を利用した通学方法という

ことで提案をさせていただいておりますけれども、保護者説明会の中で、スクールバスでお願いしたい等の意見もございますので、保護者説明会でも出席者が約3割ということがございますので、やはり全員の方の意見を聞いていく必要があるだろうということで、これからアンケート調査を実施して、繰り返しになりますけれども、意見集約を図りまして、保護者の方々とよく相談して、来年の、平成29年の夏休み前までに取りまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。私もまだそういうふうな形で決定をしているような雰囲気の話は聞いておりませんので、できるだけもう少しきちっと煮詰めていただきたいと、このように感じておるところです。

次なんですけれども、先ほど公共交通機関を使いましたときに、中学生の通学時間帯に公共交通機関の時間を合わせていくような形でできるだけ検討したいということでお話ございましたけれども、現在のバスのダイヤ改正が行われたことによりまして、粟又方面のほうからバスを利用し、買い物や病院へ通っていかれていた一般の方が帰りの便の時間帯等も含めまして大変不便になって困っているという、こういったお声もございます。

公共交通機関でございますので、中学生だけではなく一般の方も利用されるということで、そういった部分も含めましての時間帯というものも含めて考えていただく必要があるのではないかなど、このように感じております。

また、老川方面から通学をされる生徒さんや保護者の方の通学には、どのように対応していく考えでいるのか。この辺を町としてはどういうふうに考えているのか。西畑のご父兄の方々からも、一番大変なのは老川の方たちなので、そこをしっかりとフォローしてあげていただきたいという、こういったお声をいただいております。

町は、こちらの大中に通っていただく場合に大変遠い地域の学生さんに対して、どのようにしていくお考えでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 今、保護者説明会では、通学方法についてお話をさせていただいておりますけれども、大多喜町は地域が広いものですから、特に老川地区は遠くなりますので、大変になると思います。

保護者説明会のほうは4回開催させていただいたんですけれども、全員の方の意見というものはまだ聞いておりませんので、これからアンケート調査によりまして意見集約を図って、

できるだけ子供たちに負担のかからないような形で通学方法は決定していきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今、一般の方に対する回答をいただいているんですけども、こちらのほうもご検討いただきたいと思います。

もう一点でございますが、先ほどから大多喜中の入り口の交通安全対策ということで出ております、裏側に道路を考えるとということでございましたけれども、ここは住民の方は、近隣に住んでいる方は、ここは非常に静かでいいところなんだということで、とても住みやすい環境にあるというお声を聞いております。そういったところに交通量がふえるということになるのかなと思ひまして、住民の方のご了解というのは、もう既にいただいているのかどうか。

それから、乗りおりのことなんですけれども、みつば保育園の、多分今先生方が駐車場を使っている場所だと思うんですが、あそこは非常に交通事故も多くて、今の保護者の皆様から非常に懸念をいただいているところでございます。建設課さんにご尽力いただきまして、さまざま看板ですとか、道路の標示ですとか、いろいろご尽力をいただいているんですけれども、それでもまだまだ危ないというお声をいただいている。そのみつば保育園の駐車場のところで、中学生の保護者がふえると非常に危険な状況になるのではないかと考えるんですが、この辺はどのように思われますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 今、表のほうは、うちが集まっていて、もう幅員広げられないということで、裏のほう、バイパス側のほうでいろいろ検討したんですけれども、あのルートは保育園の脇を通っていくルートが一番いいんじゃないかということで、あの交差点も少し改良して、当然真っすぐな交差点にしますけれども、一応そういうことでいろいろ検討はしましたけれども、一番いいルートじゃないかということで決めました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、通学の方法についてが話題になっておりますけれども、私たちは、説明会に対して、行いますから議員の皆さん出てくださいという通知を受けませんでした。今ここで話をしているように、最終的に統廃合するかどうかというのは、この条例を通

すか通さないかによって決まって、最終的な決定権は私たち議員にあるんだけど、親御さんたちが、地域がどんなふうを考えているのかという機会を私たちに公開しないのはどうしてでしょうか。

それで議員に適切な判断ができると考えておられるのでしょうか。誰が議員には話をしないと決定したんでしょうか伺いたいと思います。

それともう一つ、一クラス20人以下だと競争できない、切磋琢磨の機会が失われるということなんでしょうけれども、義務教育の本当の目的って競争することでしょうか。一体どこにあるのか説明して、どういうふうを考えているのか説明していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 説明会につきましては、保護者の方を対象に開催させていただきました。お知らせをしないということではなかったんですけれども。それで、議員の皆様には、その都度、全員協議会等で説明はさせていただいてきております。

20人以下だと競争にならないというようなことをごさいますけれども、やはり人数が多いほうが刺激があって、競争があり、切磋琢磨、そういう機会は、また生徒が多くなるに従って社会性も身につけてきますので、やはり生徒数は多い方がいいということで、統合のほうを進めさせていただいております。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 補足で申しわけありません。

説明会のほうは、住民説明会については全体にお知らせして来ていただいたと思いますけれども、住民説明会で大きな反対意見が出なかったものですから、住民については、これは意見がいただけたものと思って進めてまいりました。

あと保護者の説明会については、通学についての特区ということでありましたので、保護者の方に周知すればよろしいのかなということで議員の皆様にはお知らせしなかったということなのですが、それは出ていただいたほうがよかったのかなと今反省しているところです。

それから、2番目にご質問がありました小・中学校の義務教育の目的はどうかというお話でしたけれども、これは人間形成ということですので、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成するということです。

たまたま、近隣の小学校で今この学校統合について統合したほうがよいか、それこそ住民が半々に分かれて結論が出ない地区がこの近隣でありまして、大多喜町は先駆で2つの小学校が成功して統合しているので話に来てくれないかというような経緯を説明してくださいと

というような依頼がありまして、そのときに、2年前に統合した大多喜小学校の子供たちに、校長先生に依頼してアンケートをとっていただきました。

今、大多喜小学校にいる子供たちが統合したのは、今の3年生から6年生までの子供たち、全体で178名です。子供たちは、この統合についてどう思っているかというアンケート結果なんですが、178名、全体の中で、「統合してとてもよかった」というのが110名です。61.8パーセント。それから、「よかった」というのが61名、34.3パーセント。「統合しないほうがよかった」というのが7名です。3.9パーセントです。

「統合しないほうがよかった」という子供については、なぜ統合しなかったほうがよかったのかということを引きちと担任から聞いて、困っていることとか、悩んでいることがあったら、それは把握して指導するよにということとは私のほうから校長に申し上げたところですが、これを見ますと、子供たちが、「統合してよかった」というのが96.1パーセントです。96.1パーセントの子供たちが、上瀑、総元、大多喜、3小学校が統合してよかったという結論が出ています。

勉強の面で統合してよかったこと、1番が「いろいろな考えが聞ける」、これが34人、「楽しく勉強できる」「教えてもらえる」、この辺が非常に多い。だから、子供同士で教え合っているということだと思います。

それから、生活面でよかった点。「友達がふえた」、これが68。「たくさんの人と遊べる」36。

部活の面、「協力、助け合い、教え合い、レベルが上がった」、そういうこと。それから「2つの部活に入らなくていい」。小さい小学校ですと、1つだけでは足りないから、音楽もやってください、バスケットもやってくださいというようなことで2つかけ持ちなので、1つに集中できない点があった、そういうのがあったと思います。

こういうことで統合してよかったというのが非常に大きい。96.1パーセントの子供たちが実感として持っているということは、やはり子供同士の学び合いが、今まで10人以下のクラスでしたので、そこから見ると、よいと。

中学生については、さらに私は考え方、勉強の仕方、それから部活を通して、人間としての大きさが多くの生徒が交わることによって学ぶことが多いと考えておりますので、やはりある程度的人数の中での統合は進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 学生の、今教育長のお話によりますと、大分理解できてよかったというところでございますが、今いろいろ質問の中で、保護者の説明会の中の出席率が余りよくないということなんです、今後、出席できない方の意見を把握できるのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 保護者説明会につきましては、先ほどから申し上げているとおり、約3割の方ということでございますので、全員の方からの意見集約につきましては、アンケート調査によりまして行っていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、この条例の変更に反対の立場から討論させていただきます。

きのうの一般質問で大多喜高校の存続への危惧が複数の方から出されました。そのとき、学校の統廃合によって保護者や子供たちに負担がふえるようなことがあってはならぬという発言が議員さんのほうから出されました。私も本当にそのとおりだと思うんです。

私は、4回のうちの2回、保護者の方からの情報があって出させてもらったんですけども、通学に関する心配、それは、直ちに、即、子供の時間、自由時間が少なくなること、親の送迎のための時間と経済的な負担がふえることへの懸念から発しているものだと思います。

先ほど義務教育の本当の目的はという答えに対して、大きく人間形成だというふうに教育長が答えられました。私もそうだと思うんです。でも、通学に大変な時間がかかって、子供自身が疲れて帰って、中学生って部活がおもしろいから一生懸命やって疲れて帰ってきて、で、人間形成というのは、自分で自由に使える時間に形成されることが多いと私は考えてい



ます。時間的な保障がなければ、自己を磨く、自己に気づくということはできないだろうと思うんです。

そういう、例えば、今ブラック企業ということが問題になっておりますけれども、人間の理想として8時間働いて、8時間眠って、8時間自分で自由にできる時間が必要だ。中学生どうなのか。見ますと、もう7時になる前からうちを出て、7時過ぎにうちに帰るという生活をしている子供たちって多いだろうと思うんです。

そういう中で子供たちが自己を見失う。私たちが子供のころには考えられなかったようなとんでもない事件を引き起こす子供たちが日本列島中で生まれています。

子供たちの自由に使える時間を束縛していく親の経済的、時間的な負担をふやすということがこれだけはっきりしている。先ほど課長も、地域が広いので大変になる。私は、大変になることがわかっていて、あえて統廃合しなくてもいいと思うんです。

今は定住化、それからよそから来てもらおうという人口問題対策がかなりあれやこれや考えて、お金も投入して繰り広げられようとしていますけれども、よそから来る人は若い人に来てほしいと願っているわけですが、学校が近くにない、通学に大変な時間がかかる、そういうところは私は避けられると思うんです。そういう近くに学校がないということは、高校の、きのうの一般質問の中でも言及されていましたが、やっぱりまちづくりに大きな問題を投げかけると思うんです。

私は、立派な田舎で、小さいところで立派な田舎っぺをつくっていく、それが大多喜町の生きる道だと思っています。

親も子も頑張って、この町を守っていくために、老川・西畑地区の子供たち、土地っ子を育てる学校を守ってほしいと思います。

親御さんたち、地域の方の中には、今ごろになって統廃合するんだったら何で学校を建てたんだよ。私ども、そのとき、もう西畑地区の学校はなくさないって、そのとき共通の理解だったと思うんです。そのときの気持ちを忘れないで守ってほしいということ。

それともう一つ、先ほど大多喜小学校の子供たちのアンケートで、「よかった」「とてもよかった」を合わせると、全部で九十何パーセントでしたっけ。大多喜小学校の場合は、西畑・老川地区ほど通学の便、悪くないと思うんです。そういう点でも子供たちの反応というのは違うと思います。

今、競争、競争と言うけれども、人間にとって必要なことは競争ではなくて、自分が何者であるかということを一一人が気づくことだと思います。子供が競争するのは、他人とで

はなくて、自分の理想や夢との競争で自分を磨いていくんだと思います。ですから、私は、この中学校の統廃合に対して反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありました。

続いて、賛成者の発言を許します。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、反対者の意見を聞きました。統廃合しないほうがいいんじゃないかという意見もあるということでございます。しかし、それは本当でしょうか。アンケートをとって八十何パーセントは統合したほうがいい。それと、子供たちのことを本当に考えたらどうのこうの云々とありましたけれども、田舎っぺがどうのこうのとありましたけれども、大多喜町はもともと田舎っぺなんです。どこでも。都会に行けば。そのくらい子供のほうは、よく十二分に承知していると思います。

ぜひ統合して、子供たちに送迎、また経済的な負担をかけないような立派な教育課の方針を立てて、平成30年度ですか、統合に向けてぜひお願いしたいと、そう思います。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私も賛成の立場から、ちょっと野村議員と同じことを言うかもわかりませんが。

教育は、皆さん承知のとおり、子供を育てるためのものであると思います。私もこのところ、西小学校、中学校、交通安全教室で行って、子供たちに直接いろいろ聞いたことがあります。西中の中で、本来なら大勢でいろいろな部活をやりたいと。しかしながら、人数が少なく、その部活もできないと。

正直言いまして、十二、三年前から、ある子供たちは大多喜中学校で部活をやりたいからといって、本来西中に行くべき児童が大中に来ていると。ほかの子供たちは、やりたいんだけれども、みんなほかの友達が西中にいるから、大中に行けないよという生徒も何人かいました。それがかなえられる人はいいいけれども、友達を思って西中に残る人たちもいるわけでありまして、できればというよりも、父兄と子供たちがどうしても統合してくださいと言っているんだから、私は子供の意見を聞いて、即合併をお願いしたいと。

ただし、子供の負担と、あとは交通問題、父兄のいろいろな意見が出ましたことを最大限要望に沿うような形をぜひお願いして、統合をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 反対討論者はおりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） では、これで討論、賛成討論で2人でもう終わり。

（「ちょっと一言」の声あり）

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

○9番（吉野僖一君） 実は私、小学校のPTA会長やったときに、田代分校と宇筒原分校統合を先輩方がやって、最後まとめのときだった。岩崎さんが教育長だった。やはりお題目があったんです。未来ある子供たちの幸せのためにという、それ一言。それなんです。後で町長初め、教育長初め、環境整備。今皆さんが言ったとおりです。どうしたって、全部が全部——まあ、勤めの関係で送り迎えできる人もいるだろうし、そうすると、車寄せというか、そういう環境整備をやっていただければ、もうそれで。もうしようがないです。これだけ子供がいなくなっちゃったんだから。

そういうことで未来ある子供たちの幸せのためにという、その一言でいいんです。それでよろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論者はおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決したいと思いますが、なお、あらかじめ申し上げます。

この議案の場合は、地方自治法第244の2第2項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別多数議決となります。

したがって、議長においても表決権を有し、出席議員に含まれますので、ご承知願いたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で、その3分の2ということは7名ということになります。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手は9名です。

3分の2以上ですので、したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第62号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第62号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案つづり25ページをお願いいたします。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日公布されたことに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

内容につきましては、所得税法等の一部改正により、個人住民税の課税の特例として分離課税される特例適用利子、特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる所得に含めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

なお、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと存じます。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則中第12項の次に2項を加え、13項以降繰り下げるものでございます。加える2項につきましては、先ほど議案第60号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例でご説明申し上げました特例適用利子等及び特例適用配当等が課税の特例として分離課税になることに伴い、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる所得金額に、第13項では特例適用配当利子等の額を、次のページ、第14項では特例適用配当等の額をそれぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、条例の施行期日を平成29年1月1日とすることと定めるものでございます。

以上で大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 60号のときも反対討論の理由だったのですが、この特例適用利子及び配当は、やはり金持ち優遇です。そうでなければ、住民税は10パーセントのはずですから、大幅なおまけになると思うんです。

したがって、私は不公平税制の一環だと思いますので、反対いたします。

○議長(志関武良夫君) 反対者の討論がありましたので、次に賛成者の発言を許します。

9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) 時代が流れていまして、時代時代に合った税制というか、慎重審議してこういうふうに出されたと思いますので、私は詳しくはわかりませんが、これでオーケーでございます。

よろしくお願いします。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第63号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第63号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり29ページをお開きください。

本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年4月1日から指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の省令の一部が改正され、指定地域密着型サービスに地域密着型通所介護と指定療養通所介護が追加されたため、省令を準用する本条例についても改正する必要があるため、現行の条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、本条例は、基本的には省令に定める基準のとおりとしておりますが、介護報酬を請求するため、審査支払機関に提出した書類、その他省令で定める記録書類の保存期間については、省令では2年間としているものを条例では5年間としています。

今回の省令の一部改正において、指定地域密着型サービスに地域密着型通所介護、指定療養通所介護が追加されたため、これらのサービスについても記録書類の保存を行うとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案63号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条第1項」の次に「第36条第1項、第40条の15第1項」を「第17条第2項各号列記以外の部分」の次に「第36条第2項各号列記以外の部分、第40条の15第2項各号列記以外の部分」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 具体的に、現実のどういう事業がこんなふうに事業を広げますよというふうに説明していただけないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、指定地域密着型の通所介護につきましては、本来ですと、今県が指定しております通所介護、その事業所の18名以下の事業所が今度は都道府県の指定じゃなく市町村の指定または管理に移行されるものでございます。

それと、療養通所介護につきましては県の指定になっておりましたが、その部分についても町の指定になるというものでございます。

サービスの内容とかは、一応今までやっている通所介護のサービスと同じ状況でございます。ただ、療養通所介護につきましては、特に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患の後遺症等の重度の介護者、またはがん末期患者を対象とするサービスでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第7、議案第64号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第64号の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

計画の説明に入る前に、提案理由についてご説明させていただきます。

辺地に係る総合整備計画を策定して、公共的施設の整備をする場合、計画された事業に地方債を財源とすることができます。また、この地方債で総務大臣が指定した元利償還金につきましては、地方交付税の基準財政需要額へ算入されます。

本町におきましては、平成24年に策定いたしました会所・宇野辺辺地に係る総合整備計画が本年度で終了しますので、平成29年度から平成33年度までの会所・宇野辺辺地に係る総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、32ページのほうをお開きください。

総合整備計画書。

千葉県夷隅郡大多喜町会所・宇野辺辺地。辺地の人口103人、面積2.4平方キロメートル。

第1項、辺地の概況。

第1号、辺地を構成する町または字の名称。

大多喜町栗又字我越沢ほか、この辺地を構成する字の名称でございます。

第2号、地域の中心の位置。

大多喜町面白字井戸谷921番2が中心でございます。

第3号、辺地度数。

この点数は、100点以上が辺地の要件となっており、会所・宇野辺辺地は156点でございます。

第2項、公共的施設の整備を必要とする事情。



会所及び宇野辺地区にて構成される本地域は、町の最南部に位置し、町の辺地地域の中でも辺地の度合いが高い地域でございます。また、本地域については、町防災組織における同一管轄域となっており、共有した防災ルートの整備や近隣地域一帯が観光資源として活用されている中で、観光交流機能の強化としての共有した道路整備が有効であると考えられます。

町道宇野辺当月川線は、山間部を通る道幅の狭小な路線で車両のすれ違いが極めて困難であるため、路線整備により防災及び生活路線としての利便性の向上を図る必要があります。

次のページの第3項、公共的施設の整備計画。

整備の計画年度は、平成29年度から平成33年度までの5年度間でございます。

表内の施設名は1、交通・通信体系の整備（道路改良）町道宇野辺当月川線、事業主体大多喜町、事業費9,000万円、財源内容は全額一般財源で、辺地対策事業債を予定しております。

なお、この辺地対策事業債の起債の充当率は100パーセントで、元利償還金は地方交付税の基準財政需要額に80パーセント算入されます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） この事業に組み込むことができないかということでお聞きしたいんですけども、宇野辺トンネルの田代側の吹きつけが近年少し剥がれ落ちてきているようになっております。この修繕と、あとは同じく宇野辺トンネル田代側の樹木です。それが大きなものが覆いかぶさっていて車の通行等に支障が出てきているということではとかならないかというお話をいただいております。

当然、草刈り等の下刈りは、田代区の皆様と宇野辺区の皆さんがやっただけでいいんですけども、ちょうどこの沿線上にあるということで、この事業と一緒に組み込んでいただけて計画に入れてもらうことというのはできないものなのではないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 最初の宇野辺トンネルの関係ですけども、今年度コンクリートが剥離して落ちているという連絡が入りまして、補修員のほうで現地確認して、落とせるも

のは落として行いました。それで、それはライナープレートという鉄骨を保護するための、さびないようにするためのモルタル吹きつけがところどころ落ちたということで、構造上では問題はありません。これについては維持管理の範疇でありまして、この事業に組み込むことはできません。

トンネルについては、5年に1度点検が義務づけられていますので、その中で、対応できればと考えています。その中で別の事業がありますので、もし、そういう点検の中で何かありましたら、別の事業で対応したいと考えています。

また、田代・宇野辺間の山の枝のこさざりとか、これについても事業の中で組み込むことはできませんけれども、宇野辺地区については、粟又側、約1,600メートル維持管理やっておりますので、これについては、現場を見まして、また地元と連絡をとって対応したいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） これは、5カ年計画でやるということなのですが、田代側から宇野辺線に抜ける道路なのですが、川畑から田代に抜ける基幹農道の続きがこの路線に入っていたと思うのですが、その辺の今後の計画的なものというのはあるのかないのか。できれば、やれば、もっと観光交流機能の強化ということがもう少し生きるんではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） このルートについては、平成22年度に田代側から宇野辺、全線で3,660メートルを概略設計いたしました。その中で、田代から宇野辺間については、山が迫っていて、切り土が大変高くなる、土量が大きくなるということで莫大な経費がかかるということで、当時、粟又側の1,600メートルを改良するというような計画に変わりました。

特に、今のところ田代側をやるとかという計画は、今のところございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これは、当初の計画というのは、スーパー林道ということで、川畑からずっと平沢と、平沢から弓木、田代通過できていて、この間が残っちゃっていたわけです。

これは補助事業で、ほかに何かいい補助事業はないですか。その辺は当たってみましたか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） スーパー林道というか、川畑から田代に抜ける基幹農道、これは農業農村整備事業で私も当時かかわっていましたが、農業農村整備事業の中でやりました。

それで、その後の、例えば伊保田のほうに抜けるとか、この宇野辺のほうに抜けるというのは、農業、建設関係では、補助事業は交付金しかないんですけども、例えば、特産品とか、基幹農道はタケノコというのがあったんで、その流通の関係でできたんですけども、伊保田とか宇野辺のほうに何かそういう農産物とか、そういうのがあれば、また農業農村整備事業で当時は考えていたんですけども、ないということで断念したという経緯があります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

2時5分からの再開とします。それまで休憩です。

（午後 1時54分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時07分）

---

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、議案第65号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第65号の説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,092万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,942万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費から順次ご説明させていただきますので、38ページのほうをお開きください。

第2表、継続費。

款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、総額450万円、年度及び年割額は平成28年度180万円、平成29年度270万円で、この事業は平成30年度からスタートする次期介護保険計画を策定するために実施するものでございます。

平成28年度地域の高齢者の実状及びニーズ調査を実施し、平成29年度において調査結果の分析を実施、高齢者のニーズを反映した次期計画を策定するために継続費を設定するものでございます。

次の第3表は繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費の経済対策臨時福祉給付金事業1,455万5,000円は、経済対策分として国の補正予算で実施するもので、来年2月1日から受け付け、3月中旬から5月1日まで給付金の支給を実施するため年度内の完了が困難なことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

次の第4表は、地方債補正として起債を追加するもので、表内の起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業債、限度額は160万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

この災害復旧事業は、8月22日の台風9号及び豪雨により発生しました町道黒原上野線平沢地先の災害復旧工事に係るものでございます。

次に、42ページをお開きください。

## 2、歳入。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金605万4,000円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う国庫負担金の増額でございます。

次の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金33万3,000円の増額補正は、健康管理システム等の変更に伴う増額でございます。

次の目2民生費国庫補助金3,328万2,000円の増額補正は、経済対策臨時福祉給付金給付事業と町内介護事業所で導入する見守り支援機に対する補助金の増額でございます。

目3衛生費国庫補助金24万9,000円の減額補正は、額の確定による減額でございます。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金302万7,000円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う県負担金の増額でございます。

次の項2県補助金、目4農林水産業費県補助金157万6,000円の増額補正は、集積された間伐材を搬出する経費に対する補助金でございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金314万1,000円の増額補正は、中学生の学校給食費補助金に充当するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,206万6,000円の増額補正は、今回の補正の一般財

源として繰越金を充てたものでございます。

次の款20諸収入、項5雑入、目2雑入9万3,000円の増額補正の主なものは、千代田健康開発事業団の地域保健推進賞の受賞による助成金と予防給付介護負担金は、地域包括支援センターが事業所に委託したケアプラン作成分を国保連合会から受け入れたものでございます。

運動教室参加者負担金の減額は、健康クラブの自主活動化に伴う負担金の減額でございます。

次のページをお開きください。

款21町債、項1町債、目6災害復旧債160万円の増額補正は、町道黒原上野線の災害復旧工事に充当するものでございます。

次のページをお開きください。

### 3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費14万9,000円の増額補正は、会議録作成委託料でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費682万5,000円の減額補正の主な内容は、共済費は追加費用負担金等の減額、報償費は叙勲受賞者への記念品代、行政連絡員研修費補助金は、実績による減額でございます。

目4会計管理費5万9,000円の増額補正は、支払い通知書の窓つき封筒の作成でございます。

次の目5財産管理費394万8,000円の増額補正は、水道使用料の増額と薬草園の入り口右側に使用できないトイレがありますので、その解体撤去に係る工事請負費でございます。

次の目6企画費16万6,000円の増額補正は、京丹後市の交通政策、道の駅及び嵯峨野観光鉄道等の視察に係る旅費4人分でございます。

次の目7電子計算費178万円の増額補正の主な内容は、プリンター関係の消耗品の購入、健康管理システムの改修、職員用パソコン3台の購入等でございます。

次の目8諸費の1万5,000円の増額補正は、プレミアム商品券発行事業還付費でございます。

次の項2徴税费、目2賦課徴収費23万3,000円の増額補正は、軽自動車50CC以下のナンバーの購入費でございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費4,462万2,000円の増額補正の主な内容は、障害者福祉事業の介護給付費の就労移行支援利用者と計画相談支援利用者の増によ

るものと、次のページの経済対策臨時福祉給付金事業に係る事務費と給付費でございます。

給付金は1人1万5,000円で、対象者は生活保護者を除く非課税世帯で、かつ課税者の扶養になっていない方で2,000人を見込んでおります。

次の目5介護保険事業費372万9,000円の増額補正の主な内容は、地域包括支援センター運営事業は、事業所にケアプランの作成を委託するもので、諸収入で受け入れた額を全額充てるものでございます。

介護保険特別会計繰出金、次期介護保険事業計画等策定事業は継続費の今年度分で、地域介護・福祉空間整備等事業は町内介護事業所で導入する見守り支援機に対する補助でございます。

次の目6後期高齢者医療22万3,000円の増額補正は、人間ドック経費補助金の実績による増額でございます。

次の項2児童福祉費、目4児童福祉施設費67万5,000円の増額補正は、つぐみの森保育園の給水装置の点検修繕費、みつば保育園の雨漏りの修繕等で、児童クラブの運営事業は屋内消火栓用消防ホースの購入費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費30万円の減額補正は、健康づくり支援事業の自主グループ化に伴う賃金の減額と雑入で受け入れる千代田地域保健推進賞の助成金を充て、ボランティア用の被服を購入しようとするものでございます。

次のページをお開きください。

目4母子保健事業費30万円の増額補正は、不妊治療費の実績を見込み、増額するものでございます。

目5火葬場費77万7,000円の増額補正は、無相苑の畳の表がえ、電気ボックスの交換・修理、竹木の伐採手数料でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費36万3,000円の増額補正は、職員9人分の時間外勤務手当の増額でございます。

次の目5農地費37万1,000円の増額補正は、小沢又及び堀之内の用水路の補修用材料の支給と百鉢の農道崩落復旧工事に対する補助金でございます。

次の項2林業費、目1林業総務費378万5,000円の増額補正は、有害獣の捕獲頭数の増加として、猿23頭、イノシシ310頭、鹿237頭、小動物123頭の増加を見込み、報償金を増額するものでございます。

目2林業振興費157万6,000円の増額補正は、昨年度間伐作業により集積した間伐材を搬出

する経費に対する補助金でございます。

目3 大多喜県民の森運営費12万8,000円の増額補正は、臨時職員の社会保険料の増額でございます。

次の款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費159万9,000円の増額補正は、大多喜城下商店街振興会が管理する街路灯158基の塗装等の修繕事業に対する補助金でございます。

目3 観光費27万8,000円の増額補正は、大多喜駅前公衆トイレのフラッシュバルブの修繕と養老溪谷観光センターの公衆トイレの汚泥の引き抜きでございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費26万2,000円の増額補正は、会所弓木線のトンネルの照明用引き込み幹線の修繕工事でございます。

目2 登記費17万3,000円の増額補正は、職員2人分の時間外手当の増額でございます。

次のページをお開きください。

項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁費700万6,000円の増額補正の主な内容は、4トンダンプのミッションの交換、下大多喜の田代地先の立木の伐採撤去委託料、法定外公共物補修用材料は、葛藤区及び台区への資材支給で、備品購入費はショベルローダーを1台購入するものでございます。

目2 道路新設改良費1,014万1,000円の増額補正は、職員3人分の時間外勤務手当の増額、船子峯之越2号線ほかの路線用地の測量委託料と泉水住宅線の道路排水整備工事でございます。

次の款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費59万2,000円の増額補正は、消防水利標識と伊保田地先防火水槽設置に伴う調査、測量、嘱託登記の委託料でございます。

次の目4 災害対策費47万9,000円の増額補正は、災害備蓄保存用のパンの缶詰を購入するものでございます。

次の款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費563万3,000円の増額補正は、西小学校の更衣室の工事請負費と施工監理委託料、大多喜小学校の蛍光灯の基板の交換でございます。

次の目2 教育振興費12万3,000円の増額補正は、小学校入学予定者の入学準備金6名分でございます。

次のページをお開きください。

項3 中学校費、目2 教育振興費382万4,000円の増額補正は、柏市で開催された千葉県中学校女子駅伝大会及び千葉県新人体育大会に出場した大多喜中学校の陸上部、卓球部、柔道部、ソフトテニス部の生徒派遣に係る補助金と学校給食費補助金は、中学生199名分の学校給食



費全額を保護者に補助するものと、要保護・準要保護生徒に対する学用品等の不足額と中学校入学予定者の入学準備金1名分を見込んだ増額でございます。

次の項5保健体育費、目2学校給食費64万7,000円の増額補正は、厨房機器の修繕料でございます。

次の款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費640万円の増額補正は、町道黒原上野線の災害復旧工事と道路補修用材料費でございます。

次の款11公債費、項1公債費、目1元金89万9,000円の増額補正は、平成17年度に借り入れた臨時財政対策債及び減税補填債の利率は、10年後に見直す変動利率の元利均等償還で、利率が1.6パーセントであったものが0.1パーセントに変動したことに伴う元金の増額でございます。

次の目2利子294万3,000円の減額補正は、元金と同じ理由によるものと平成27年度借入額が確定したことに伴う減額でございます。

次の56ページから63ページまでの給与費明細書につきましては、人件費の補正に伴う一般職に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 47ページの企画なんですけれども、企画事務費で、京丹後市の視察とありましたけれども、具体的にどんな事業に興味があつて行くのか、説明してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回の京丹後市の関係でございますけれども、京丹後市では、ウーバーというシステムを活用した有料の配車サービスがスタートしております。これは、専用アプリからスマートフォンのGPSで現在地を取得し、付近の登録ドライバーに配車を依頼するサービスで、これは連携するNPOが実施しているということでございます。

一般的には、日本では自家用車で送迎するサービスというのは、無許可の白タク行為に当たるといふふうに言われておりますけれども、この場合、担当者のほうでは、交通空白地におけるニーズに応えるサービスとして、法定要件を満たし認可を受けているということでご

ざいます。

日本でも唯一やっているところですよ。そういう市町村を視察したいということと、あと京丹後市では道の駅というのがございます。これについては、西日本最大級のものということで、最初、オープン当初、これはいろいろ経緯がありまして、丹後王国「食のみやこ」がリニューアルということで、リニューアルしてから好調に推移したということで、オープン当初20万人としていた予定が約3カ月間でクリアして、50万人というふうに大幅に上方修正したということで、それらの実績もあわせて視察させていただきたいと。

それと、嵯峨野鉄道でございます。この鉄道につきましては、JR山陰線の複線化によって使われなくなった線路の観光利用を目的として、平成2年、社長以下スタッフわずか9名で発足したものでございます。溪流や奇岩など自然のつくり出す素晴らしい景観を車窓から楽しめる路線として知る人ぞ知る名所でしたが、観光資源として特に注目視されていたわけでもありませんでした。そこに観光列車を走らせるということ自体は、本来賛否両論があった中で事業がスタートしたものでございます。

それが2013年度以降、現在では年間100万人を超えるお客様にご利用いただくまでに成長したということでございます。これらの交通施策について視察をさせていただきたいということでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 55ページ、中学校教育費の給食補助費について伺います。

これは、いつから実施をするお考えなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 平成29年1月から実施する予定であります。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） これは多分1月からの経費ということで予算計上させていただいていると思うんですけども、中学生に1年間、全額補助した場合の経費と、仮に中学生と小学生全員を半額ずつ補助した場合の経費というのがもしわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 年間ということでございましょうか。

29年度で考えた場合なんですけれども、全額補助の場合は小学校で1,698万2,400円です。

中学生が1,088万640円。合計2,786万3,040円です。

それで、半額補助の場合なんですけど、小学生で849万1,200円、中学生で544万320円。合計1,393万1,520円でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 保護者の中から中学生から全額補助していただくということとともに、中学生と小学生の全員を半額補助という形から始めていただきまして、町で準備が整ったら全額補助というようなことはできないのかというご意見があるんですが、これについてはどのように思いますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） じゃ、私のほうからお答えします。

いろいろなご意見があろうかと思いますが、まず給食費の無料化をしていくときに、小学生はいずれ中学校に移りますんで、今すぐそういう益を得るといえるのか、恩恵を受けるのは、やはり中学生はもう1年でいなくなってしまうんです、ですから、まず中学生を受けていただくということが、そういう考え方で進めております。

半額になりますと、小学生にいる人のほうが有利になりますんで、中学生はすぐ1年ごとに出ていっちゃいますんで、そういうことで中学生から始めたということでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 教育関係でお伺いいたします。

要保護・準要保護児童生徒学用品補助にかかわって、やると決心しないときには認定が問題になっていたと思うんですけれども、この認定の関係はどうなっているんでしょうかお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 入学準備金の認定の関係ということでしょうか。

手続としては、1月に申請をいただきまして、2月に決定、交付していきたいということで考えております。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） じゃ、補足ですみません。認定のことですね。

今までできなかったというのは、そのご家庭の1年間の収入がはっきりわからないんで、

それがはっきりわかるのが5月、6月なので、前倒しでというのはできませんでしたということでありましたんですけれども、これを子供の貧困等の関係から、じゃ、前倒しするにはどうしたらいいかと考えたときに、その前の年を考えて、そこを基準にしましょうと。それで、5月と6月になって、もしかして認定よりも収入が多い場合は、それは返していただきましょうというような誓約書をとってということ。

例えば、ことし出すのについては、本来は27年度分の収入だったんですが、とりあえず26年度分の収入で認定をしましょうということです。28年度は収入が大変多くなっていったというのが後でわかったときには返していただきましょうということをやります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、29年度分の入学準備金以外の項目の申請についても改めて出す必要はなくて、もう小学校入学1年生、中学校入学1年生予定者は1月に申請出してもらえば、もう1年間有効ですよということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 入学準備金以外は、今までどおり新たに申請をしていただくということになります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、両方、小中の1年生については、2回申請するんですね。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そういうことになります。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 51ページの森林整備事業で、事業説明では林地残材というんでしょうか、間伐材。残しておいたのを搬出する費用だということでしたけれども、この事業主体はどこなのか。どういう利用をするために、どこに搬出するのか。それは有料で売れるのか、それとも全部くれっ放しになるのか。そういうことについて伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まず、事業主体はどこかということがございますけれども、これは委託でございますので、大多喜町になります。町が事業主体でございます。

(「どこへ委託する」の声あり)

○産業振興課長(吉野敏洋君) 千葉県の森林組合になります。

そして、利用の関係でございますけれども、利用につきましては、組合のほうではチップということで考えておるといことです。

さらに、有料で売れるかどうかということですが、多分組合のほうでは発電、バイオマス発電、こちらのほうに利用させていただければということで、当然有料という形になるかと思ます。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) そうすると、森林組合が両方からお金をもらうということになるわけですか。今ここに出てきた160何万でしたっけ、県からおりてきたお金をそっくりもらった上で、あとチップ会社から材木代をもらうんですか。

利用するということはいいことだし、そういう形で使えない間伐材、今まで放置されていた間伐材が利用できて新しい価値を生むということについては大賛成なんですけれども、商売としてやるには、補助金を受けてというのは何かひっかかるんですけれども。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 県からの補助金が事業費的には補助率が10分の4、4割というところ。残りの6割につきましては、これは事業主体、組合が持つというところでございます。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 森林組合が持つ6割分がチップの販売で得るといことですか。わかりました。納得いかないけど。だって、商売してマイナスが出るという。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) 55ページの学校給食費の補助の件について。

これは、学校給食法というのが法律で定められています。それに基づいて、運営経費は今まで学校教育を行う側で支払うと。それ以外の経費については保護者の負担とするというふうに明確に書かれています。その辺との整合性については、どのように考えているのかということと、あとこれ行うに当たって、当然学校給食法にも、なぜ学校給食を行うのかという趣旨は明確に書かれていますけれども、その趣旨にのっとって今後もやっていくということなのか。無料化と、また有料化と何か違いが出てくるのか。

それと、あと細かい内容が、この314万1,000円の細かい根拠が示されないと、果たして、これがどういった根拠で出てきたのかがわからない。

それと、あと課題もあるかと思っています。実は、これは大変いいことで、私もやってほしいとは思っていますけれども、当初、感謝の気持ちで、本当に大多喜町よくやってくれたという感謝の気持ちであると思うんですけれども、長年にわたってくると、もう当たり前だと。要は給食費の無料化なんて当たり前なんだというふうに感謝の気持ちが薄れてくるような気がすると思うんです。やっぱりその辺は保護者のほうに、常に、実は無料化というのは本当にまれなケースなんだよ。大多喜町は、こういった趣旨で、こういったためにやっているんだよということを常に情報発信していかないと、当たり前のことになってしまうと、これはまたなかなか大変なことになってくるんじゃないかなと思うんです。

それと、長くなって申しわけありません。これをやるに当たっては、要綱とか条例とかを当然つくらないと、これはできないと思っているんですけれども、その辺はどのような形になっているのか。

私、条例化して、これを恒久的にやるには条例化しないと、前も言いましたけれども、皆さん、変わっていく中で、要綱だと議会にはかからないわけです。条例化すれば議会にかかってくるわけですので、この辺条例で可決して、それで永久に恒久的にやるんだというふうにしておかれたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

長くなってすみません。それと、私は給食センターの運営委員会の委員長をやらせてもらっていて、その中でこの説明、今の前段は説明を受けていないんですけれども、説明を受けている中で、これ運営委員会でも決議したんですけれども、その中でさまざまな意見が出まして、そのときに出た意見、議事録はありますかと言いましたら、まだできていないということなんで、私の記憶の中で言うことになると思いますけれども、まず町外者については補助しないというような説明がありました。要は、いすみ市近隣だと、正立寺さんとか、今はいないようなんですけれども、生徒、子供の都合ではなくて、どうしても近いもんですから、こちらへ来ると。そのほうが勉強もしやすいということで来ると思うんですけれども、その方々には補助しないということだと思います。

その際、ほかの委員からも出たと思うんですけれども、まあ、仲間ですよ。要は、大多喜町もこれから本当に移住者なり部外者を受け入れていかないと、なかなか町として成り立っていかない面があると。そうすると、よそからわざわざ大多喜中学校に来てくれる生徒、大多喜中学校の生徒は1人でも多いほうがいいことでしょうから、その辺は部外者は何人で

もないでしょうから、部外者の方にも給食費補助してやったらどうかと。

それと、逆に、大多喜町に住民票を有していて、大多喜中学校に来ない。そういった生徒も何人かいると思います。それは、多分大多喜中学校に来たいんだけど、さまざまな理由で来られない。税金は払っているわけですから、それは自分の志と、要は自分は将来こういった人になりたいんだ、こういった方面に進みたいんだということになると、大多喜中学校ではなくて、私立とか自分が目指す学校に行きたい。大多喜に住んでいてです。行くという生徒もいると思うんです。そういった生徒は、税金も払っているわけですから、将来自分のためにという向学心で行くわけですから、そういった子供は、ある程度補助してやってもいいのかなという意見が出たと思います。

そういった意見をつけて運営委員会でも決議したと思っておりますけれども、皆さんが言われた意見は反映されたのか。私も委員長の立場として、それがどうなったかということについては各委員に報告する義務があると自分では思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） まず、内容についてでございますけれども、1月から中学生無料化ということで、人数が199名です。53日分で314万250円でございます。

それで、無料化を続けていった場合に感謝の気持ちが薄らいでいくということもございますけれども、補助金という形をとっていきますので、その中で、文書でその辺の無料化の趣旨について記載はして、周知はしていきたいと思っております。

それから、給食費については保護者負担ということになっております。そういうことで、直接町が負担するというわけにはいきませんので、補助金というような形で、それは行っていきたいということでございます。

それから、条例化でございますけれども、無料化については、補助金交付要綱で実施をしていきたいということでは思っておりますけれども、要綱については、申請及び認定等の事務を明記したもので行政事務等を進めるためのものがございますので、条例とする考えはございません。

それから、継続できるのかというのはございましたでしょうか。無料化を実施していくわけでございますけれども、やりました、終わりますというわけにもいきませんので、これは継続をしていきたいというふうに考えております。

町外者の方への補助については、町外から町内の学校に来ている子供たちおりますけれど

も、その方については、やはり無料化の財源というのは税金でございますので、町外の方には補助はできないという考えであります。

それから、逆に、町内に住所があつて町外の学校に通っている生徒、子供たちについては、町内に学校がございますので、町内の学校に行っていただきたいということであります。本人の都合でというか、事情で町外の学校ということでございますので、それは、支給は補助はできないというふうに考えております。

趣旨、目的ということでございますけれども、子育て世代の支援ということでございます。やはり子育て世代については、教育費というものが大変かかっているわけでありまして、例えば、ある統計では小学校が年間30万円、それから中学校については約48万円というような教育費がかかっているという統計データもございますので、そういうことで中学校から全額支給ということで、半額ではやはり、半額よりも全額で補助して支援をしていきたいということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほどお尋ねの質問の中でいろいろ答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、感謝の気持ちを伝えていくんで、これ毎年統一文書を出す。これ毎年、無料化については、こういった趣旨で出すんだよということを保護者の方に文書で出していただけたらと思います。

それと、あと当然これは継続してもらわなくちゃ困るんです。継続していくには、これは議会も認めたよ、正式に条例化で議決もとったよという形にしておけば、行政側でやめようといつても、これは議会が同意しなければやめられないわけですから。永久的に、恒久的にやるには条例化して、議会の決議をつくって、それで未来永劫やっていくという形にしないと、そのほうがより強固になるんじゃないでしょうか。

それと、あと趣旨、目的を聞かせていただきましたが、子育て支援ということですが、そうすると、さっき私が述べたように、大多喜町に在住して子供を育てている。これはどこに行っても同じことじゃないですか。大多喜町にいて育てて、子育てしているわけですから、大多喜町は子育て支援しますよと。それが大多喜中学校——何も大多喜中学校が嫌で来ている生徒ではないと思います。自分が向学心のために、将来のために私はこういった勉強をしたいんだと。それについては大多喜中学校よりもっといい学校があるということで行く。そういった生徒は、大多喜町としても、大多喜町に住んでいて、また将来大多喜町に帰ってくる



わけですから、そういった子供たちも差別しないで補助してやったらいいんじゃないかと思  
いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 内容的には、今課長の答弁したとおりでございます。やはり町税です  
から、町民に、あるいは子育ての世帯の皆さん方の支援ということで、基本的には町民の方。  
それで、町外に出られても、どうしてもやむなく出なきゃいけない人については出すことにな  
っています。特に子供さんの思いを持って出るものについては、これはそれなりに予算が  
あって出る話なんで、そこはもう分けましょうということであります。何よりも子育ての皆  
さん方は非常にお金がかかりますんで、そういったところはしっかりとはっきりと分けてい  
こうということでございます。

それで、さっき言いましたように、じゃ、町外の方を支援するということになりまして、  
じゃ、大多喜は無料だからといってどんどん入ってきますので、その問題もありますんで、  
それはやはり町民ということを中心に考えています。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、町長さんがおっしゃったとおりでありますが、じゃ、今どのくら  
い町内、町外から来ているかといいますと、この28年度、町外から大多喜町の小学校に通っ  
ている子供は7人です。西小に1人、大多喜小学校に2人、大多喜中学校に4人です。それ  
から、反対に町内から町外の学校に行っている子供、これは全部で17名おります。一番多い  
のは特別支援学校に行っている子供です。いろいろな事情で普通の学校ではちょっと無理だ  
というお子さんが夷隅特別支援学校とか、あるいは東金特別支援学校もあります。そういうお  
子さんが9名、17名のうち9名は特別支援学校へ行っています。これは、大多喜町ではそう  
いう学校がございませんので、そういうお子さんには補助をしますということです。

あと大原中学校に1名、三育小学校に4名、国吉小に1名、千葉市の宮崎小学校に、これ  
はきょうだいですがけれども2名、これが現状でありまして、先ほど町長がおっしゃいました  
ように、大多喜町の学校に行けば給食費は無料になるよということになりますと、比較的近  
いところからの、今の保護者の対応を見ていると、まあ、そろそろまではいかないと思  
いますけれども、かなりの人が給食費がただだからということで、住所は例えば勝浦に置いた  
まま、子供だけをこちらにということになると思いますし、また、ここの大多喜町に住所が  
あって、ほかの学校に行くのを認めるということは、無条件で区域外就学。大多喜町に住所  
のある人は、大多喜町の小学校、中学校というのがもともと決められているんですけども、

区域外就学といって、例えば柔道をやりたいから浦安へ行くとかというお子さんもいるわけです。そういう人を余り奨励するような形には——まあ、ご自分の力を試したいために行くんですけれども、そういう人をどんどん奨励するような形としては、教育委員会としては余り芳しくないというように考えておりますので、やはり大多喜町在住で大多喜町の小・中学校に通うということを基本にしたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本君。

○1番（根本年生君） 今の説明でよくわかりましたけれども、私は、将来、大多喜町は自分たちだけでは、当然人口が減ってきますから、部外者をいろいろ入れていかないといけないと思うんです。給食だけじゃなくて、ほかから人を招いてやっていかないと、なかなか成り立っていかないと。そうすると、よその人にも優しい町なんだよと、そういったことで部外者についてももっと広い心を持っていただいて、できるだけ来ていただけるような形を、門戸を開くと言うんですか、何かそういった体制をとられていただければうれしいかなと思って。今の事情説明はよくわかるんですけれども、そういったことを行っていただければ、どうかかなという思いで言いました。別に答えは結構です。すみません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 53ページ、地域防災対策事業の消耗品費なんですが、先ほどパンの缶詰ということでご説明いただいたんですけれども、これは防災備品倉庫の、要するに昔で言う乾パンの購入費ということでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 内容としましては、防災備蓄倉庫に備蓄するものですが、今度は缶に入ったやわらか目のパンということで乾パンではございません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。もし、これ乾パンということでしたら、私もそれを頼めないかなと思ったんです。やはり高齢者の方がふえましたので乾パンでは、ちょっとかめない状況もありますので、そういう配慮をいただいているということで大変ありがたいと思えます。すみません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） これで質疑をなしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

10分からの再開とします。

(午後 3時01分)

---

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第9、議案第66号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) 議案第66号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)のご説明をさせていただきます。

65ページをお開きください。

平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ15億8,818万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額2万8,000円は、職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額59万4,000円は、人間ドック経費補助金等の補正財源といたしまして前年度繰越金を充てるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、72ページ、73ページをお願いいたします。

款1総務費、項2運営協議会費、目1運営協議会費、補正額2万8,000円の増額補正でございますが、国民健康保険運営協議会の開催回数の増加に伴い、不足が見込まれる委員報酬でございます。

款8保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費59万4,000円の増額補正は、人間ドック利用者の増加により補助金の予算不足が見込まれることによるものでございます。

以上で大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 人間ドックは何名ふえる予定での補助金の増なのか伺います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 人間ドックの助成につきましては、当初予算で70件分計上してありました。その後、今年度末80件を見込んでの増額補正を今回させていただきました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第10、議案第67号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) それでは、議案第67号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

議案つづり77ページをお願いいたします。

平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,446万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、82ページ、83ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金68万9,000円の増額補正は、介護給付費の財源内訳変更に伴う国の法定負担金の増でございます。

項2 国庫補助金、目4 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）5,000円の増額補正は、地域支援事業費の増に伴う国の法定負担金の増でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目2 地域支援事業支援交付金6,000円の増額補正は、地域支援事業費の増に伴う法定交付金の増額でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金68万9,000円の減額補正は、介護給付費の財源内訳変更に伴う県の法定負担金の減額でございます。

項2 県補助金、目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3,000円の増額補正は、地域支援事業費の増に伴う県の法定負担金の増額でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節4 事務費繰入金69万8,000円の増額補正は、事務費増による一般会計からの繰入金でございます。

節6 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）3,000円の総額補正は、地域支援事業費の増に伴う町の法定負担金の増額でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金7,000円の増額補正は、地域支援事業費の増による準備基金からの繰入金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

84ページ、85ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費66万8,000円の増額補正は、主なものは町が指定する地域密着型介護事業所を管理するシステムの導入経費でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費3万円の増額補正は、保険料等通知実績の増に伴う補正でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス費824万3,000円の増額補正は、認知症グループホーム利用者の増に伴う増額でございます。

目3 施設介護サービス給付費1,395万4,000円の減額補正は、介護老人福祉施設（特養ホーム）利用者の減に伴う減額でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費170万円の増額補正は、主に特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与利用者の増に伴う増額でございます。

目4 介護予防住宅改修費32万9,000円の増額補正は、利用者の増に伴う増額でございます。

目5 介護予防サービス計画給付費130万円の増額補正は、介護予防サービス利用者の増に伴うケアプラン作成費の増額でございます。

項3 その他諸費、目1 審査支払手数料3万円の増額補正は、介護サービス利用者の増に伴う審査支払手数料の増額でございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費235万2,000円の増額補正は、事業対象者の増による補正でございます。

次のページをお開きください。

款3 地域支援事業費、項1 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費2万4,000円の増額補正は、住民主体の介護予防活動グループへのリハビリテーション専門職の職員を派遣する経費でございます。

以上で平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 85ページ、地域密着型介護サービス給付事業ということで、認知症グループホームの利用者がふえているということでございますが、何人ぐらいふえているような形なのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 申しわけありません。その数字はこちらのほうに、手持ちにありませんので、後日報告でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 申しわけありません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それともう一点でございますが、その下の段で特養の利用者の減ということでお話があったかと思いますが、ご説明があったと思うんですけども、特養が減になった理由というもので考えられるものは何なんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 特養の減の関係なんですけど、まだ正式には調査とか、そういうのはしておりませんが、実際に町の特養の入所希望者、その辺の数が減っているのと、あ

とご存じのように、大多喜特養の人数の定員割れというのもありますし、今後、来年度事業計画を策定しますので、その時点で調査のほうをしていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大多喜特養もそうなのですが、特養の希望者が減っているというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今大多喜町の特養の待機者といいますと、今50人が名簿にも載っておりますが、実際に在宅で希望している方は今現在17名ほどしかおりません。その中で早急に特養に入所したいという方は数名おりますけれども、その辺については順次今特養のほうに入っている状況ですので、実際に17名しかいないということで、なかなか入る人がいない。あと大多喜特養以外の特養ホームにも順番待ちというのがありますので、その辺でなかなか入る人がいない。そういったことでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第3号～請願第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第11、請願第3号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補



助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願書、日程第12、請願第4号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める請願書及び日程第13、請願第5号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める請願書を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号から請願第5号までを一括議題とすることを決定しました。

日程第11、請願第3号から日程第13、請願第5号までを一括議題とします。

請願第3号から請願第5号まで請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 請願3本一括提案ということですので、一括提案させていただきます。大変稚拙だと思うのですが、お許してください。

人口の急激な減少が大多喜町だけではなくて国民全体の大きな懸念になっています。少子化対策は喫緊の課題です。

少子化対策は経済政策、労働環境の改善、教育政策など多岐にわたりますが、出産、子育てにかかわる若い世代にとっては、保育環境の整備は待機児童の問題だけでなく、全面的に整備が必要だと思われます。その整備を国に要請することは時宜にかなったことと考えます。

今回、この件の請願者は県内の民間保育園、個人資格での保母、あるいは保育の研究者、学者、県内によって構成されているそうです。県内の自治体と毎年懇談を重ね、県内の保育の実態を毎年資料集として発行するなど、非常に真面目で誠実な活動をしている団体です。

私も保育問題を一般質問などで考えるときは、この団体の資料を使わせてもらって、大多喜町の保育状況の把握に努めています。

3本の請願については、既にお目通しされていることと思います。

まず1点目の公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書ですけれども、今、公立保育所の財源は国から来るお金は、一般財源化により、一般財源化というのは、もうこれは保育所に限るというレッテルつきではありませんので、ほかの事業にも使える可能性があるわけです。そのことによって保育所経営が自治体では厳しくなっているということが言われています。

そして、また公立保育所を建てかえる場合、民間が建てる時には補助金が出るのですが、公立保育所の場合は100パーセント自主財源に頼らなければならないので、今建てかえの必要を迫られている自治体については、公立保育所を廃止して民間にやらせるというふうに移っていますが、民間保育所については規制緩和により保育の水準が低下をしているということが指摘されております。保育の水準を保つためにも、特に大多喜のように過疎地では公立保育所が児童福祉施設として存続し続けることというのは、親のためだけでなく子供の幸せを保障する立場からも必要だと考えられます。

公立保育所建設のための補助金については、けさ、担当にこのとおりの確認してもらいました。担当は県にも聞きました。それから、隣の勝浦市にも聞いてみたんですけども、勝浦市は保育所の統廃合でこども園にするということなんだけれども、その建設費について大変苦慮している。ぜひ大多喜頑張ってくれと言われましたということを職員さんがおっしゃってございました。

ぜひ、かつてそうであったように、公立保育所の国からの交付金、一般財源化を廃止して、直接補助制度に戻す請願を出そうではありませんか。

2点目ですけども、子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書です。

日本の教育・保育にかかわる国の支出は、先進国の中では最低レベルで、若い世代が子供を産めない、負担が大きくて子供を産めないという現実が指摘されています。

昨年4月から導入された保育の新制度では、保育料は子供が1人なら減額になります。2人なら今までどおり、3人以上は値上げになるという少子化対策とは真逆の内容となっています。この件については、去年の6月議会で私は一般質問で町の独自の対策をとってほしいという提案をいたしました。でも本当のことを言って、市町村が独自でこれを補い、家計の負担を軽減することは、地方ほど財政的に困難であることはご承知のとおりです。

先進国では、例えばフランスを初め、保育料無料の国があります。国がほかの先進国並みに子育て費用の家計負担軽減をはかるため保育料を低減することを請願するのは、本町のためにも必要だと思われれます。

3点目ですが、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書ですが、7月の参議院選挙は、介護士や保育士の賃金が一般の労働者の平均賃金よりも月額で10万円ほど低いということが明らかになりまして、野党、与党を問わずこれを解消するという公約を掲げていたと思います。選挙で安倍さんも声を大にして言っていた記憶が

あります。

ところが、選挙が終わって来年度の予算折衝で政府が上げてきたのは6,000円の値上げという、10万円にはかなり乖離した額でした。特に働く母親にとっては保育所というのは大変ありがたい存在で、それは父親もそうかもしれませんが、小さい子供を育てるというのは、多くの家庭で母親の責任割合が大きいと思うんです。そのありがたい保育所を担っている保育士さんの中に大変な格差があるということ。それでも臨時の方々は頑張って正職員と同じように子供に接してくださっている。

ある臨時保育士さんのお母様は、はらわたが煮えくり返る思いがする。そういう娘さんの低賃金に対して、そういうふうなことをおっしゃっていました。ご本人もいろいろな場面でそんなふうな気持ちが湧き起こるのを我慢して働いてくださっているんだと思います。

都市部では待機児の問題があります。保育所の建物はつくった。だけれども保育士がいない。しかし、現実には、職についていない保育士資格を持っていらっしゃる方は、働いている方の2倍はいるだろうと言われていています。そういう方たちを職場に戻して、待機児童もいない、保育の質も上等だ、こういう保育行政を実現させるために保育士の処遇改善の意見書を大多喜町からも上げていただきたいと思います。

以上で、簡単ですが提案理由とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。

請願第3号から請願第5号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号から請願第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。なお、質疑、討論までは一括して行い、採決は個々に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論までは一括して行い、採決は個々に行うことに決定しました。

これより請願第3号から請願第5号まで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号から請願第5号については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

5 番野村賢一君。

○5 番(野村賢一君) 反対討論をさせていただきます。

この件に関しては、今本当に国の国会のいろいろ委員会の中で、いろいろな議員さんが政府と議論しております。与党、野党それぞれ質問しております。

その中で安倍総理が明確にこの件に関しては、答弁として29年度予算の税制、また予算の中でやるとうたっております。

また、地方六団体も政府に10月27日に新年度予算編成に当たって5項目の要望書を提出しております。措置してほしいと提出しております。

その中で国民の生活を守る社会保障基盤づくりの項目の中で、子供の貧困対策のさらなる充実強化。例を挙げれば、ひとり親家庭支援の拡充、公私間の格差の是正、また保育の受け皿の50万人の確保、保育士や介護職員、また処遇改善などに必要な地方財源の確保を要望しております。ここにおられます町長、議長、それなりに地方六団体の中に残しております。

地方六団体が、我々の長が、議会の長が町村議長会でも要望しているわけですから、改めて発議を提出しなくても、意見書を提出しなくてもいいのではないかということで私は反対討論にさせていただきます。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 反対討論が終わりました。

次に、本請願の賛成者の発言を許します。

9 番吉野僖一君。

○9 番(吉野僖一君) 6月議会だったかな。私も大多喜町の保育園のことで一般質問させて

いただきました。職員の処遇というか、大分臨時職員が多いということで、そこら辺も人口増とか、そういうことを考えたり、そしてフェイスブックで保育園が土手側ですか、川遊びをしている動画を見まして、ああ、大多喜は保育、教育にすごく熱心。やはり男の職員がいないと、ああいう滝のところからジャンプをさせて、滑り台でやる自然を生かした教育とか、そういうことをやるにはそれなりの人材、教育者がいないといけないと思うんで、私は、これプラス——まあ、上のほうで動いているという野村さんのお話ですが、一応市町村議員として町民の目線というか、私はそういうことを見て、これは現場は変わってきたなと思って。

フェイスブックも動画の川遊び、あとレンゲの種まきとかああいうのは、大多喜はもう宣伝で出しているんで、これからのそういう少子化、少子高齢化ということで、大多喜に教育の町ということで、これはいい機会だと思うんです。こういうあれ。それで私は一応賛成ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号から請願第5号までを個別に採決します。

初めに、請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

次に、請願第4号を採決します。

お諮りします。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（志関武良夫君） 挙手少数です。

したがって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第5号を採決します。

お諮りします。

請願第5号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

○議長（志関武良夫君） 挙手少数です。

したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

ここで発議案を調整します。

ここで暫時休憩とします。

4時からの再開とします。

(午後 3時46分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時00分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

ただいま、野中眞弓君外4名から、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出についての発議案が提出されました。

この発議案を日程に追加し、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（志関武良夫君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 追加日程第1、発議第4号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

局長。

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） 発議案を朗読いたします。

発議第4号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成28年12月8日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、野中眞弓議員、賛成者、大多喜町議会議員、吉野僖一議員、賛成者、同、渡邊泰宣議員、賛成者、同、根本年生議員、賛成者、同、吉野一男議員。

1枚おめくりください。

公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書（案）。

少子化対策が国の緊急課題となっている。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば2040年には500を超える自治体が消滅するという試算が出されている。

少子化対策は国の経済政策や労働環境の改善など多くの分野にまたがるが、子育ての分野では直面する待機児童の解消が重要課題となっている。

公立保育所の重要性はほとんどの市町村が認めているが、運営費などの一般財源化制度を国が導入しているため、公立保育所が老朽化などでどんどん廃園に追い込まれ、規制緩和などで保育水準の待機児童の解消に逆行する事態となり、規制緩和などで保育水準の低下が進んでいる。過疎地では民間進出が期待できず、公立保育所の維持が財政を圧迫している。

待機児童の解消を図るためには、地域の児童福祉施設としての公立保育所の存続が必要である。

よって、国におかれては、以下については緊急の対策を講じられるように要望する。

記。

1、公立保育所一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日。

千葉県大多喜町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当少子化対策大臣宛て。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほど請願の理由について述べたとおりですが、田舎の場合、待機児童の解消というよりかは、保育の質の維持、公立保育所の維持という点で一般財源化を廃止して直接補助制度に戻すことが重要だと思います。

ここには保育士のことは書いてありませんけれども、地域の児童福祉施設として、それからまだこれからも地域の文化の一つのセンターとしての役割もこれから先担う場合もあるやに思われます。

この地域で、これ以上の人口減少が起こらないためにも、若い世代が安心して預けられる公立保育所持続のために直接補助制度に戻していただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

発議第4号については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎保留答弁の申し入れ

○議長（志関武良夫君） 先ほど介護保険特別会計補正予算の審議の中で山田議員の認知症グループホームの件及び特養の件について答弁が保留となっており、答弁をしたい旨の申し入れがあり、これを許可しました。



答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 先ほどの山田議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

まず、認知症グループでございますけれども、当初延べ185名見込んでおりましたが、平成28年度末を見込みますと197名、12名ほどふえる予定で計算させていただいております。

それと特養ホームでございますけれども、当初1,005人見込んでおりましたが、今現在、28年度末を予想しますと大体970人、大分減りますので、その関係で減額という形をとらせていただきました。

○議長（志関武良夫君） ありがとうございます。

---

#### ◎休会について

○議長（志関武良夫君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす9日から会期末の平成29年1月24日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす9日から会期末の平成29年1月24日までを休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 本日はこれをもって散会とします。

（午後 4時11分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年1月24日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 江 澤 勝 美

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣